

こどもが自分らしく笑顔で育つまち

小城市こども計画

令和7年度～令和11年度

(案)



こどもは、小城市のたから

令和7年3月
小城市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
(1)	少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり	1
(2)	子ども・子育て支援新制度	1
(3)	こどもや若者を取り巻く動向	2
(4)	深刻な少子化の進行	3
(5)	こども施策の新たな推進	3
(6)	こども基本法の概要	5
(7)	こども大綱における基本的な方針	6
(8)	こども施策に関する重要事項	7
2	計画策定の趣旨	8
3	計画の位置付け	8
(1)	こども基本法に基づく「市町村こども計画」	8
(2)	関連計画との関係	9
4	計画の期間	9
5	計画の策定体制	10
(1)	小城市子ども・子育て会議	10
(2)	市民アンケート調査	10
(3)	こども・若者の意見聴取	10
(4)	パブリックコメントの実施	10
第 2 章	小城市のこども・若者を取り巻く現状	11
1	統計等からみられる現状	11
(1)	人口・世帯数	11
(2)	結婚・出生・就労	13
(3)	こどもを取り巻く様々な状況	15
2	幼児期の教育・保育施設の状況	17
3	地域子ども・子育て支援事業の状況	20
4	市民アンケート調査結果の概要	21
(1)	調査の概要	21
(2)	子どもの生活アンケートにおける経済的な状況の分類	22
(3)	結果概要の構成	22
(4)	結果の概要	23

5	こども・若者の意見聴取	62
(1)	実施概要	62
(2)	結果の概要	62
6	こども・若者の数（将来人口推計）	64
第3章	小城市におけるこどもまんなか社会	66
1	基本理念	66
2	基本的な施策の方針	67
基本方針1	成長に応じて切れ目なく支援する	67
基本方針2	全てのこども・若者の幸せを支援する	68
基本方針3	こども・若者と子育て当事者を社会全体で支える	69
基本方針4	安心して子育てできる環境をつくる	70
3	施策の体系	71
第4章	ライフステージ別の支援	72
1	こどもの誕生前から幼児期	72
(1)	妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	72
(2)	母子保健の推進	73
(3)	多様な保育サービスの展開	75
(4)	相談支援・育児不安の軽減	76
2	学童期・思春期・青年期	79
(1)	こどもの居場所づくりと健全育成	79
(2)	学校を通じた様々な学び	80
(3)	こども・若者の希望がかなうための支援	82
第5章	ライフステージを通じた支援	84
1	多様な遊び・体験の機会づくり	84
2	困難な状況にあるこどもや家庭への支援	86
(1)	障がいのあるこども・医療的ケア児への支援	86
(2)	児童虐待等対策の充実	87
3	こどもの安全を守る取組	89
(1)	安心・安全な生活環境の整備	89
(2)	こどもを事故・犯罪等から守るための活動	90
第6章	こども・若者と子育て当事者への支援	92
1	子育て・教育に関する経済的負担の軽減	92
2	地域の子育て支援と家庭教育・保育支援	93
3	ひとり親家庭への支援	94

第7章 第3期小城市子ども・子育て支援事業計画..... 96

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律.....	96
2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正.....	97
3 教育・保育の提供区域	98
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	99
(1) 1号認定(3-5歳・教育のみ)	99
(2) 2号認定(3-5歳・保育必要)	100
(3) 3号認定(0-2歳・保育必要)	101
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	102
(1) 利用者支援事業	102
(2) 延長保育事業	104
(3) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	105
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	110
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	111
(6) 養育支援訪問事業	112
(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	112
(8) 子育て世帯訪問支援事業	113
(9) 児童育成支援拠点事業	113
(10) 親子関係形成支援事業	114
(11) 地域子育て支援拠点事業	114
(12) 一時預かり事業	115
(13) 病児・病後児保育事業	116
(14) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	117
(15) 妊婦健康診査事業	118
(16) 産後ケア事業	119
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	119
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	120
(19) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	120
6 その他の基本的な取組	121
(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	121
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	121

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制及び進行管理	122
(1) 計画の推進体制	122
(2) こども・若者の意見聴取	122
(3) 計画の進行管理	123
2 本計画の指標	124

資 料 編	125
1 小城市子ども・子育て会議条例	125
2 計画策定の経過	127
3 小城市子ども・子育て会議 委員名簿	128

「こども」、「子ども」の表記について

こども基本法では「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」表記としています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使用しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成 15 年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

平成 17 年度-
小城市次世代育
成支援地域行動
計画

小城市（以下「本市」という。）では、「小城市次世代育成支援地域行動計画」（平成17～26年度）に基づき、子育て及び次世代育成に係る取組を実施してきました。

(2) 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年
子ども・子育て
関連 3 法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

平成 27 年度-
小城市子ども・
子育て支援事業
計画

本市では、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「小城市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「小城市次世代育成支援地域行動計画」による施策を包含して一体の計画とし、こども・子育て支援の量・質の充実及び安心してこどもを生み育てる環境や、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組を進めました。

¹ 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

(3) こどもや若者を取り巻く動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行前から、我が国のこどもや若者を取り巻く環境、国・社会の動向には様々な変化が起こっています。

平成 12 年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

平成 22 年
子ども・
若者育成支援
推進法

こども・若者への対応については、平成22年4月、こども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取組が進められることになりました。

平成 26 年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

こどもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 26 年
母子及び父子並
びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

平成 28 年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

令和 2 年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

（４）深刻な少子化の進行

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和５年
出生数が過去最
低に

令和６年６月の厚生労働省の発表によると、令和５年の全国の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和４年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのは８年連続となります。

令和６年
少子化対策関連
法案が成立

令和６年６月５日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第３子以降の支給額が倍増となっています。その他にも親の就労に関係なく子どもを預けられる「子ども誰でも通園制度」を令和８年４月から全国で開始することなどが定められています。

（５）こども施策の新たな推進

令和５年４月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和５年４月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和５年４月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和５年１２月
こども大綱

令和５年１２月には「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和６年４月
改正児童福祉法

令和６年４月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

令和6年度
以降の
放課後児童対策

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取組が進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日通知）により、継続的な取組の推進をしていくとされています。

(6) こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(7) こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に
関する基本的
な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(8) こども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のよう
に示しています。

1 ライフステー ジを通した重 要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困の解消に向けた対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステー ジ別の重要事 項

- こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／
居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やここ
ろのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報
提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／
体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の
安定のための取組／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への
支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者 への支援に関 する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促
進・拡大
- ひとり親家庭への支援

2 計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月策定の「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）により、安心して子どもを生み・育てることができる地域社会をつくるという考えのもと、「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」を基本理念として、幼児期の教育・保育の提供・充実及び次世代育成支援に関する様々な取組を推進してきました。

しかし、我が国では、深刻な少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、こどもや子育て家庭、若者世代の抱える様々な課題の複雑化・顕在化などが課題となっており、これからの社会を担う全てのこどもや若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が強く求められるようになっていきます。

今回、上記のような社会的状況と、前計画が令和6年度をもって終了することを踏まえ、引き続き幼児期の教育・保育の提供や地域における子育て支援の拡充に努めるとともに、こどもや若者、子育て当事者たる保護者が幸せに本市で暮らし続けることができるよう、こどもと若者にかかわる取組を一元的・総合的に推進するための計画として、「小城市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3 計画の位置付け

（1）こども基本法に基づく「市町村こども計画」

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を核としてきた前計画に対し、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」（こども基本法第10条第2項）としてこども大綱等を勘案するとともに、本市における以下の計画・取組を包含し、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するものとします。

【包含する計画】

○次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）

○子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

○こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）

【一体的な策定となる計画】

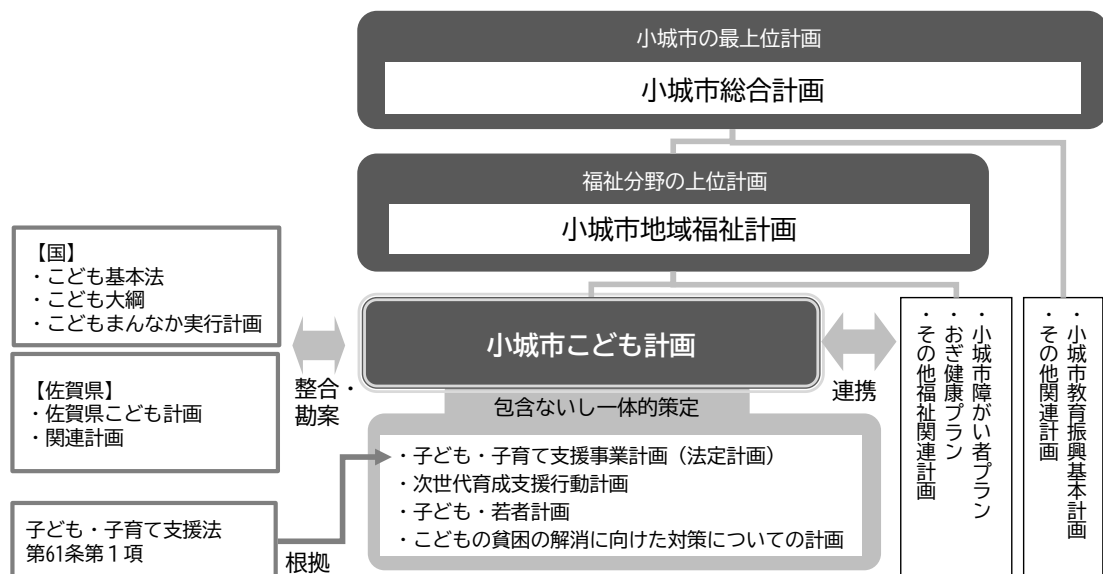
○第3期市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）

(2) 関連計画との関係

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。

本市の最上位計画である「小城市総合計画」における諸施策と方向性をととし、国・県による関連計画や、本市の福祉分野の上位計画となる「小城市地域福祉計画」ほか各種計画等との整合・連携を図り策定しています。

▼ 関連計画との関係



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

▼ 計画の期間

令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(前計画) 小城市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)			(本計画) 小城市こども計画 (令和7年度～令和11年度)				
		▲ 見直し					▲ 見直し

5 計画の策定体制

(1) 小城市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、こどもの保護者、市長が必要と認める者等により構成される「小城市子ども・子育て会議」において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。なお、市長が必要と認める者として、主任児童委員、労働者、市民団体、公募による市民のほか、大学生への委嘱を行い参加を得ています。

(2) 市民アンケート調査

本計画において推進する施策の検討にあたり、市民の子育てに関する実態や意見等を把握するため「就学前児童(0歳～5歳)の保護者」「小学生児童(1年～6年)の保護者」「市内小学5年生の保護者と児童」「市内中学2年生の保護者と生徒」「15歳～39歳(令和6年4月1日時点)の市民」へのアンケート調査を実施しました。

(3) こども・若者の意見聴取

アンケート等の統計調査では把握の難しい中学校卒業後のこども・若者自身の声を計画策定の参考とするため、市内の高校に通う高校生の参加による「小城市こども計画 高校生ワークショップ」を実施し、若者にとって住みやすいまち、こどもや子育てにやさしいまちなどについての意見をもらいました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画素案の段階で市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。
(令和7年1月24日～令和7年2月25日まで実施。意見なし。)

第2章 小城市のこども・若者を取り巻く現状

1 統計等からみられる現状

(1) 人口・世帯数

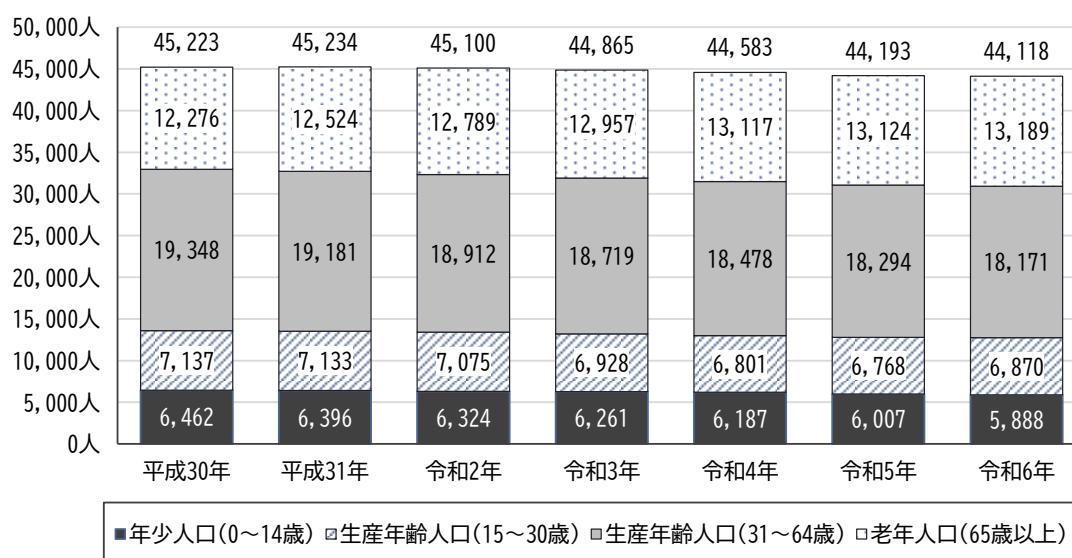
①総人口・年齢層別人口

本市の総人口は平成31年をピークに減少傾向にあり、平成31年の45,234人が、令和6年では44,118人となっています。

年齢層別に同期間（平成31年～令和6年）の人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は508人の減少となっており、老年人口（65歳以上）は665人の増加となっています。

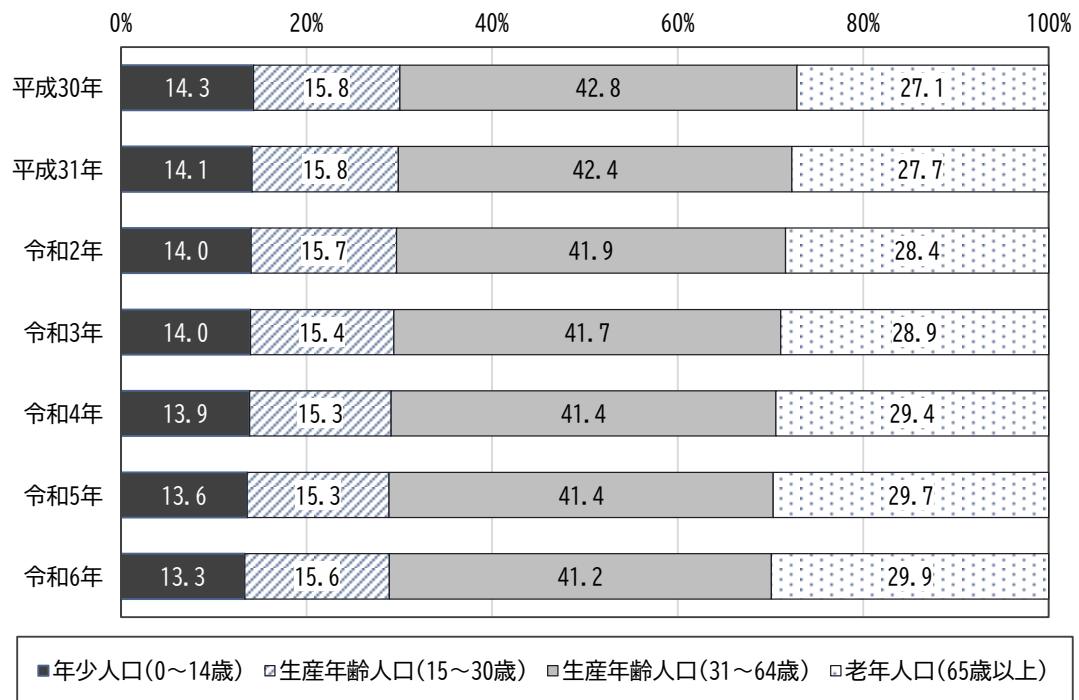
年齢層別人口の割合においても、年少人口の割合が継続的に下降し、老年人口の割合が継続的に上昇しており、少子高齢化が進行している状況です。

▼ 年齢層別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

▼ 年齢層別人口の割合の推移

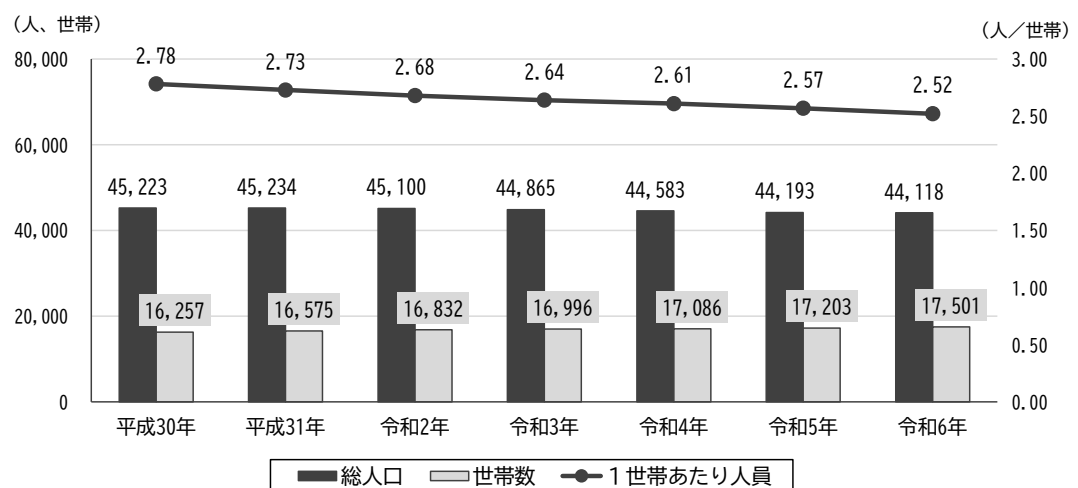


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯数と1世帯当たり人員

世帯数は平成30年から令和6年まで継続的に増加していますが、総人口は平成31年以降減少しており、1世帯あたりの人員は平成30年の2.78から令和6年の2.52まで継続的に減少しています。

▼ 世帯数と1世帯当たり人員の推移



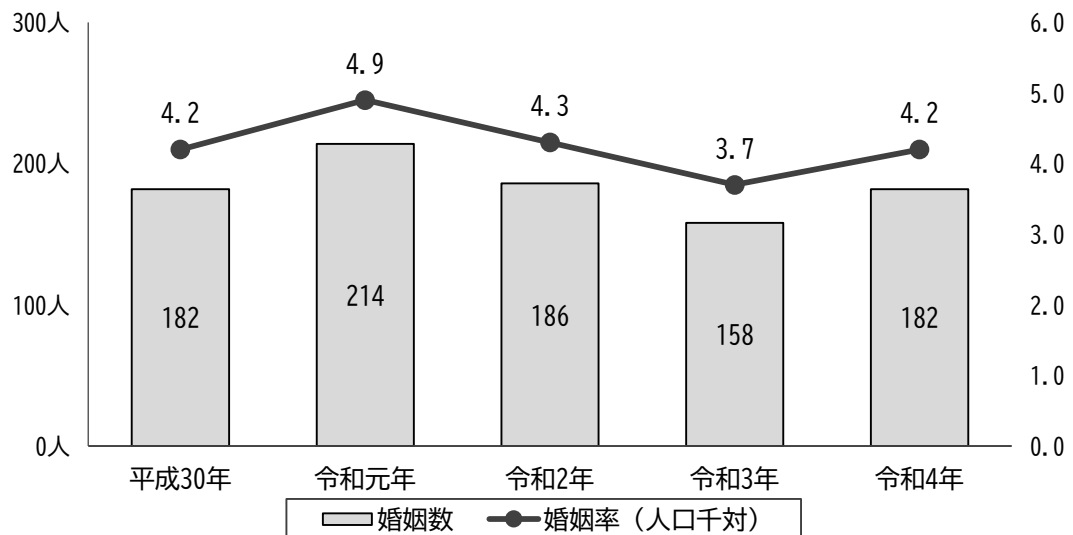
資料：総人口 住民基本台帳（各年4月1日）／世帯数 行政区別人口・世帯数（各年3月31日）

(2) 結婚・出生・就労

① 婚姻数・婚姻率

婚姻数及び婚姻率（人口千対）は令和元年から令和3年まで下降が続きましたが、令和4年には上昇に転じています。

▼ 婚姻数・婚姻率の推移

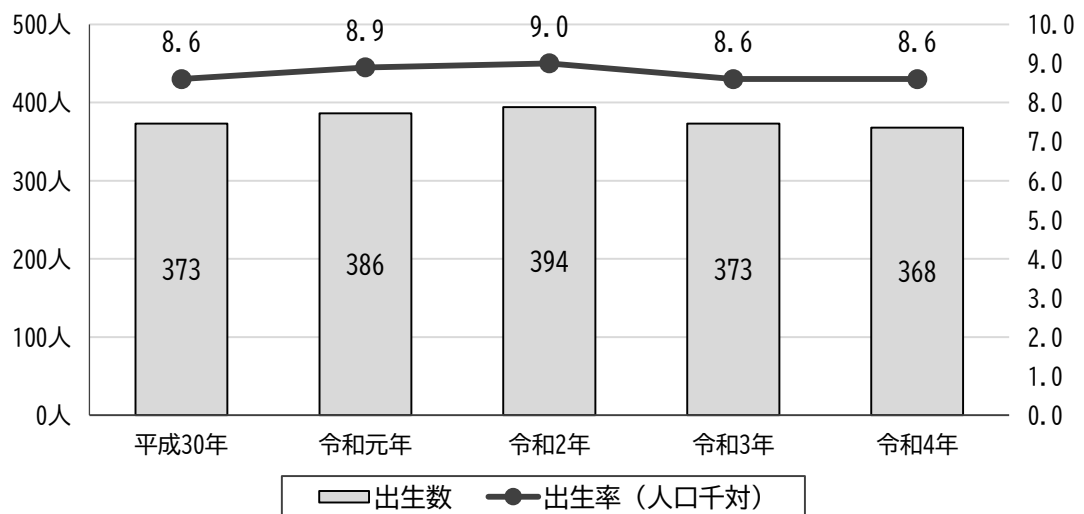


資料：人口動態統計（さが統計情報館）

② 出生数・出生率

出生数・出生率（人口千対）は平成30年から令和2年まで上昇が続きましたが、出生数は令和3年、令和4年にかけて下降しています。令和3年から令和4年にかけて人口も減少しているため、出生率は横ばいとなっています。

▼ 出生数・出生率の推移

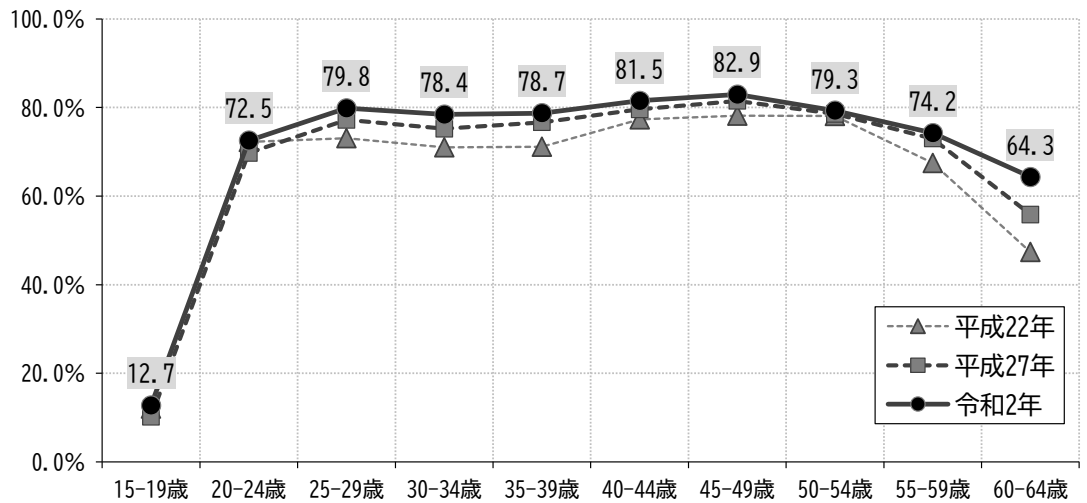


資料：人口動態統計（さが統計情報館）

③女性の就労状況

女性の就労状況をみると、働く女性の割合が出産～子育て期に一旦低くなる、いわゆる「M字曲線」は非常に緩やかです。20歳代後半から30歳代まででわずかな下降がみられるものの、そのカーブは平成22年、平成27年と比べて緩やかになってきており、本市においては子育て期と考えられる女性が仕事を離れずに就労を続ける傾向は大きいことがわかります。

▼ 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

(3) こどもを取り巻く様々な状況

①障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数の推移をみると、18歳未満の身体障害者手帳所持者は年による増減をみせながらわずかずつ増加の傾向にあり、18歳未満の療育手帳所持者は平成30年以降継続的に増加しています。また、20歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者は令和2年（年度末）まで30名前後で推移していましたが、令和3年以降は増加の傾向にあります。

▼ 障害者手帳所持者数（3障害）の推移

単位：人

	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
身体障害者手帳 (18歳未満)	36	33	37	38	37	40
療育手帳 (18歳未満)	81	95	96	101	103	116
精神障害者 保健福祉手帳 (20歳未満)	30	29	32	44	49	64

資料：身体障害者手帳・療育手帳は小城市障がい者プラン／精神障害者保健福祉手帳は佐賀県データ
※精神障害者保健福祉手帳は県による集計が10歳ごと（各年度末時点）

②外国人のいる世帯の状況

全世帯数に対する外国人のいる世帯の割合は、1.20%（令和4年）から1.85%（令和2年）までの幅で年による増減がみられ、一律の上昇ないし下降の傾向はみられません。令和4年から令和6年にかけては上昇が続いています。

▼ 世帯数と外国人のいる世帯数の推移

単位：世帯

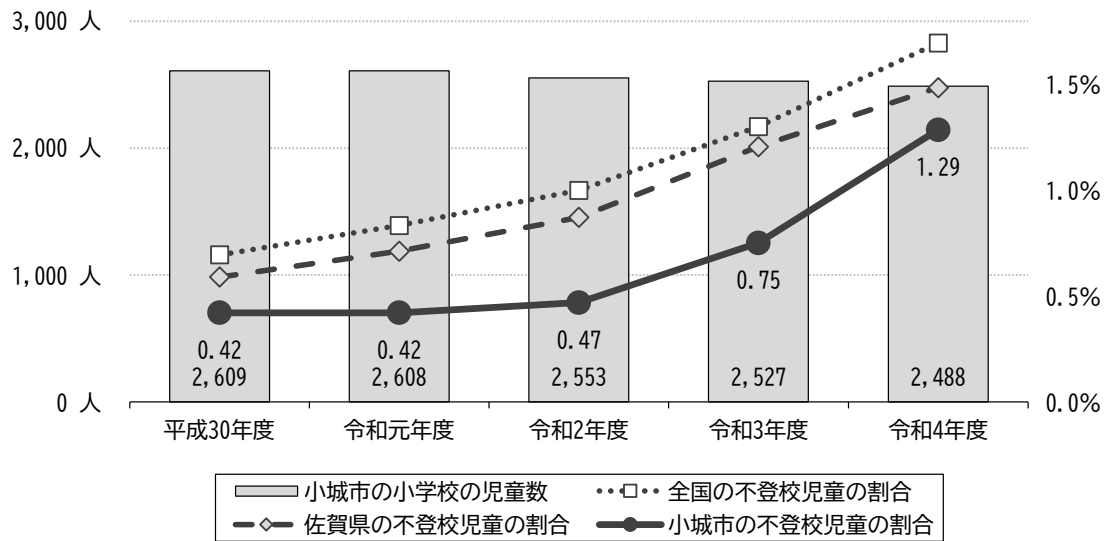
	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
世帯数(A)	16,587	16,830	16,999	17,097	17,203	17,510
外国人のいる 世帯数(B)	225	311	282	205	210	294
(A)に占める (B)の割合	1.36%	1.85%	1.66%	1.20%	1.22%	1.68%

資料：指定区別年齢別男女別人口調、国籍別年齢別男女別人員調査

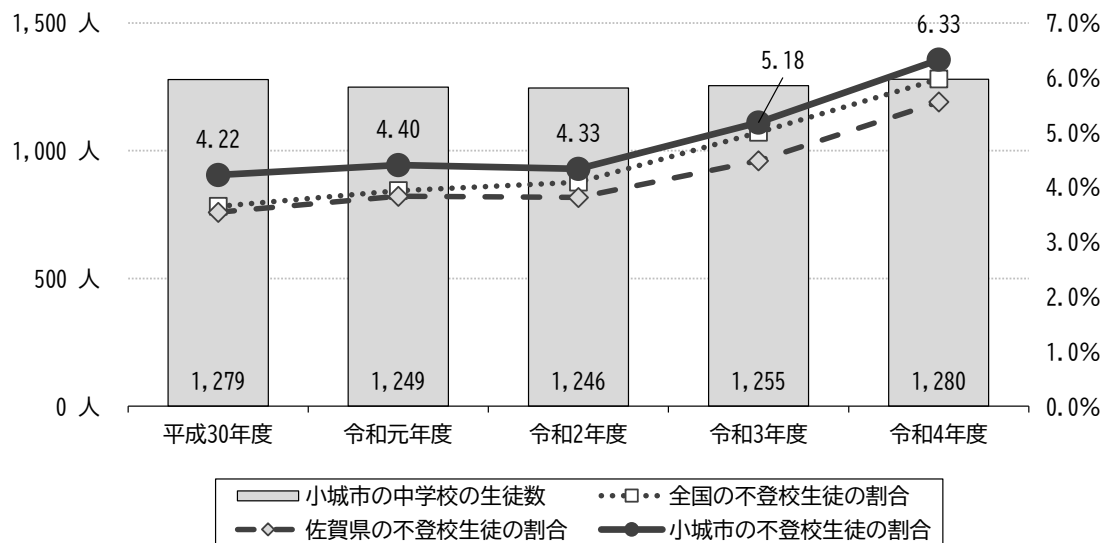
③小中学校における不登校児童生徒数

本市では、小学校の児童数は減少が続いており、中学校の生徒数は令和2年度以降増加が続いています。児童生徒数に対する不登校の児童生徒数の割合は小学校・中学校とも上昇の傾向にあり、小学校では全国及び佐賀県よりも低い水準、中学校では全国及び佐賀県より高い水準で推移しています。

▼ 小学校の不登校児童の割合の推移



▼ 中学校の不登校生徒の割合の推移



資料：国・県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査／小城市は庁内データ

2 幼児期の教育・保育施設の状況

市内における幼児期の教育・保育施設の状況及びその利用状況は以下のようになっています。

①幼稚園の利用状況

幼稚園は、3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。市内には「晴田幼稚園」（公立）の1施設があります（令和9年3月末に閉園予定）。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		90	90	90	90	90
利用人数 (市内1施設)	3歳	9	12	12	8	4
	4歳	10	10	12	13	7
	5歳	13	12	9	13	14
合 計		32	34	33	34	25

(年度末時点)

②認定こども園の利用状況

認定こども園は、幼稚園（1号）と保育園（2・3号）のそれぞれの良いところを活かした施設です。3歳児クラス（年少クラス）からは、同じクラスに1号で通園する幼児と2号で通園する幼児がいます。市内には、「認定こども園 三日月幼稚園」（公立）、「小城ルーテルこども園」「たちばな保育園」「おひさまこども園」「牛津ルーテルこども園」「牛津こどもの森」「あしかりこども園」「みさとなごみ園（令和6年9月から）」（以上、私立）の8施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		1,041	1,041	1,049	1,040	1,030
利用人数 (市内7施設)	0歳	59	58	64	62	65
	1歳	99	100	101	111	114
	2歳	121	122	126	132	139
	3歳	215	217	211	206	199
	4歳	226	215	220	216	204
	5歳	222	227	215	223	217
合 計		942	939	937	950	938

(年度末時点)

※利用人数等は、令和5年度までの施設の実績となっている（みさとなごみ園は令和6年9月から）

③保育園の利用状況

保育園は、保護者の就労などの理由により保育の必要性を認められたこどもを、保護者に代わって保育する施設です。市内には、「小城保育園」「砥川保育園」（以上、公立）、「いわまつ保育園」「三里保育園」「さくら保育園」「砥川みのり保育園」（以上、私立）の6施設（令和6年9月以降、5施設）があります。

なお、「三里保育園」は、令和6年9月から認定こども園「みさとなごみ園」へ移行されています。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		582	672	652	662	662
利用人数 (市内6施設)	0歳	47	50	44	45	42
	1歳	80	78	74	70	79
	2歳	86	96	91	86	75
	3歳	101	101	109	98	106
	4歳	101	112	104	107	99
	5歳	110	106	110	103	108
合 計		525	543	532	509	509

(年度末時点)

※利用人数等は、令和5年度までの施設の実績となっている

④小規模保育施設の利用状況

小規模保育施設は、少人数のこどもを預かる保育施設で、0歳児から2歳児までが対象です。市の定める認可基準を満たした施設が「小規模保育施設」として認可されます。市内には、「みどり保育園」「小規模保育園 おほほ」「砥川みのり小規模保育園」「小規模保育園 みらい」（以上、私立）の4施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		46	46	43	53	55
利用人数 (市内4施設)	0歳	12	12	12	17	13
	1歳	21	14	17	21	24
	2歳	8	17	13	17	17
合 計		41	43	42	55	54

(年度末時点)

⑤事業所内保育施設の利用状況

事業所内保育施設は、企業が事業所内の従業員のこどもに加えて、小城市の認可を受けて地域住民の保育を必要とするこどもにも保育を提供する施設です。市内には、「ひらまつ保育園」（私立）の1施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		0	60	60	60	60
利用人数 (市内1施設)	0歳	0	17	16	27	14
	1歳	0	14	16	13	17
	2歳	0	9	9	15	10
合 計		0	40	41	55	41

(年度末時点)

⑥企業主導型保育施設利用状況

企業主導型保育施設は、内閣府指導により、「認可保育園と同基準」で運営をしている施設のことです。市内には、「すまいる保育園」（私立）の1施設があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数		40	40	45	45	45
利用人数 (市内1施設)	0歳	8	8	8	4	5
	1歳	8	9	8	8	7
	2歳	8	9	10	8	8
	3歳	4	9	10	8	8
	4歳	0	4	8	9	8
	5歳	0	0	4	8	9
合 計		28	39	48	45	45

(年度末時点)

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」のうち、「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況等は以下のようになっています。

事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業 【単位：実施か所】	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業 【単位：人(年延べ)】	8,346	9,534	11,627	13,859
妊婦健康診査 【単位：人(年延べ)】	377	369	336	290
乳児家庭全戸訪問事業 【単位：人(年)】	380	368	380	352
養育支援訪問事業 【単位：人(年延べ)】	194	190	103	115
子育て短期支援事業 【単位：人(年延べ)】	21	0	39	35
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【単位：人(年延べ)】				
低学年	205	250	178	124
高学年	183	416	548	349
一時預かり事業 【単位：件(年延べ)】				
幼稚園	15,527	17,208	17,572	14,748
ファミリー・サポート・センター	1,250	1,234	1,028	1,005
延長保育事業 【単位：人(年延べ)】	636	680	589	590
病児保育事業 【単位：人(年延べ)】	229	323	359	473
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 【単位：人(登録者数)】				
1年生	191	179	208	206
2年生	165	158	152	177
3年生	92	110	115	116
4年生	62	46	54	79
5年生	22	24	20	25
6年生	5	6	13	8

4 市民アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

こどもの生活状況や、家庭の状況、市の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望などを伺い、こどもや若者の支援に役立てるとともに、今後のこども・若者支援、子育て支援に関する施策を検討するために実施しました。

②調査対象

①子育て支援に関するアンケート調査

就学前児童の保護者／小学生児童の保護者（各1,000名を無作為抽出）

②子どもの生活アンケート

市内小学5年生の保護者と児童／市内中学2年生の保護者と生徒（全数）

③こども計画策定に関する調査(若者)

15歳～39歳（令和6年4月1日）の方（1,000名を無作為抽出）

③調査期間及び調査方法

①令和6年3月1日～3月19日

学校及び園を通じて配付、学校及び園を通じての回収と郵送回収の併用

②令和6年3月1日～3月19日

保護者：学校を通じて配付、回収／児童・生徒：学校で配付、記入、回収

③令和6年6月21日～7月21日

郵送配付／郵送回収及びWEB回答

④配付・回収状況

①子育て支援に関するアンケート調査

	配付数	回収数	回収率
就学前児童(0歳～5歳)の保護者	1,000票	630票	63.0%
小学生児童(1年～6年)の保護者	1,000票	680票	68.0%

②子どもの生活アンケート

	配付数	有効回収数	有効回収率
小学5年生の保護者	429票	349票	81.4%
中学2年生の保護者	423票	335票	79.2%
小学5年生の児童	429票	412票	96.0%
中学2年生の生徒	423票	373票	88.2%

③こども計画策定に関する調査(若者)

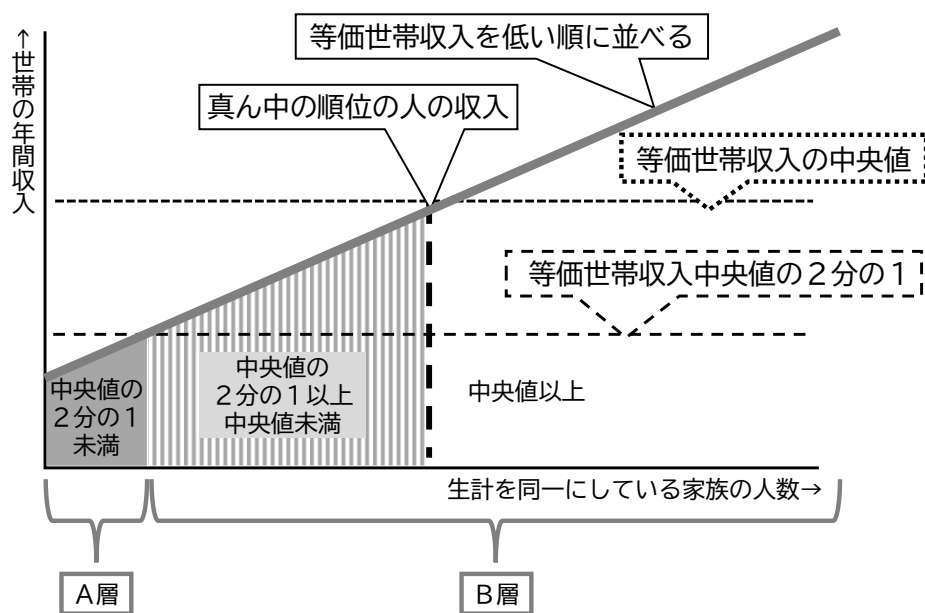
	配付数	有効回答数	有効回収率
15歳～39歳の市民	1,000票	209票	20.9%

(2) 子どもの生活アンケートにおける経済的な状況の分類

子どもの生活アンケートの保護者票では「世帯全体のおおよその年間収入（税込）」の設問と、「生計を同一にしている家族の人数」の設問を設けています。ここから等価世帯収入の中央値を求め、「中央値の2分の1未満」に属する家庭を「A層」、「中央値以上」及び「中央値の2分の1以上中央値未満」に属する家庭を「B層」と表記し、経済的な状況別としてクロス集計を行っています。

▼ 経済的な状況の分類

等価世帯収入＝世帯の収入を、同居家族の人数の平方根で除す



(3) 結果概要の構成

本計画は、「こども大綱」を勘案することから、以下の結果概要では7種の調査全体を合わせ、同大綱における重要事項の内容を参考にまとめています。

また、以下において、調査名は次のように表記します。

- 就学前児童(0歳～5歳)の保護者：【就学前保護者】
- 小学生児童(1年～6年)の保護者：【小学生保護者】
- 小学5年生保護者：【小5保護者】
- 中学2年生保護者：【中2保護者】
- 小学5年生：【小5】
- 中学2年生：【中2】
- 15歳～39歳の市民：【若者】

(4) 結果の概要

こどもが権利の主体であること

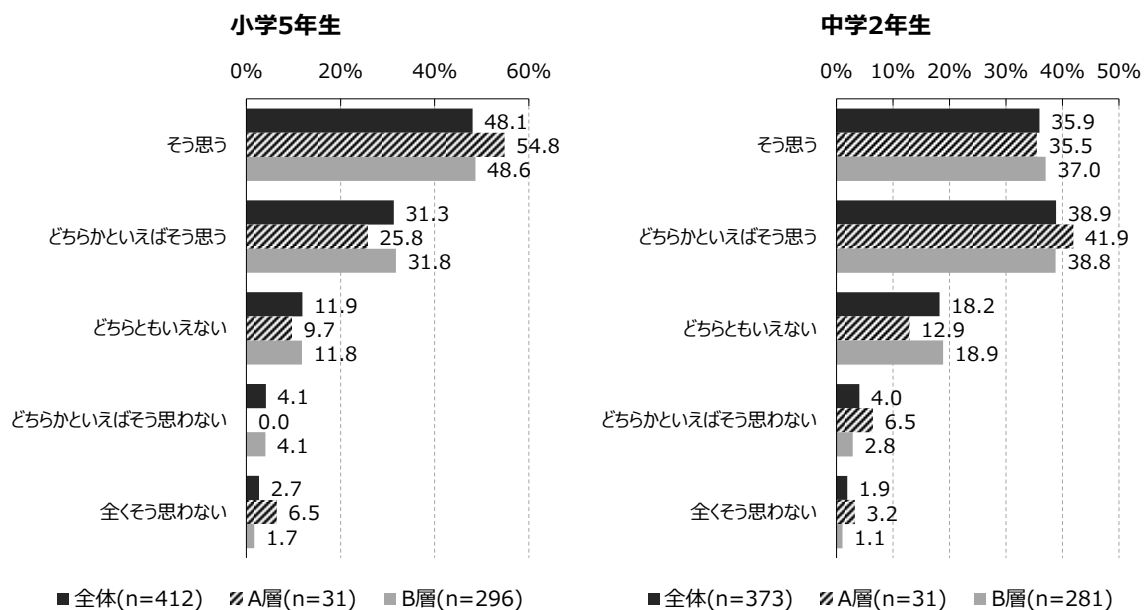
意見や考えが、大人に聞いてもらえていると思うか

【小5】【中2】

問 自分の意見や考えは、まわりの大人の人にきちんと聞いてもらえていると思いますか。

小学5年生では「そう思う」が48.1%と最も多く、「どちらかといえばそう思う」が31.3%、「どちらともいえない」が11.9%。

中学2年生では「どちらかといえばそう思う」が38.9%と最も多く、「そう思う」が35.9%、「どちらともいえない」が18.2%。

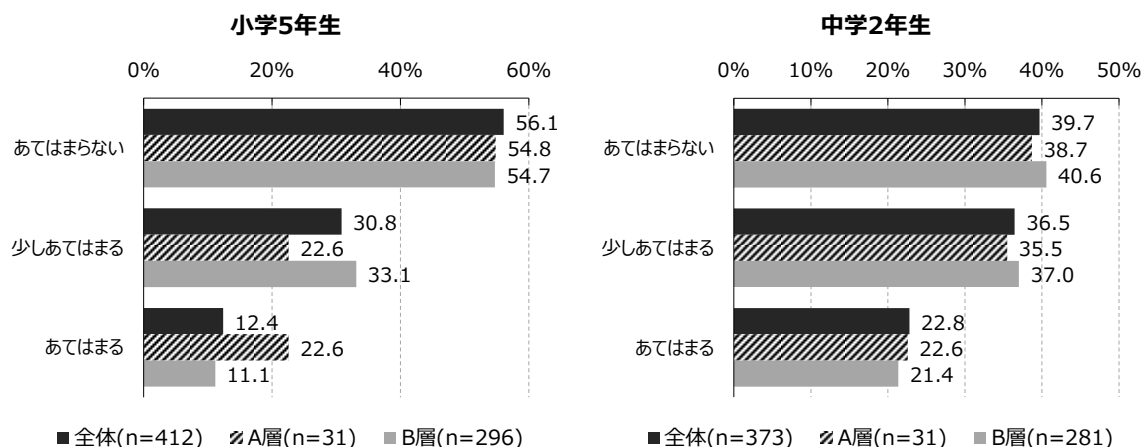


- 小学5年生では「そう思う」が最多だが、中学2年生では僅差ながら「どちらかといえばそう思う」が最多となる。
- 「どちらともいえない」は、自分の意見や考えに対する大人の反応がときにより異なるという感触をこどもが持っていることの表れとも考えられる。
「どちらともいえない」は小学5年生で11.9%、中学2年生で18.2%となっており、年齢が上がると、大人の態度が一定していないと感じることが多くなっている可能性も考えられる。

問 あなたは「心配ごとが多く、いつも不安だ。」について、あてはまると思いますか。

小学5年生では「あてはまらない」が56.1%と最も多く、「少しあてはまる」が30.8%、「あてはまる」が12.4%。

中学2年生では「あてはまらない」が39.7%と最も多く、「少しあてはまる」が36.5%、「あてはまる」が22.8%。



- 「少しあてはまる」も、「あてはまる」も、小学5年生より中学2年生で割合が高く、年齢が上がる
と、心配ごと、不安感が大きくなっていく傾向がうかがえる。
- 小学5年生の「あてはまる」ではA層が全体よりも10.2ポイント多い。

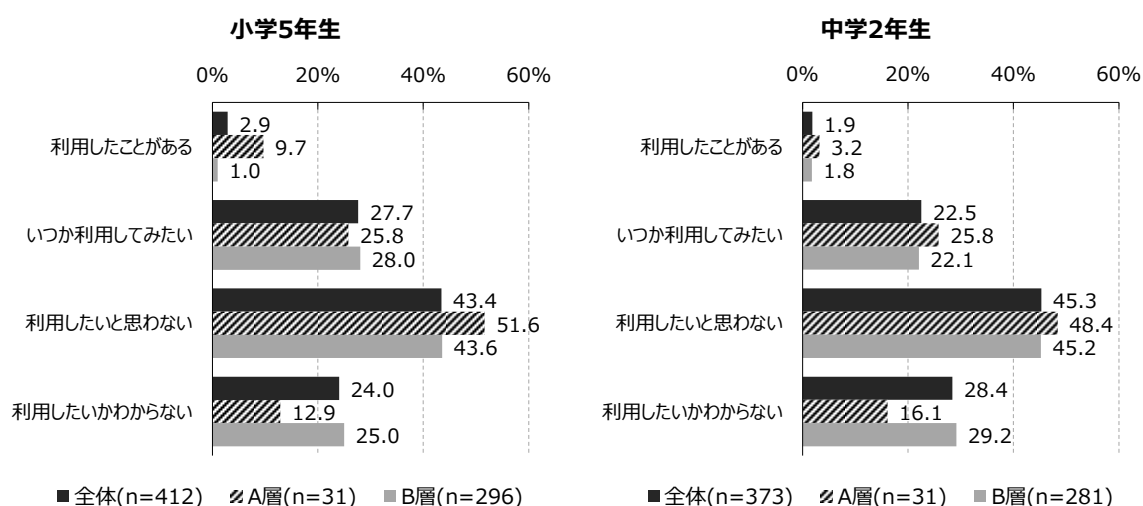
何でも相談できる場所の利用意向

【小5】【中2】

問 あなたは、「何でも相談できる場所（電話やネット相談をふくむ）」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「利用したいと思わない」が43.4%と最も多く、「いつか利用してみたい」が27.7%、「利用したいかわからない」が24.0%。

中学2年生では「利用したいと思わない」が45.3%と最も多く、「利用したいかわからない」が28.4%、「いつか利用してみたい」が22.5%。



- 「利用したいかわからない」が、小学5年生では24.0%、中学2年生では28.4%。「何でも相談できる場所」というものがどういったところなのか、こどもたちには具体的イメージができていないことも考えられる。

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

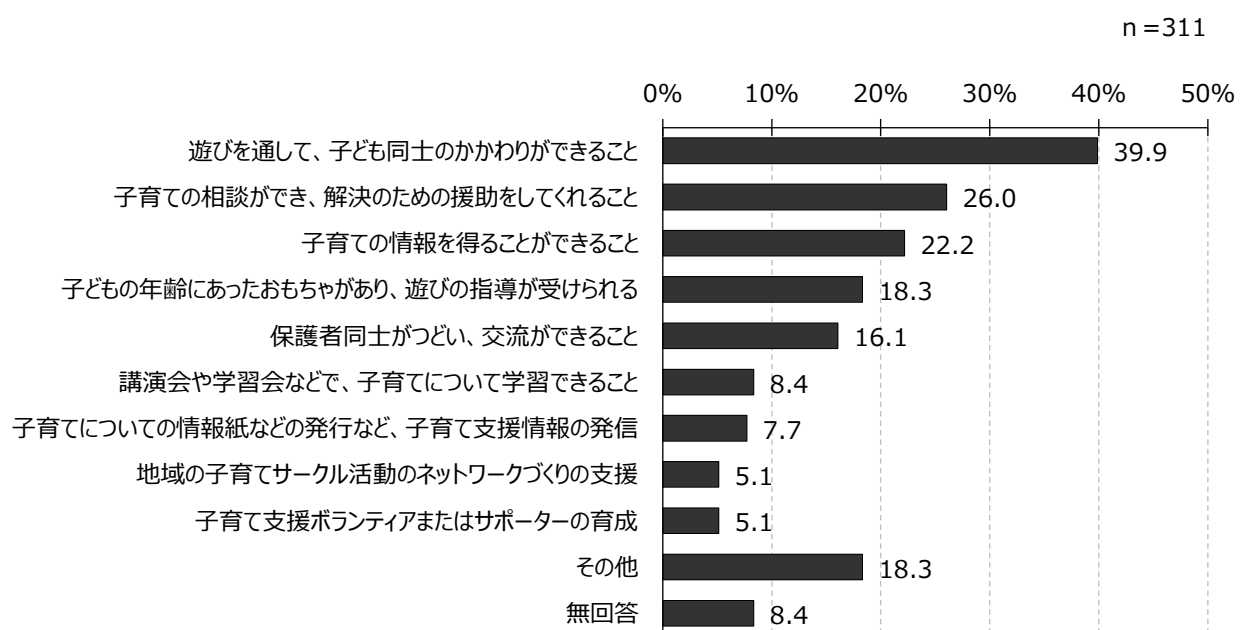
児童センター（ゆうゆう）に求めるもの

【小学生保護者】

問 児童センター（ゆうゆう）にどんなサービスがあれば利用したと思いますか。

（複数回答）

「遊びを通して、子ども同士のかかわりができること」が39.9%と最も多く、「子育ての相談ができ、解決のための援助をしてくれること」が26.0%、「子育ての情報を得ることができること」が22.2%、「子どもの年齢にあったおもちゃがあり、遊びの指導が受けられる」「その他」が18.3%。



- 第2位「子育ての相談ができ、解決のための援助をしてくれること」、第3位「子育ての情報を得ることができること」は、保護者に提供されるものだが、第1位「遊びを通して、子ども同士のかかわりができること」、第4位「子どもの年齢にあったおもちゃがあり、遊びの指導が受けられる」は、センター利用を通じてのこども自身の体験の広がりを期待するものとなっている。

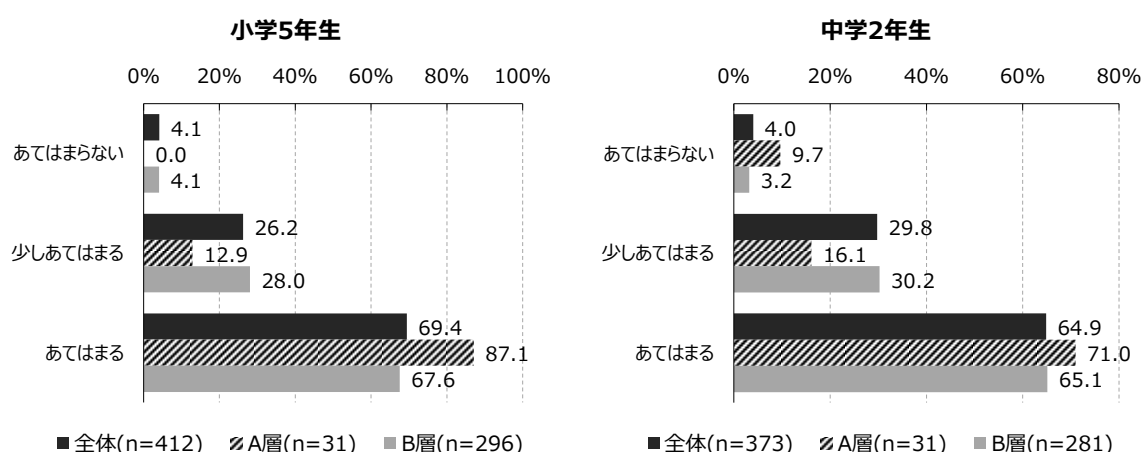
年下のこどもとの交流

【小5】【中2】

問 あなたは「年下の子どもたちにたいして、やさしくしている。」について、あてはまると思いますか。

小学5年生では「あてはまる」が69.4%と最も多く、「少しあてはまる」が26.2%、「あてはまらない」が4.1%。

中学2年生では「あてはまる」が64.9%と最も多く、「少しあてはまる」が29.8%、「あてはまらない」が4.0%。



- 小学5年生、中学2年生ともに「あてはまる」が最多となっている。同学年・同年齢だけではないこども同士の接点や交流の機会が少なくはないと推察できるが、厳密には「年下の子どもたち」が、自身の弟や妹のことである可能性もある。
- きょうだいであっても、地域のこどもであっても、自分より年下のこどもにやさしくできるということは、思春期・青年期という将来に、「支えられていたこども側」から「支える大人側」へ成長するための大切な要素と考えられる。

切れ目のない保健・医療の提供

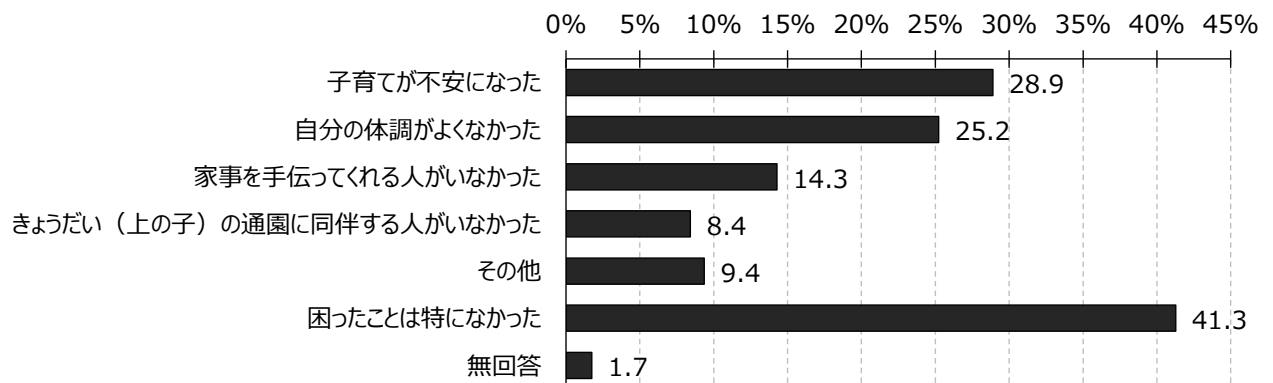
出産後に困ったこと

【就学前保護者】

問 お子さんを出産した後で、困ったことはありましたか。（複数回答）

「困ったことは特になかった」が41.3%と最も多く、「子育てが不安になった」が28.9%、「自分の体調がよくなかった」が25.2%、「家事を手伝ってくれる人がいなかった」が14.3%、「その他」が9.4%。

n=630



- 「子育てが不安になった」が 28.9%、「自分の体調がよくなかった」が 25.2%。いずれも、産後ケアの重要性をうかがわせる回答となっている。

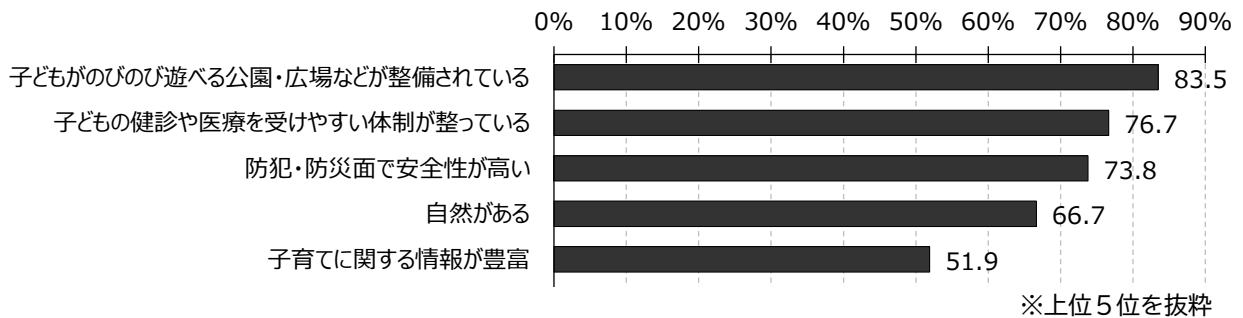
子育てのために重視したい環境

【就学前保護者】

問 あなたが、子育てのために重視したい環境、子育てしやすくするために必要と考える環境は何ですか。（複数回答）

「子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」が83.5%と最も多く、「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」が76.7%、「防犯・防災面で安全性が高い」が73.8%、「自然がある」が66.7%、「子育てに関する情報が豊富」が51.9%。

n = 630

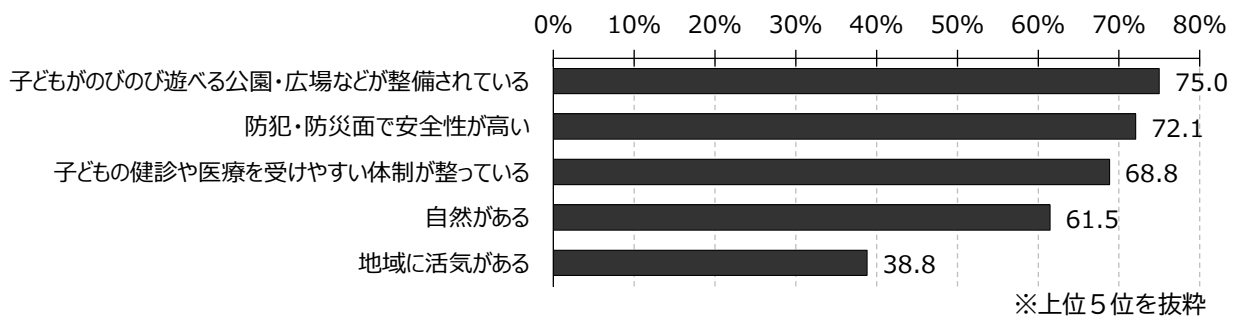


【小学生保護者】

問 あなたが、子育てのために重視したい環境、子育てしやすくするために必要と考える環境は何ですか。（複数回答）

「子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」が75.0%と最も多く、「防犯・防災面で安全性が高い」が72.1%、「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」が68.8%、「自然がある」が61.5%、「地域に活気がある」が38.8%。

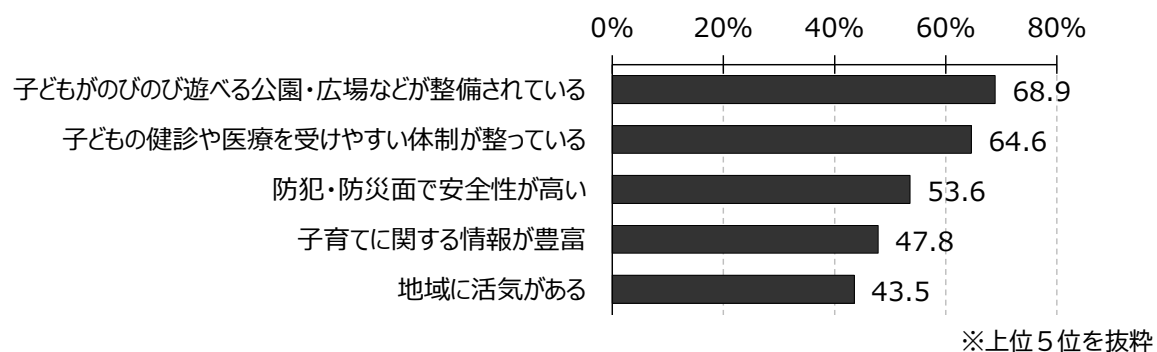
n = 680



問 あなたは、小城市が子どもや子育てにやさしい社会となるために何が重要だと思いますか。（複数回答）

「子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」が68.9%と最も多く、「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」が64.6%、「防犯・防災面で安全性が高い」が53.6%、「子育てに関する情報が豊富」が47.8%、「地域に活気がある」が43.5%。

n = 209



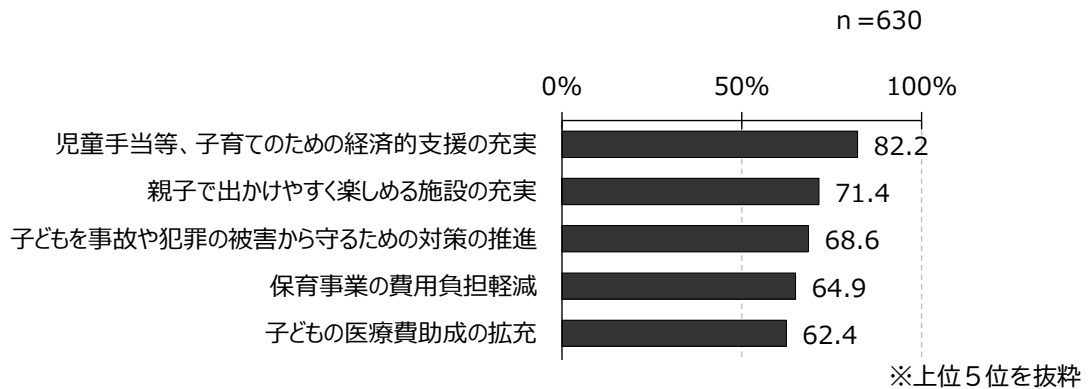
- 就学前保護者、小学生保護者、若者のいずれでも、14 の選択肢のうち上位3位以内に「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」があげられている。
- 「子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」の割合は、小学生保護者(68.8%)より就学前保護者(76.7%)の方が高い。また、必ずしも現在子育て当事者にあたるとは限らない若者においても 64.6%となっている。

医療費助成の要望

【就学前保護者】

問 子どもを健やかに育てるために、市にどのようなことを期待しますか。（複数回答）

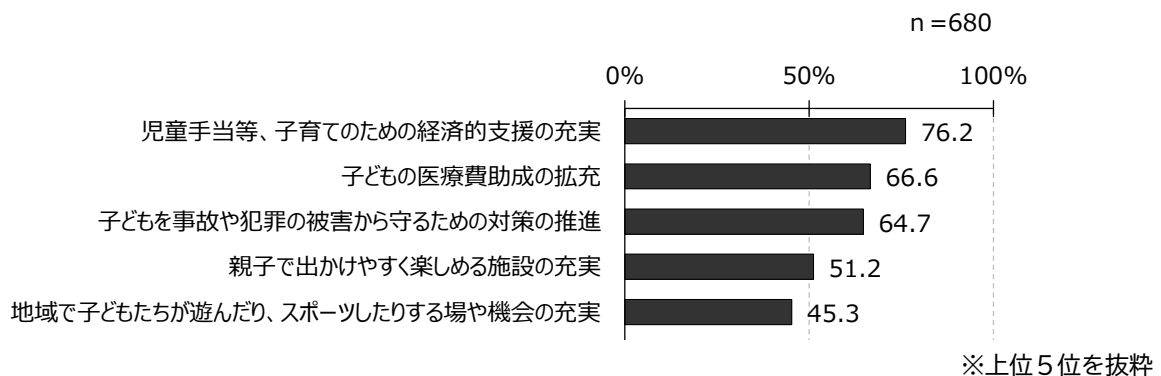
「児童手当等、子育てのための経済的支援の充実」が82.2%と最も多く、「親子で出かけやすく楽しめる施設の充実」が71.4%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が68.6%、「保育事業の費用負担軽減」が64.9%、「子どもの医療費助成の拡充」が62.4%。



【小学生保護者】

問 子どもを健やかに育てるために、市にどのようなことを期待しますか。（複数回答）

「児童手当等、子育てのための経済的支援の充実」が76.2%と最も多く、「子どもの医療費助成の拡充」が66.6%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が64.7%。



- 就学前保護者、小学生保護者のいずれでも、20の選択肢のうち上位5位以内に「子どもの医療費助成の拡充」があげられている。医療費の助成は医療の提供体制とは異なる問題であるが、小児医療が受けやすくなるとよい、という要望の一環とも捉えられる。

こどもの貧困の解消に向けた対策

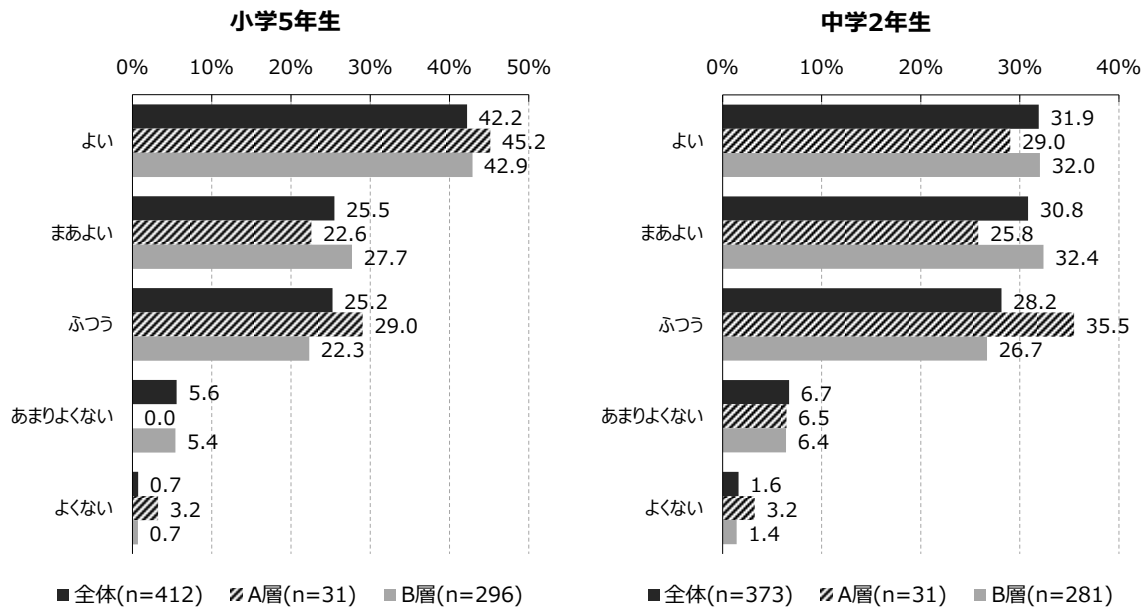
経済的な状況とこどもの主観的健康観

【小5】【中2】

問 あなたの健康状態について教えてください。

小学5年生では「よい」が42.2%と最も多く、「まあよい」が25.5%、「ふつう」が25.2%。

中学2年生では「よい」が31.9%と最も多く、「まあよい」が30.8%、「ふつう」が28.2%。

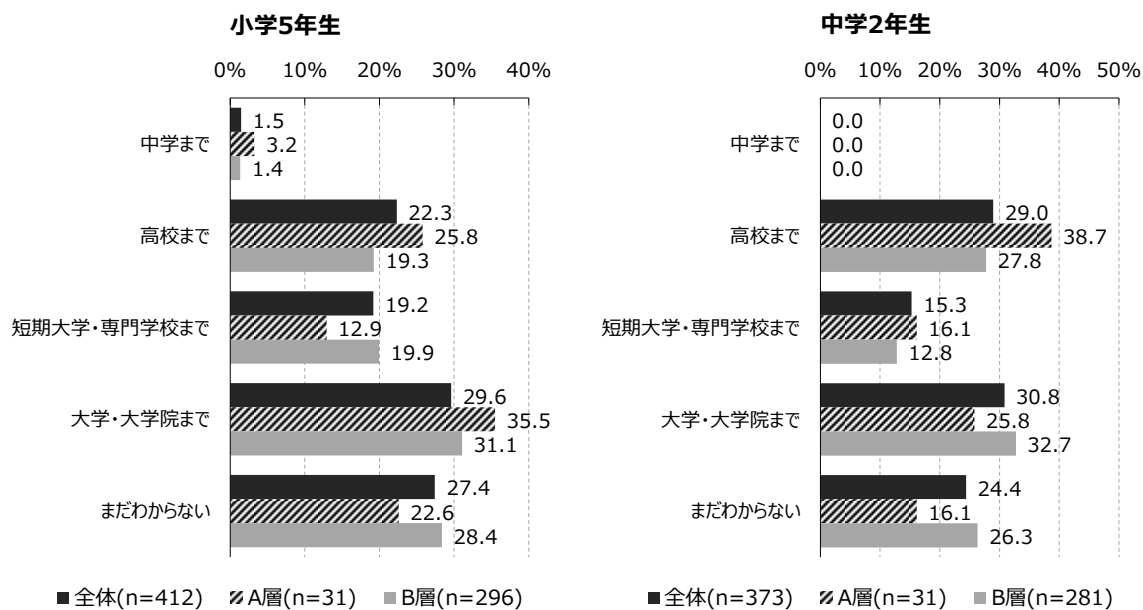


- 「よい」から「あまりよくない」では、経済的な状況との明らかな相関関係がみられない。「よくない」では、A層が全体・B層より多くなっている。

問 あなたは、しょうらい、どの学校まで進学したいですか。

小学5年生では「大学・大学院まで」が29.6%と最も多く、「まだわからない」が27.4%、「高校まで」が22.3%。

中学2年生では「大学・大学院まで」が30.8%と最も多く、「高校まで」が29.0%、「まだわからない」が24.4%。

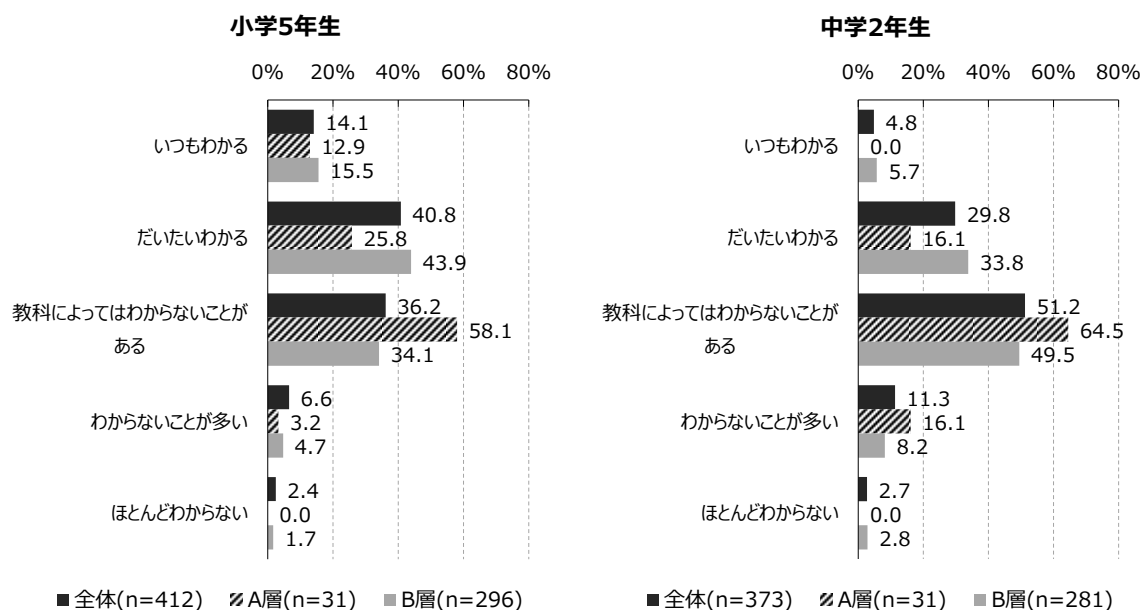


➤ 「高校まで」は、小学5年生、中学2年生ともA層が全体より多くなっている。

問 あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。

小学5年生では「だいたいわかる」が40.8%と最も多く、「教科によってはわからないことがある」が36.2%、「いつもわかる」が14.1%。

中学2年生では「教科によってはわからないことがある」が51.2%と最も多く、「だいたいわかる」が29.8%、「わからないことが多い」が11.3%。



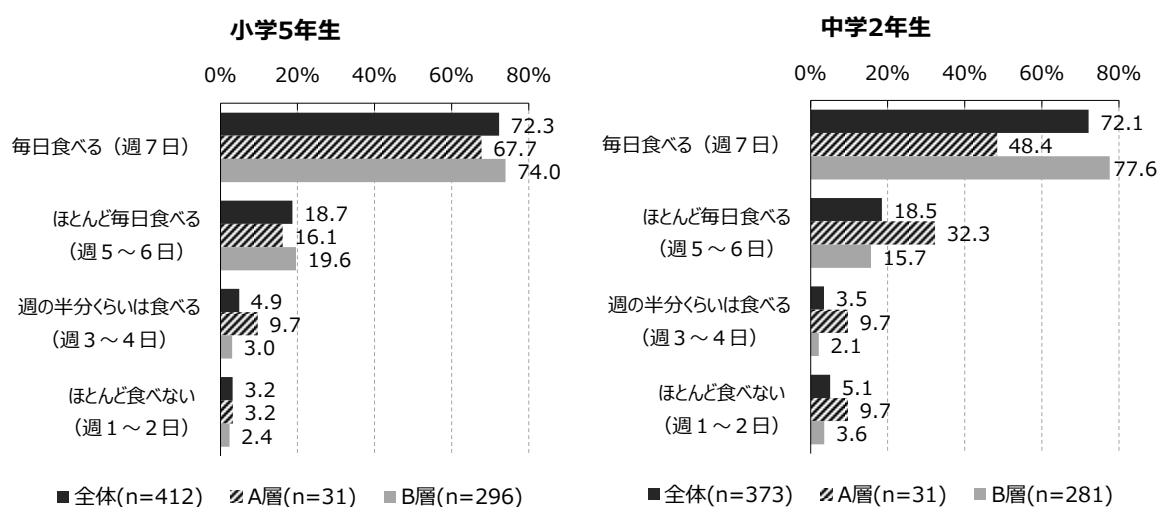
- 「いつもわかる」「だいたいわかる」は、小学5年生、中学2年生ともA層が全体より少なく、「教科によってはわからないことがある」は小学5年生、中学2年生ともA層が全体より多い。

問 あなたは、週にどのくらい朝食をとっていますか。

小学5年生では「毎日食べる（週7日）」が72.3%と最も多く、「ほとんど毎日食べる（週5～6日）」が18.7%、「週の半分くらいは食べる（週3～4日）」が4.9%。

中学2年生では「毎日食べる（週7日）」が72.1%と最も多く、「ほとんど毎日食べる（週5～6日）」が18.5%、「ほとんど食べない（週1～2日）」が5.1%。

「毎日食べる（週7日）」は、中学2年生ではA層が全体より23.7ポイント少ない。



➤ 「毎日食べる（週7日）」と経済的な状況との相関がみられる。中学2年生の「毎日食べる（週7日）」「ほとんど食べない（週1～2日）」において、経済的な状況との相関が大きく表れている。

児童虐待防止・ヤングケアラーへの支援

子育てに不安になること

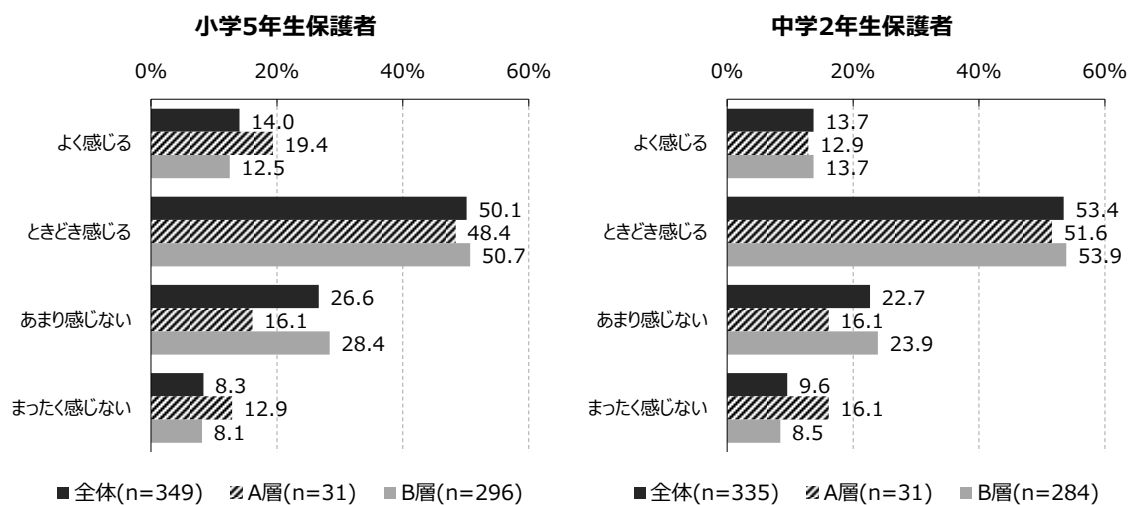
【小5保護者】【中2保護者】

問 あなたは、子どもとの生活の中で「子育てに不安になることがある」と感じることはありますか。

小学5年生保護者では「ときどき感じる」が50.1%と最も多く、「あまり感じない」が26.6%、「よく感じる」が14.0%。

中学2年生保護者では「ときどき感じる」が53.4%と最も多く、「あまり感じない」が22.7%、「よく感じる」が13.7%。

「よく感じる」は、小学5年生保護者ではA層が全体より多い。



一人ぼっちで子育てをしている感じ

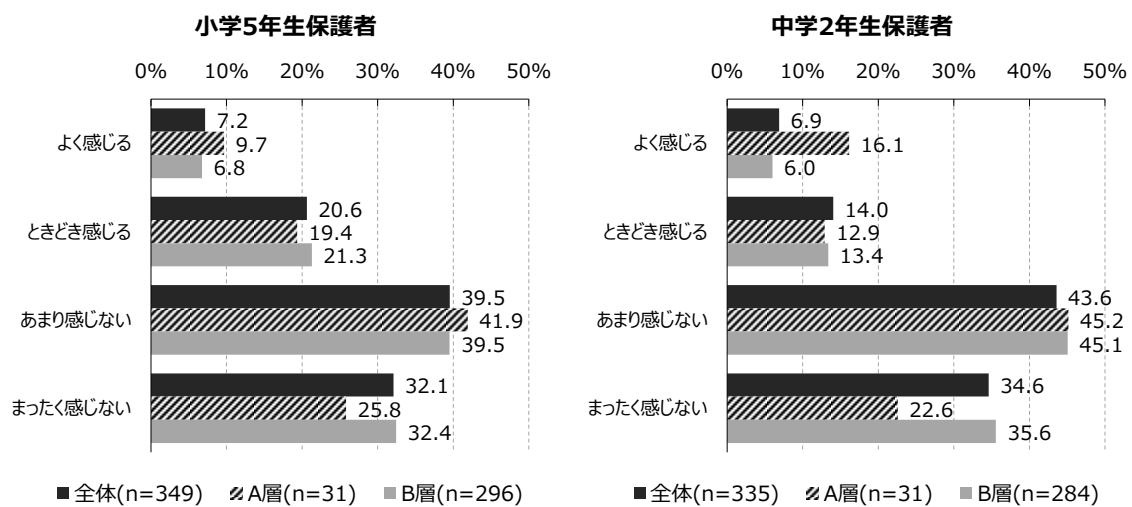
【小5保護者】【中2保護者】

問 あなたは、子どもとの生活の中で「一人ぼっちで子育てをしている感じがする」と感じることはありますか。

小学5年生保護者では「あまり感じない」が39.5%と最も多く、「まったく感じない」が32.1%、「ときどき感じる」が20.6%。

中学2年生保護者では「あまり感じない」が43.6%と最も多く、「まったく感じない」が34.6%、「ときどき感じる」が14.0%。

「よく感じる」をみると、中学2年生保護者では9.2ポイントの差で、A層が全体より多い。

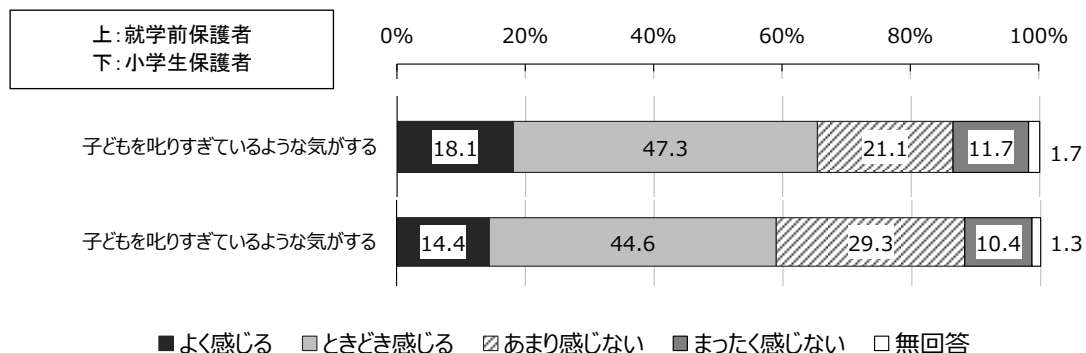


子どもを叱りすぎているような気がする

【就学前保護者】【小学生保護者】

問 子育てをしていて「子どもを叱りすぎているような気がする」と感じることはありますか。

「よく感じる」は就学前保護者で18.1%、小学生保護者で14.4%となっている。



※報告書から当該設問部分を抜き出し

- 「子育てに不安になること」「一人ぼっちで子育てをしている感じ」の回答が、そのままネグレクトや児童虐待につながるといった短絡的な議論になってはならない。しかし、子育て当事者の不安感や孤立感に対しては少しでも早く支援の手が差し伸べられることが望ましい。
- 「子どもを叱りすぎているような気がする」も同様である。イコール虐待といえるものでは決してない。ただし、就学前保護者の方が「よく感じる」「ときどき感じる」とも小学生保護者より多く、就学前のこどもの保護者が気軽に相談できる体制づくりの重要性がうかがえる。

こどもによる家族の世話

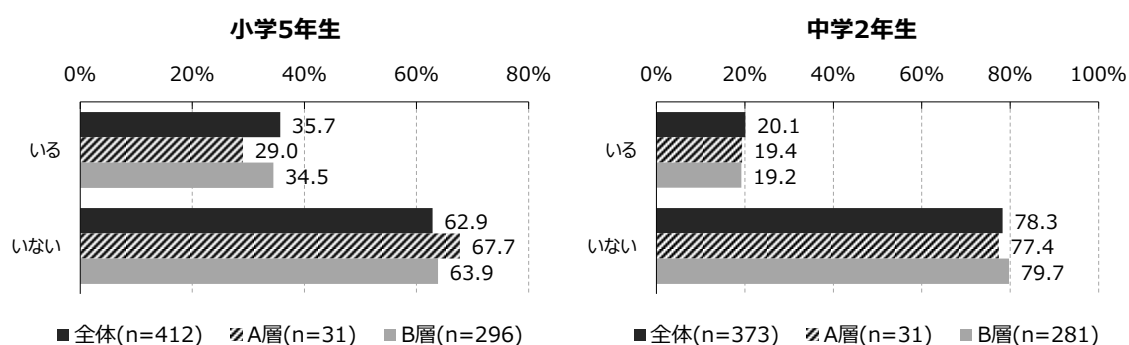
【小5】【中2】

問 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。

※ここで「お世話」とは、大人がしているような家事や家族のお世話をことをいいます。たとえば、食事の用意や、そうじ・せんたく・買い物などの家事、着がえやおふろ・トイレの手つだいなどです。

小学5年生では「いる」が35.7%、「いない」が62.9%。

中学2年生では「いる」が20.1%、「いない」が78.3%。



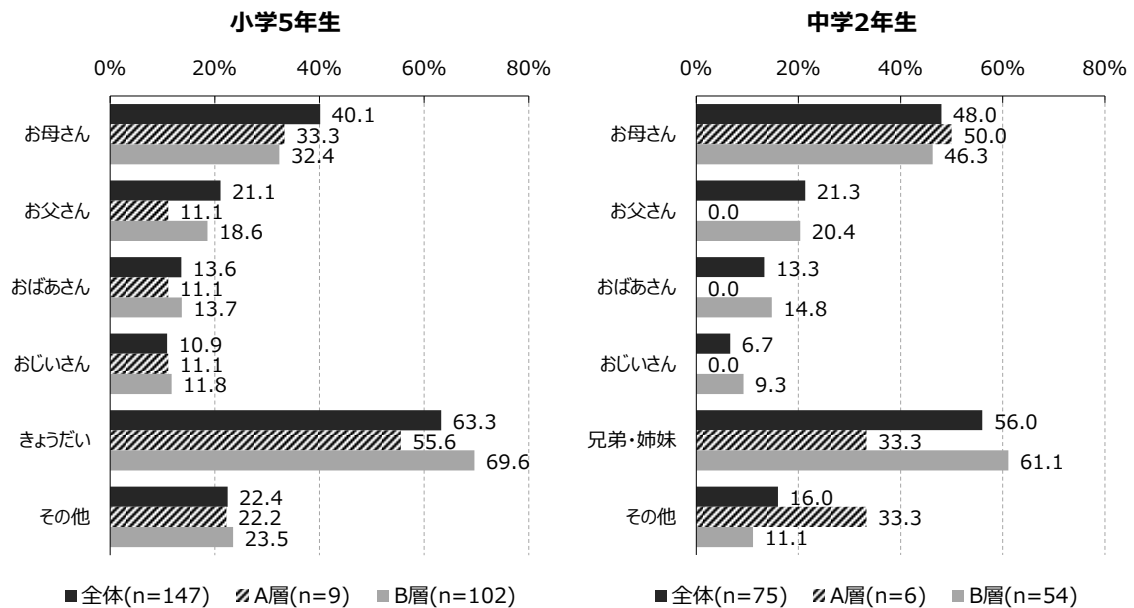
「お世話をしている人がいる」人のお世話の対象

【小5】【中2】

問 あなたは、だれのお世話をしていますか。(複数回答)

小学5年生では「きょうだい」が63.3%と最も多く、「お母さん」が40.1%、「その他」が22.4%。

中学2年生では「兄弟・姉妹」が56.0%と最も多く、「お母さん」が48.0%、「お父さん」が21.3%。



- お世話をしている家族がいる場合の対象で、祖父・祖母より兄弟・姉妹が多いことは、小5・中2保護者への調査における同居家族の設問(問2)で、小学5年生・中学2年生とも、祖父・祖母が「いない」が過半数となっており、こどもと祖父・祖母の同居が少ない状況にあることにもよると思われる。

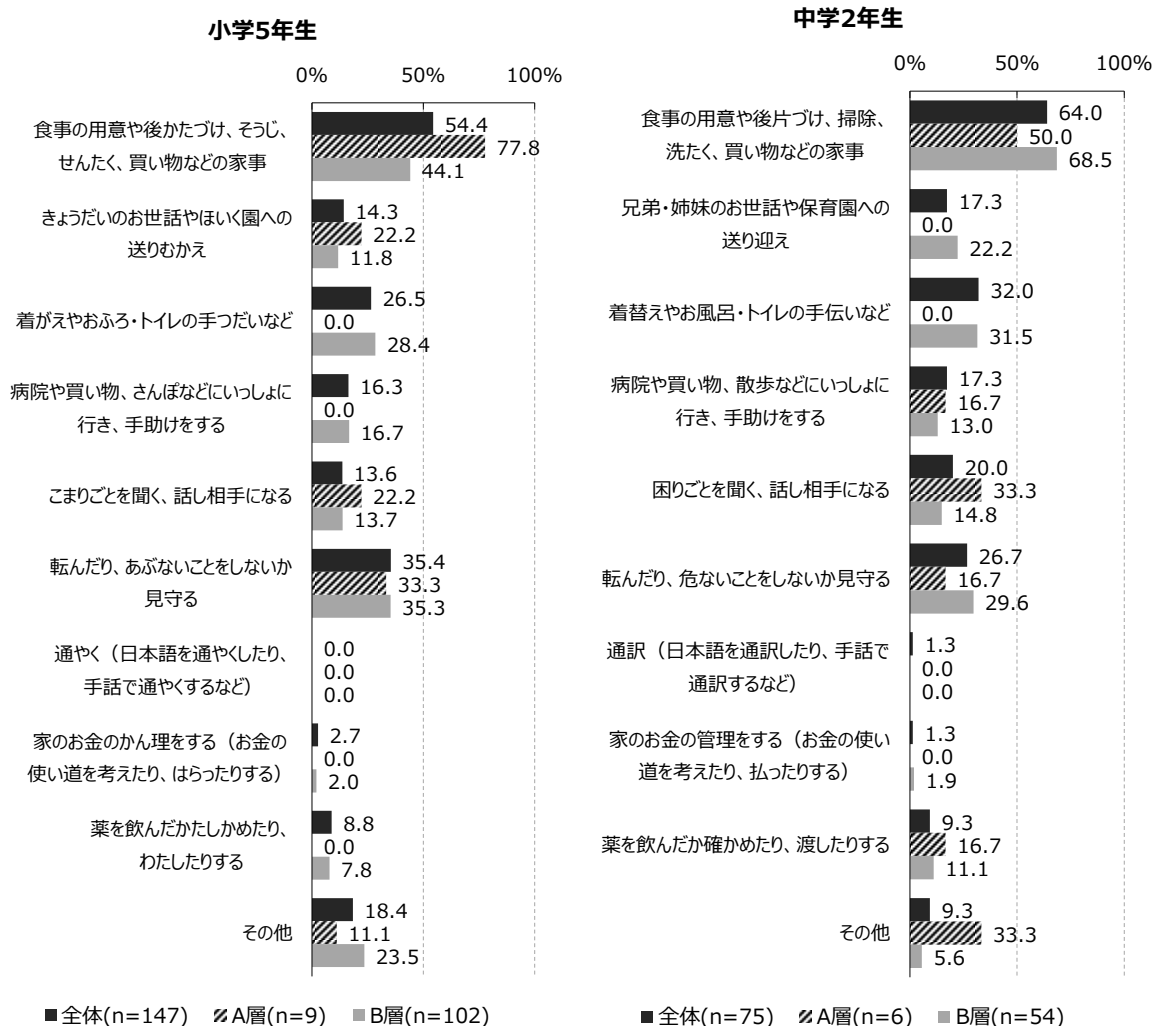
「世話をしている人がいる」人のお世話の内容

【小5】【中2】

問 あなたは、どのようなお世話をしていますか。（複数回答）

小学5年生では「食事の用意や後かたづけ、そうじ、せんたく、買い物などの家事」が54.4%と最も多く、「転んだり、あぶないことをしないか見守る」が35.4%、「着がえやおふろ・トイレの手つだいなど」が26.5%。

中学2年生では「食事の用意や後片づけ、掃除、洗たく、買い物などの家事」が64.0%と最も多く、「着替えやお風呂・トイレの手伝いなど」が32.0%、「転んだり、危ないことをしないか見守る」が26.7%。



- 「家事や家族のお世話をしているこども＝ヤングケアラー」とはいえない。ヤングケアラーの存在について今回の調査のみで量ることには限界がある。
- 家族のお世話には思いやりの心を育む良い面もあり、上記回答の内容が過度な負担になっていないか、こどもらしく過ごす権利の侵害につながっていないかなど、個々のケースを慎重に確認することが今後重要と考えられる。

こどもの自己肯定感・悩みの相談

こどもの自己評価

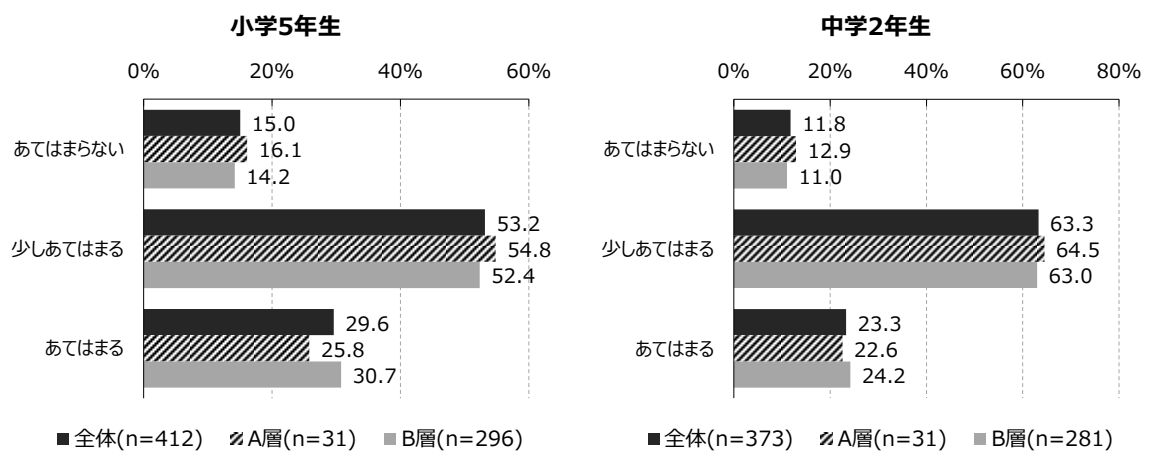
【小5】【中2】

問 あなたは「同じくらいの年れいの子どもからは、だいたい好かれている。」について、あてはまると思いますか。

小学5年生では「少しあてはまる」が53.2%と最も多く、「あてはまる」が29.6%、「あてはまらない」が15.0%。

中学2年生では「少しあてはまる」が63.3%と最も多く、「あてはまる」が23.3%、「あてはまらない」が11.8%。

「あてはまらない」において、学齢によらずA層が全体よりわずかながら多い。



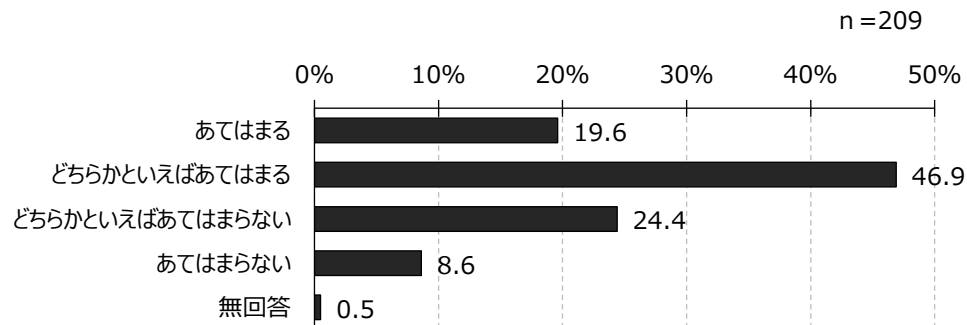
- 自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につけるべき時期にあるこどもが、家庭の経済的状況などにかかわらず自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要。

若者の自己肯定感・自己についての満足感

【若者】

問 あなた自身について、「今の自分が好きだ」はどのくらいあてはまりますか。

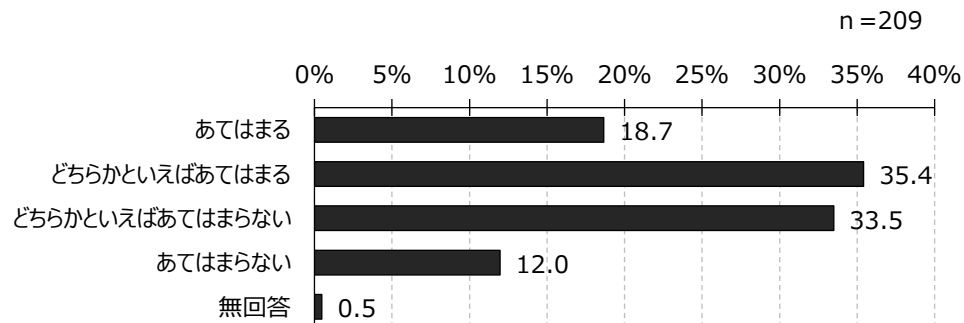
「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」を合わせた『あてはまる』が66.5%。



【若者】

問 あなた自身について、「自分自身に満足している」はどのくらいあてはまりますか。

「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」を合わせた『あてはまる』が54.1%。



- 若者世代の自己肯定感、自己についての満足感が高いが、いずれの設問においても「あてはまらない」の回答がみられる。
- 若者調査の回答者の年齢構成は、「35歳～39歳」が33.5%と最も多く、「30歳～34歳」が27.3%、「15歳～19歳」が18.7%、「25歳～29歳」が13.4%、「20歳～24歳」が7.2%。上記は30歳代以上が過半数となる回答内容。

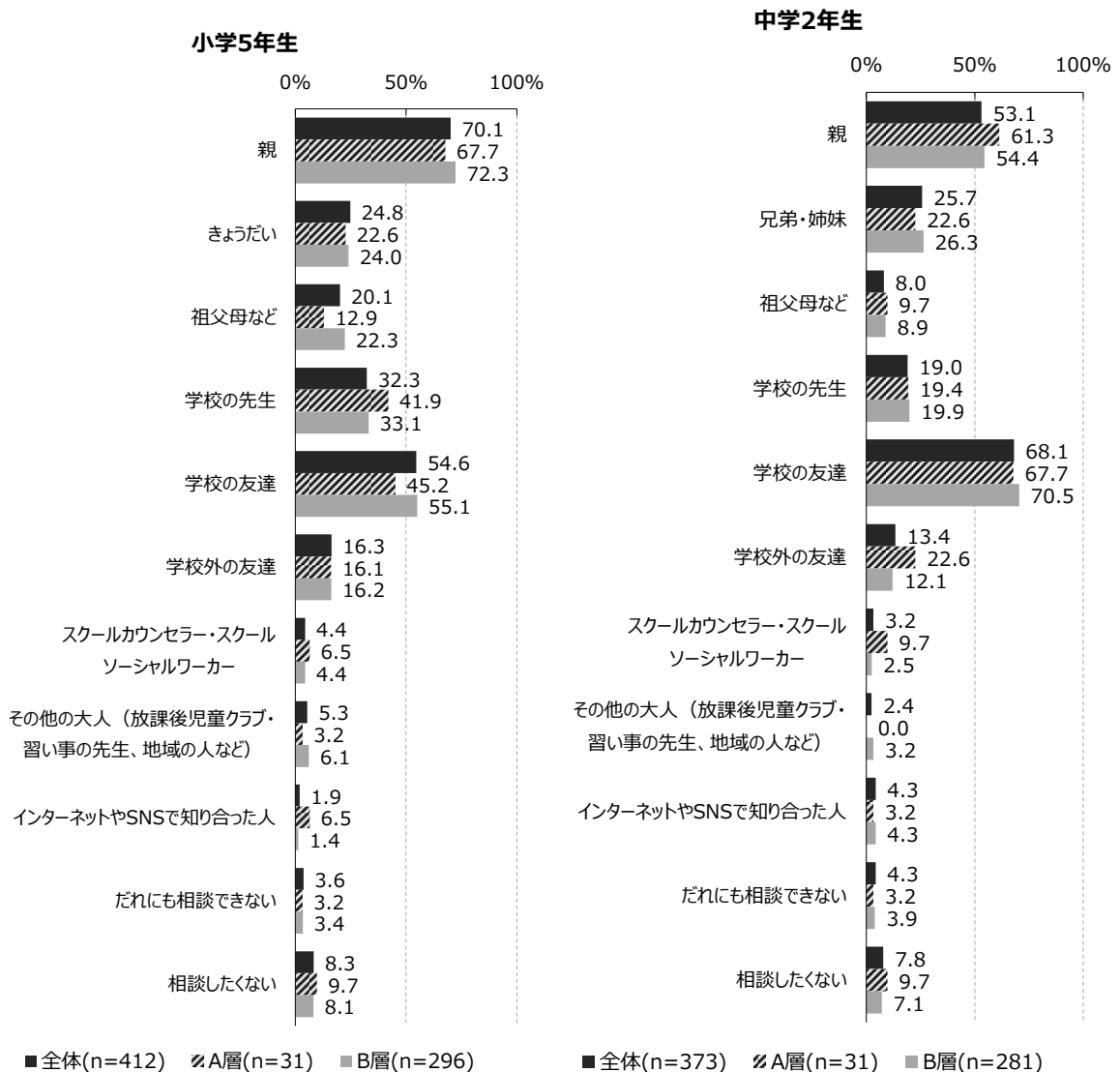
困りごとや悩みごとの相談先

【小5】【中2】

問 こまっていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人はだれですか。

(複数回答)

小学5年生では「親」が70.1%と最も多く、「学校の友達」が54.6%、「学校の先生」が32.3%。中学2年生では「学校の友達」が68.1%と最も多く、「親」が53.1%、「兄弟・姉妹」が25.7%。



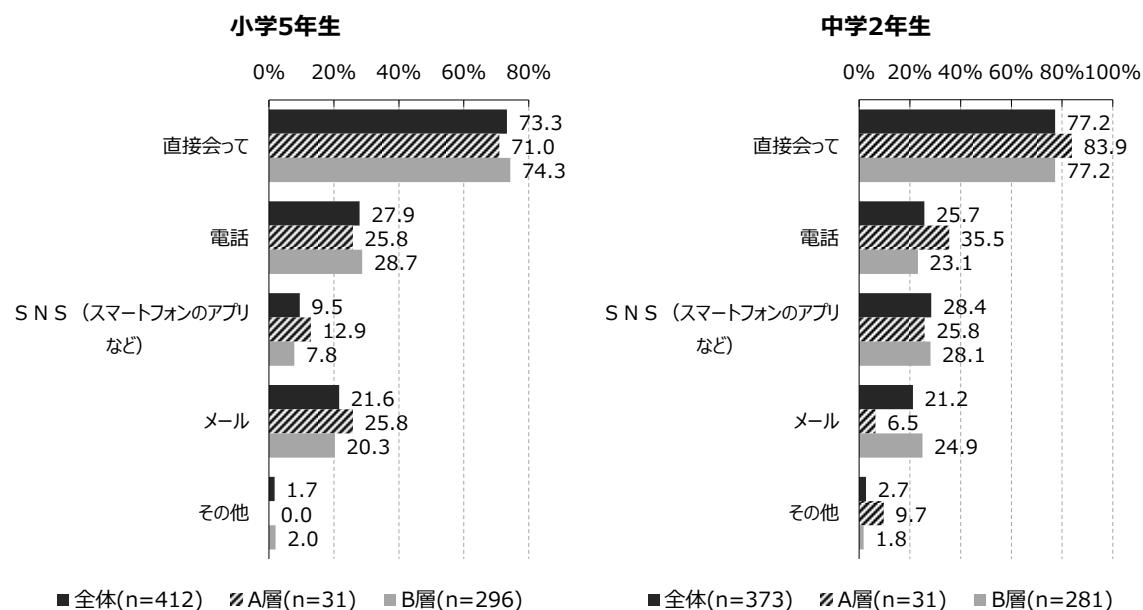
- こどもが困りごとや悩みごとを相談する先は家族・親族、友人、先生が主であり、公的な機関や支援者は多くないが、こどもが日常的に接する頻度によるものとも考えられる。
- 「だれにも相談できない」が、小学5年生で3.6%、中学2年生で4.3%みられる。よい相談先が思いつかない状況とも思われる「相談したくない」が、小学5年生で8.3%、中学2年生で7.8%みられる。
- 家族・親族、友人、先生には相談しにくい悩みや困りごとがあったとき、それを受け止めてくれる機関や支援者の存在がこどもに伝わっていること、また、それらがこどもたちからみて「相談しやすいところ・人」と捉えられるようにすることも大切と思われる。

相談の方法

【小5】【中2】

問 あなたにこまっていることや悩みごとがあるとき、どのような方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいですか。（複数回答）

小学5年生では「直接会って」が73.3%と最も多く、「電話」が27.9%、「メール」が21.6%。
 中学2年生では「直接会って」が77.2%と最も多く、「SNS（スマートフォンのアプリなど）」が28.4%、「電話」が25.7%。



- 話を聞いたり相談にのったりしてもらうときは「直接会って」の方法を希望する声が多い。
 SNS やメールといったインターネットを介した方法を希望する声も一定数存在する。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

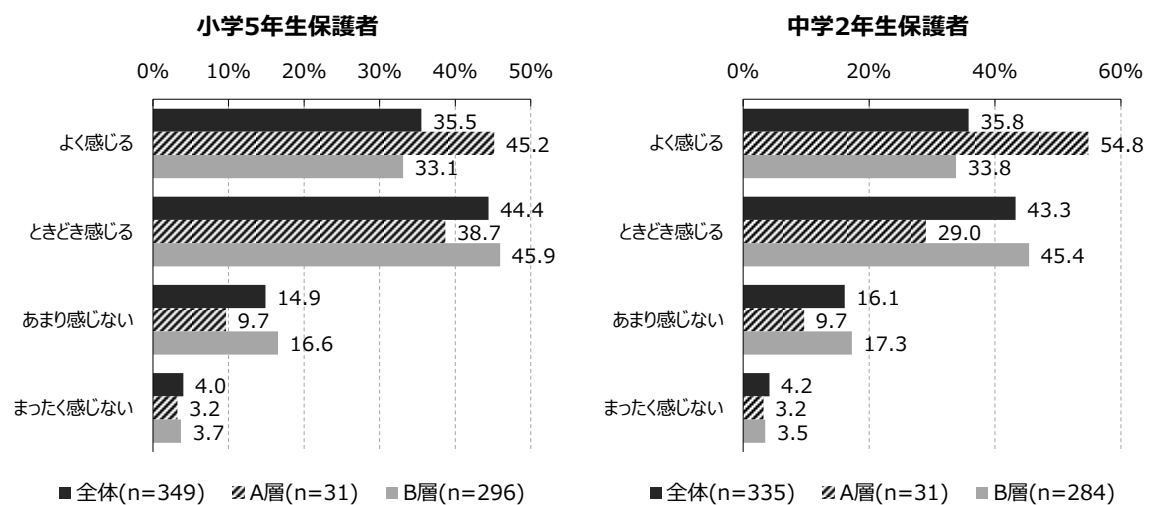
子育てにかかる経済的な負担感

【小5保護者】【中2保護者】

問 あなたは、子どもとの生活の中で「子育てにかかる経済的な負担を感じる」ことはありますか。

小学5年生保護者では「ときどき感じる」が44.4%と最も多く、「よく感じる」が35.5%、「あまり感じない」が14.9%。

中学2年生保護者では「ときどき感じる」が43.3%と最も多く、「よく感じる」が35.8%、「あまり感じない」が16.1%。



- 「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』の割合は、小学5年生保護者で79.9%、中学2年生保護者で79.1%となる。
- 「よく感じる」では、小学5年生保護者で9.7ポイント、中学2年生保護者で19.0ポイント、A層が全体より多い。

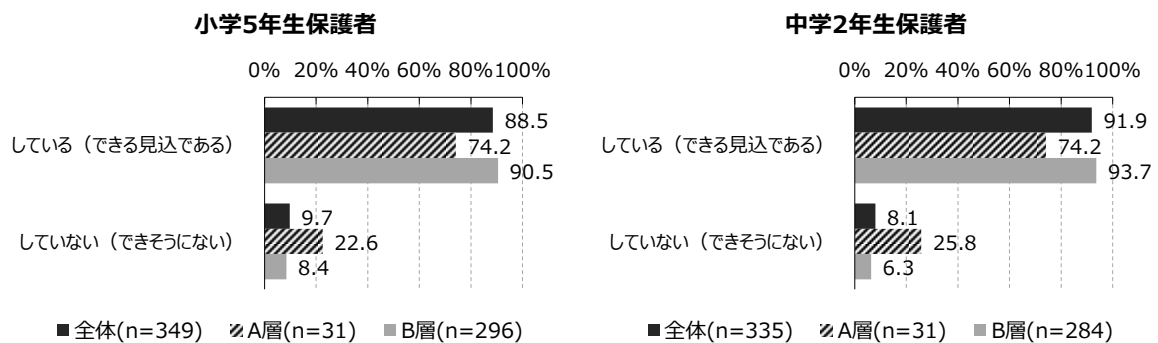
大学等への進学

【小5保護者】【中2保護者】

問 あなたの家庭ではお子さんに「希望すれば大学等へ進学させる」をされていますか。または、できそうですか。

小学5年生保護者では「している（できる見込である）」が88.5%、「していない（できそうにない）」が9.7%。

中学2年生保護者では「している（できる見込である）」が91.9%、「していない（できそうにない）」が8.1%。



- 小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに「している（できる見込である）」はA層が全体より少なく、「していない（できそうにない）」はA層が全体より多くなっている。
- こどもが大学等への進学を希望していても、経済的な事情によりその選択が制限されてしまう可能性がうかがえる。

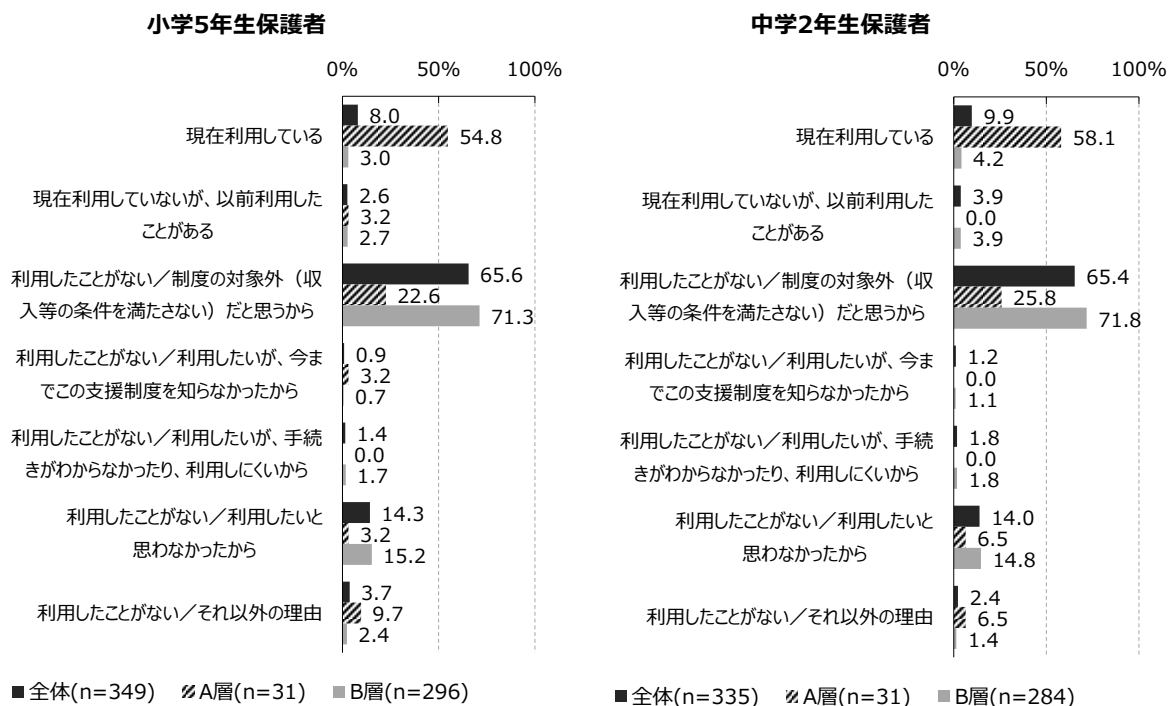
就学援助の利用

【小5 保護者】 【中2 保護者】

問 あなたのご家庭では、「就学援助」をこれまでに利用したことがありますか。

小学5年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が65.6%と最も多く、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が14.3%、「現在利用している」が8.0%。

中学2年生保護者では「利用したことがない／制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が65.4%と最も多く、「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が14.0%、「現在利用している」が9.9%。



- 利用したいが手続きがわからなかったり利用しにくい、という意見は少ない。また、就学援助の制度を知らなかったという意見も少ない。
- 「利用したことがない／利用したいと思わなかったから」が、小学5年生保護者で 14.3%、中学2年生保護者で 14.0%となっている。その背景が、必要を感じていなかったからなのか、体面を気にするなど他の要因によるものなのかは本調査だけでは量り難いが、特に経済的支援の各種制度の利用勧奨において考慮すべきポイントと考えられる。

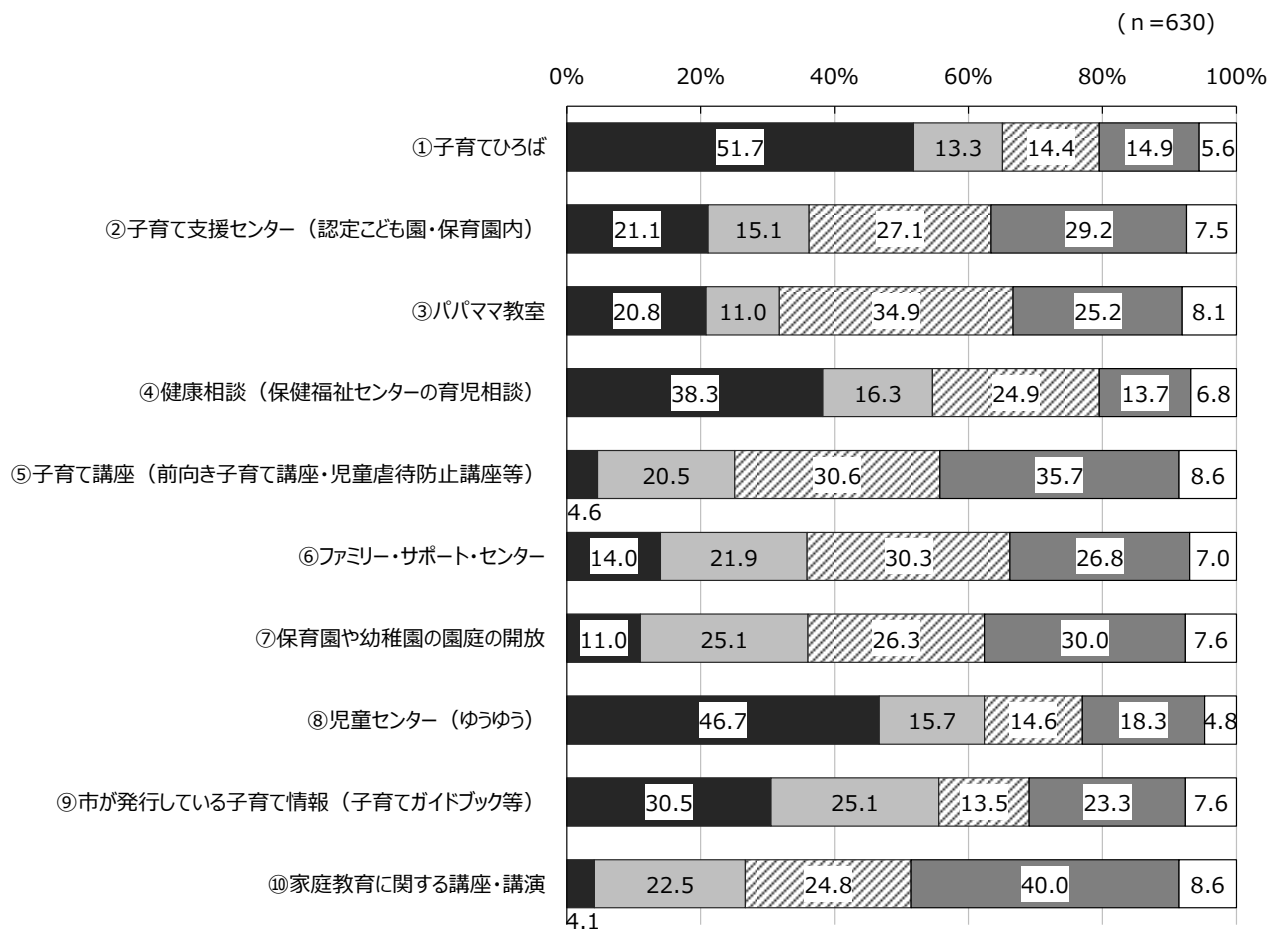
地域子育て支援、家庭教育支援

地域の子育て支援事業の利用状況

【就学前保護者】

問 次の事業やサービスで知っているものや、利用の状況・希望をお答えください。

「利用している／したことがある」は、「①子育てひろば」が51.7%、「⑧児童センター（ゆうゆう）」が46.7%、「④健康相談」が38.3%、「⑨市が発行している子育て情報」が30.5%。



■ 利用している/したことがある ■ 今後は利用したい ▨ 利用の必要はない ■ この事業を知らない □ 無回答

- それぞれの事業で利用の状況や希望が異なることは、当事者にとっての必要性などが異なることから当然と考えられる。
- それぞれの事業における「この事業を知らない」の割合に注目すべきであり、周知や情報提供の不足によって利用されていないとすれば、改善のための対策を検討する必要がある。

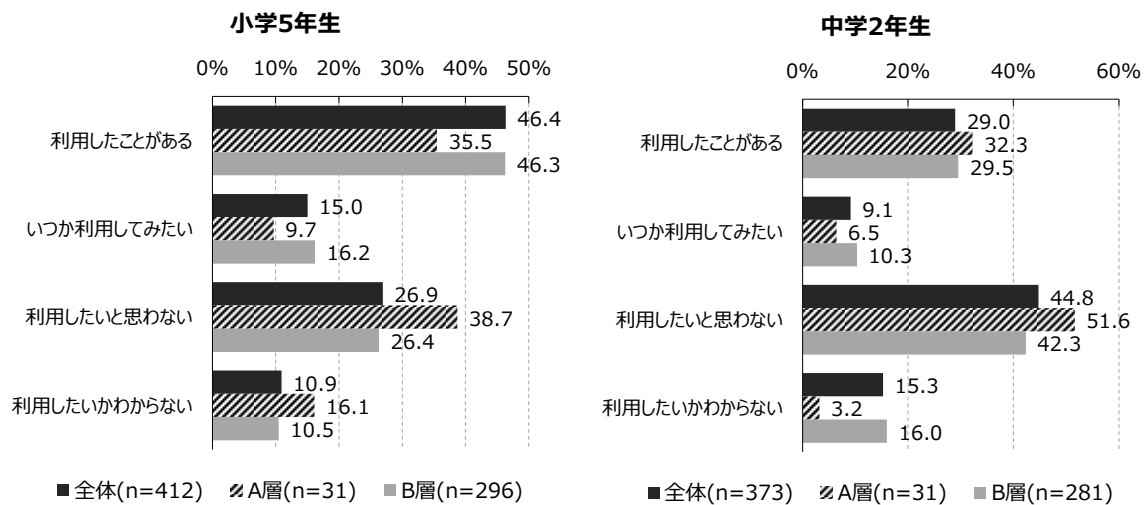
平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用経験と利用意向

【小5】【中2】

問 あなたは、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所（放課後児童クラブなど）」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「利用したことがある」が46.4%と最も多く、「利用したいと思わない」が26.9%、「いつか利用してみたい」が15.0%。

中学2年生では「利用したいと思わない」が44.8%と最も多く、「利用したことがある」が29.0%、「利用したいかわからない」が15.3%。



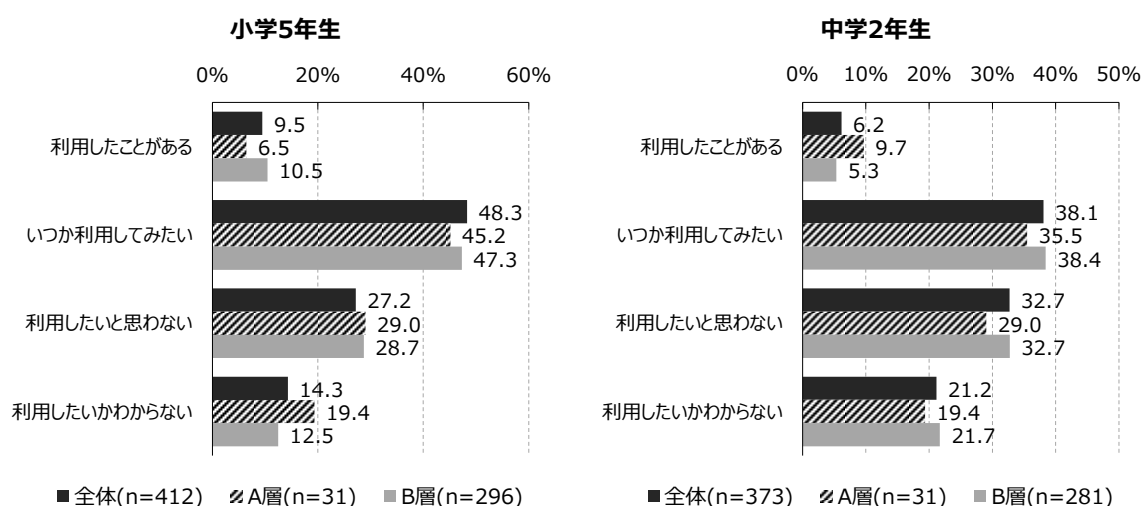
ごはんを無料か安く食べることができる場所の利用経験と利用意向

【小5】【中2】

問 あなたは、「ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「いつか利用してみたい」が48.3%と最も多く、「利用したいと思わない」が27.2%、「利用したいかわからない」が14.3%。

中学2年生では「いつか利用してみたい」が38.1%と最も多く、「利用したいと思わない」が32.7%、「利用したいかわからない」が21.2%。



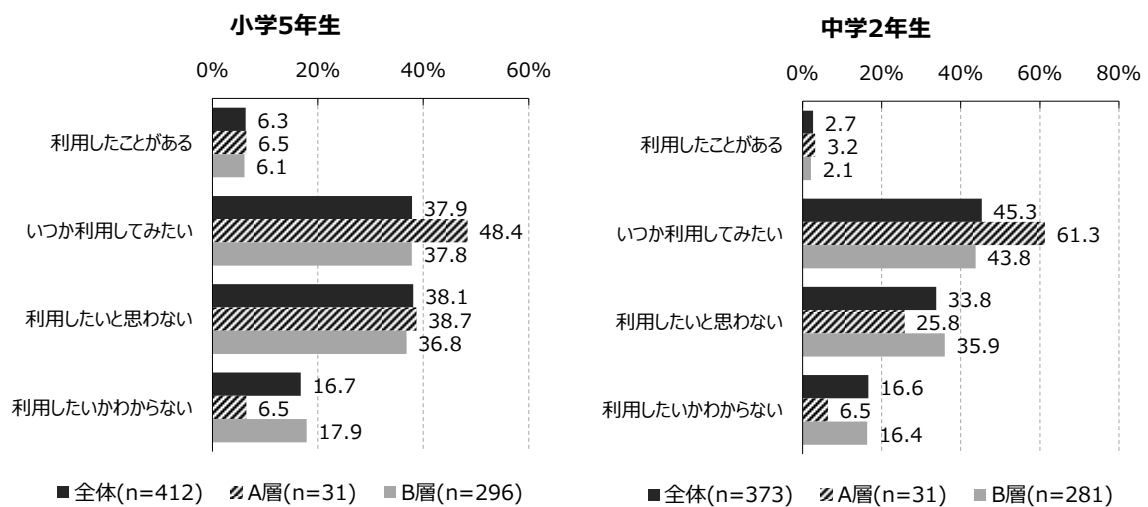
勉強を無料でみてくれる場所の利用経験と利用意向

【小5】【中2】

問 あなたは、「勉強を無料でみてくれる場所」を利用したことがありますか。利用したことがない場合、いつか利用したいと思いますか。

小学5年生では「利用したいと思わない」が38.1%と最も多く、「いつか利用してみたい」が37.9%、「利用したいかわからない」が16.7%。

中学2年生では「いつか利用してみたい」が45.3%と最も多く、「利用したいと思わない」が33.8%、「利用したいかわからない」が16.6%。



- 上記3つの「場所」は、いずれも地域において子どもが安心・安全に過ごすことのできる居場所である。
- 「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」の利用経験は、小学5年生の46.4%に対して中学2年生では29.0%と少ない。中学2年生は小学校時代の利用を度外視して回答している可能性はある。「利用したいと思わない」は、中学2年生では44.8%で小学5年生の26.9%より多い。
- 「ごはんを無料か安く食べることができる場所」、「勉強を無料でみてくれる場所」は、いわゆる子どもの貧困の解消に向けた対策の中で地域の支援により実施されていることが多いものとなる。そこでは、支援の提供にあたって当事者(家族・子ども)が「負い目」や「恥ずかしさ」といったことを感じないようにする配慮が最も重要と考えられ、これはヤングケアラー支援にも通じる点である。行政による広報・告知等にまで及ぶ配慮のポイントと考えられる。
- いわゆる子どもの貧困の解消に向けた対策では、各種手当や給付金のような、制度上対象者を明示する必要のある支援と、経済的な困難状況にある家庭や子どもへの配慮を怠ることなく、かつ全ての家庭と子どもを視野に取り組んでいくべき支援が考えられる。

子育て、家庭教育に関する講座等の利用

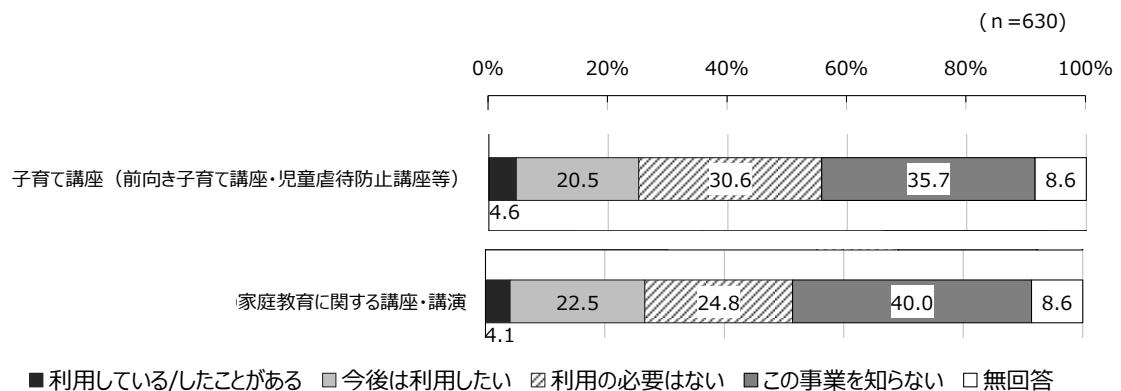
【就学前保護者】

問 次の事業やサービスで知っているものや、利用の状況・希望をお答えください。

子育て講座（前向き子育て講座・児童虐待防止講座等）

家庭教育に関する講座・講演

いずれも「利用している／したことがある」は、他の事業やサービス（前掲）と比べると少ない。しかし「今後は利用したい」の意向は、いずれも20%以上となっている。



【就学前保護者】問 14 より一部を再掲

- 利用意向が一定数あるにもかかわらず、「この事業を知らない」の割合は他の事業やサービスと比べて高めとなっている。
- 一層の事業の周知や利用勧奨が求められるところと思われる。また、実施場所・曜日・時間などの工夫も考えられる。

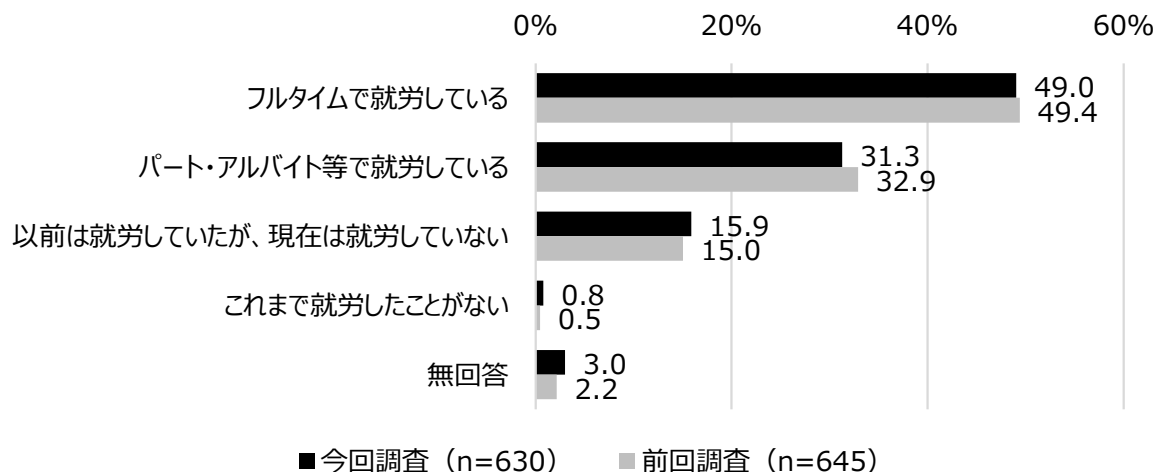
母親の就労、子育ての推進、子育て支援、求められる事業・施設

母親の現在の就労状況

【就学前保護者】

問 保護者「お母さん」の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）はどれですか。

「フルタイムで就労している」が49.0%と最も多く、「パート・アルバイト等で就労している」が31.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.9%、「これまで就労したことがない」が0.8%。前回調査と比較すると、フルタイムでの就労が0.4ポイント、パート・アルバイト等での就労が1.6ポイントとわずかに減少している。



- 前回調査は平成 30 年度に実施されたものであり、この結果は母親の就労がコロナ禍を経ても減ってはいないと捉えることができる。幼児期の母親がフルタイム就労を選ぶ(あるいは求める)傾向が今後も続く可能性は大きい。

子育てを主に行っている人

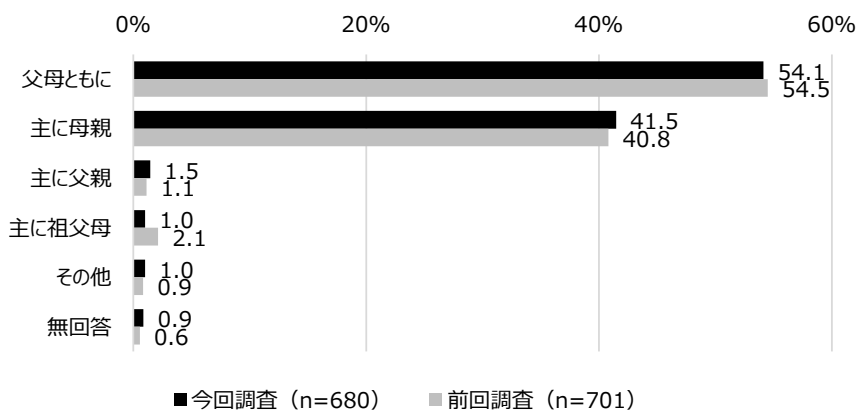
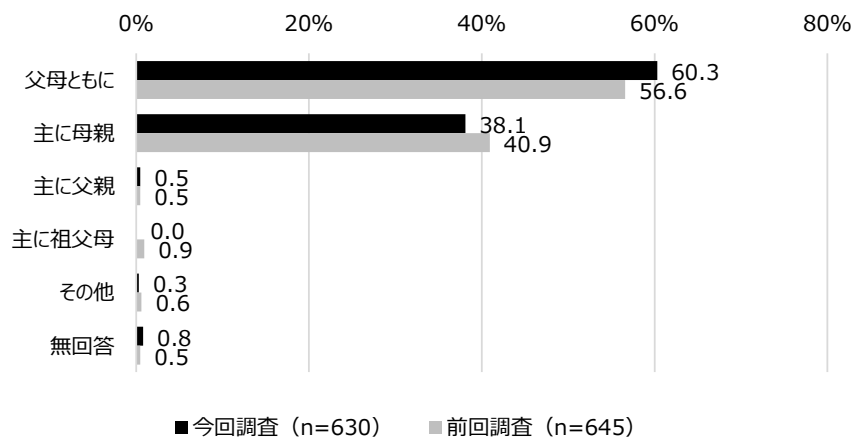
【就学前保護者】【小学生保護者】

問 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。

就学前保護者では、「父母ともに」が60.3%と最も多く、「主に母親」が38.1%、「主に父親」が0.5%。前回調査と比較すると、「父母ともに」は3.7ポイント増加し、「主に母親」は2.8ポイント減少している。

小学生保護者では、「父母ともに」が54.1%と最も多く、「主に母親」が41.5%、「主に父親」が1.5%。前回調査と比較すると「父母ともに」が減少し「主に母親」が増加しているが、差は1ポイント未満でありほとんど変化がみられない。

上:就学前保護者
下:小学生保護者



- 就学前保護者において、母親のみではなく父母が協力しての子育てがわずかながら増加している。
- 就労の場での男女共同参画の推進は今後も図られると思われるが、同時に子育て支援においては、従来の「子育てをしている母親への支援」から、父親も含めた「子育てをしている家庭への支援」という視点の転換も本格的に求められることになると思われる。

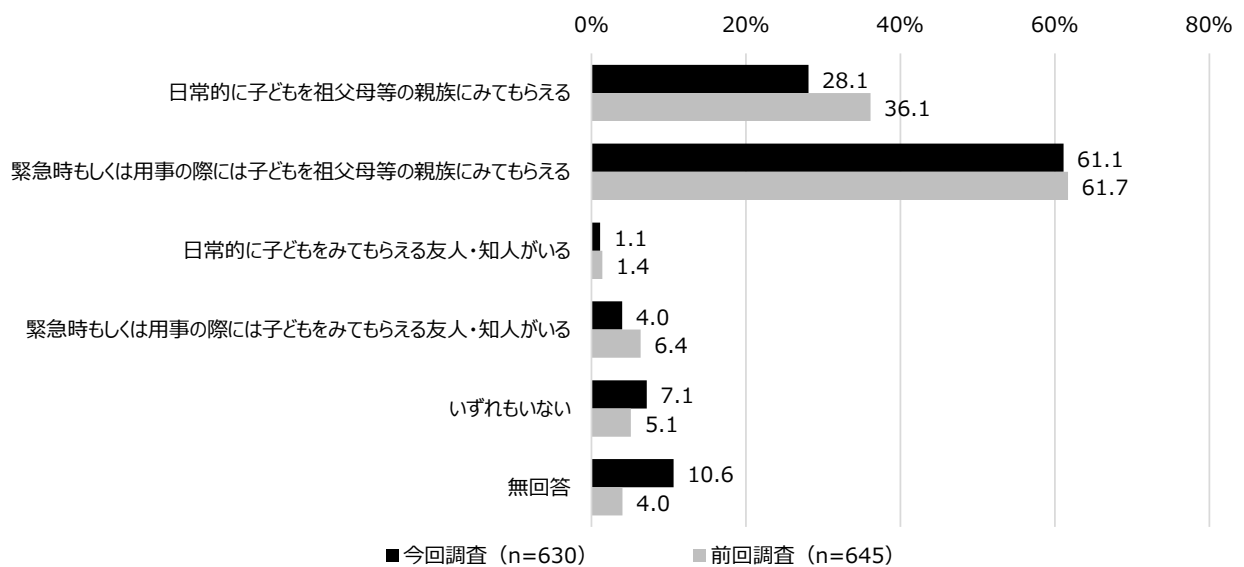
日頃、こどもをみてもらえる親族や知人等

【就学前保護者】

問 日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人等はいですか。（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には子どもを祖父母等の親族にみてもらえる」が61.1%と最も多く、「日常的に子どもを祖父母等の親族にみてもらえる」が28.1%、「いずれもない」が7.1%。

前回調査と比較すると、「日常的に子どもを祖父母等の親族にみてもらえる」が8.0ポイント減少し、「いずれもない」が2.0ポイント増加している。



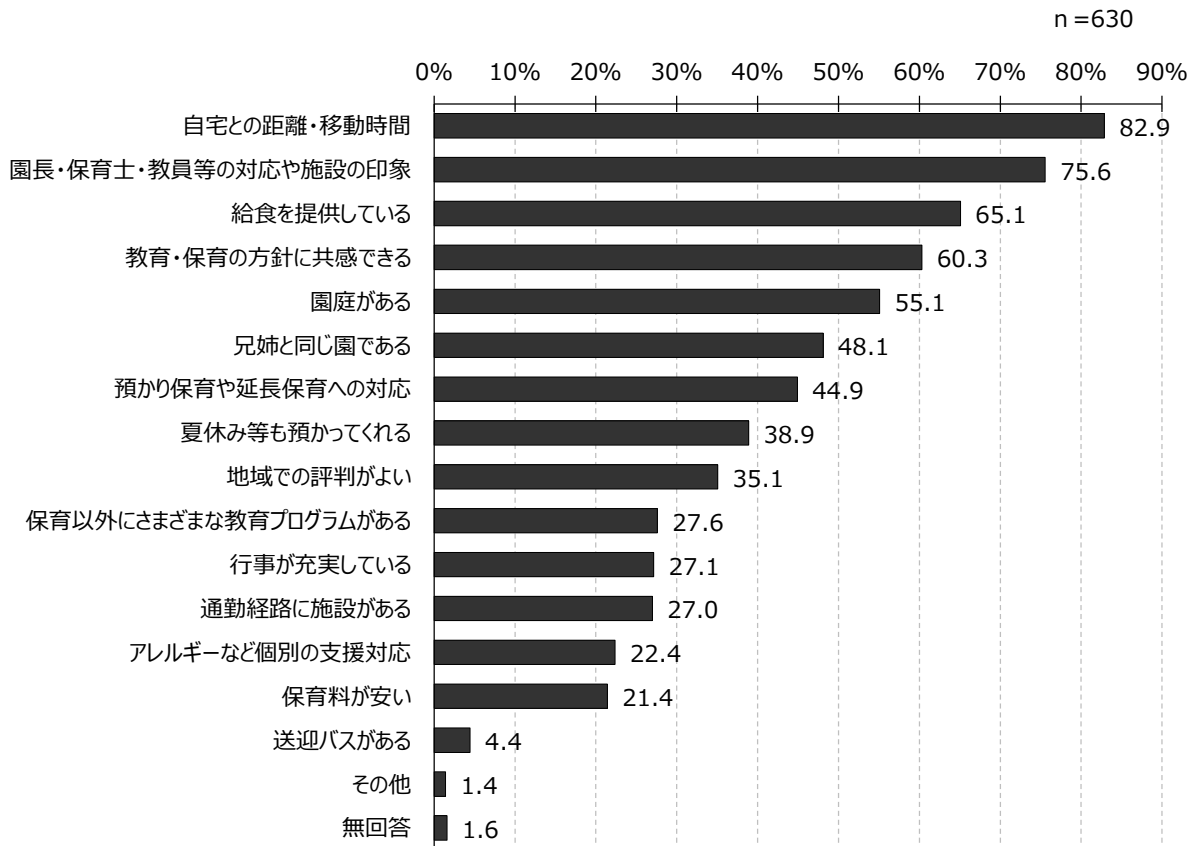
- こどもをみてくれる祖父母等の親族は必ずしも同居とは限らないが、前回より減少している。緊急時などでは親族以外の友人・知人を頼りたい場面も考えられるが、緊急時にみてもらえる友人・知人もわずかながら減少している。
- 「いずれもない」の増加に目を向ける必要がある。

教育・保育事業（施設）を選ぶ際に重視すること

【就学前保護者】

問 教育・保育事業（施設）を選ぶ際に、重視することは何ですか。（複数回答）

「自宅との距離・移動時間」が82.9%と最も多く、「園長・保育士・教員等の対応や施設の印象」が75.6%、「給食を提供している」が65.1%、「教育・保育の方針に共感できる」が60.3%、「園庭がある」が55.1%。



- 上位 3 位は、「自宅との距離・移動時間」、「園長・保育士・教員等の対応や施設の印象」、「給食を提供している」といった、利用する保護者視点からの使い勝手など。
- 教育・保育の方針や園庭があるといった、そこで過ごすことものの受けられる教育・保育の内容や環境に関する視点からのものも上位 5 位に入っている。

若者（青年期）への支援

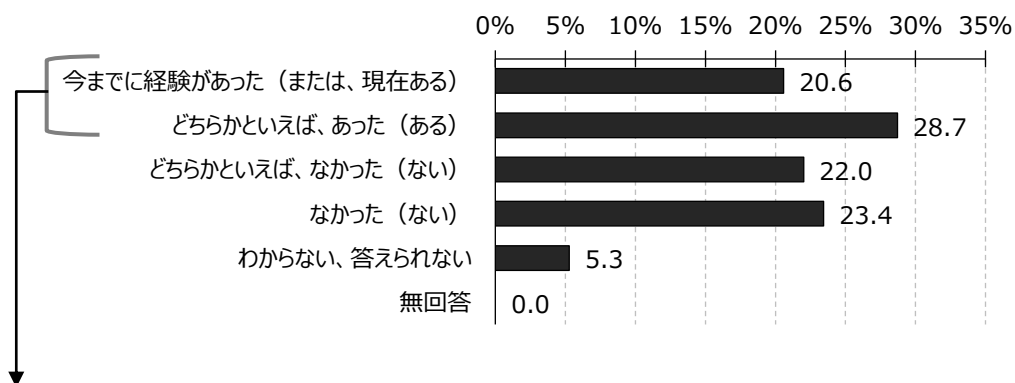
社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験

【若者】

問 あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。

「どちらかといえば、あった（ある）」が28.7%と最も多く、「なかった（ない）」が23.4%、「どちらかといえば、なかった（ない）」が22.0%、「今までに経験があった（または、現在ある）」が20.6%、「わからない、答えられない」が5.3%。

n=209

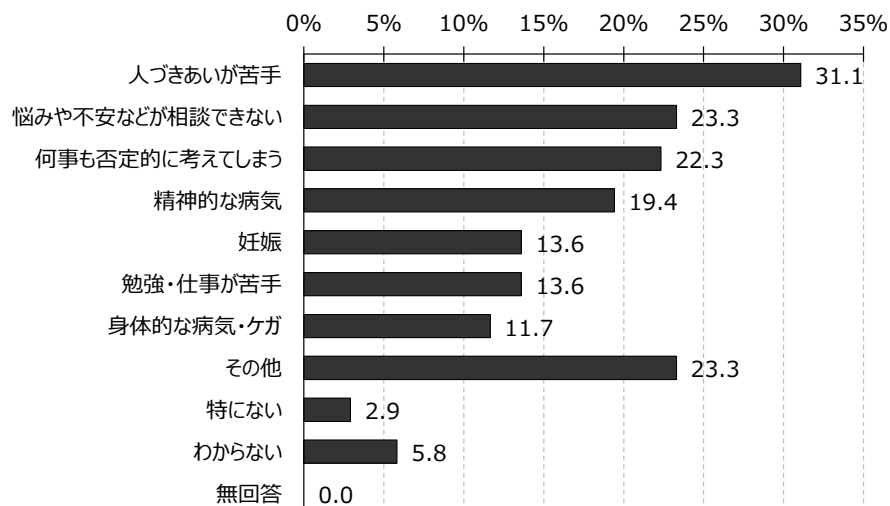


【若者】

問 そうした問題を経験した、または現在経験している主な原因は何ですか。（複数回答）

「人づきあいが苦手」が31.1%と最も多く、「悩みや不安などが相談できない」「その他」が23.3%、「何事も否定的に考えてしまう」が22.3%、「精神的な病気」が19.4%。

n=103



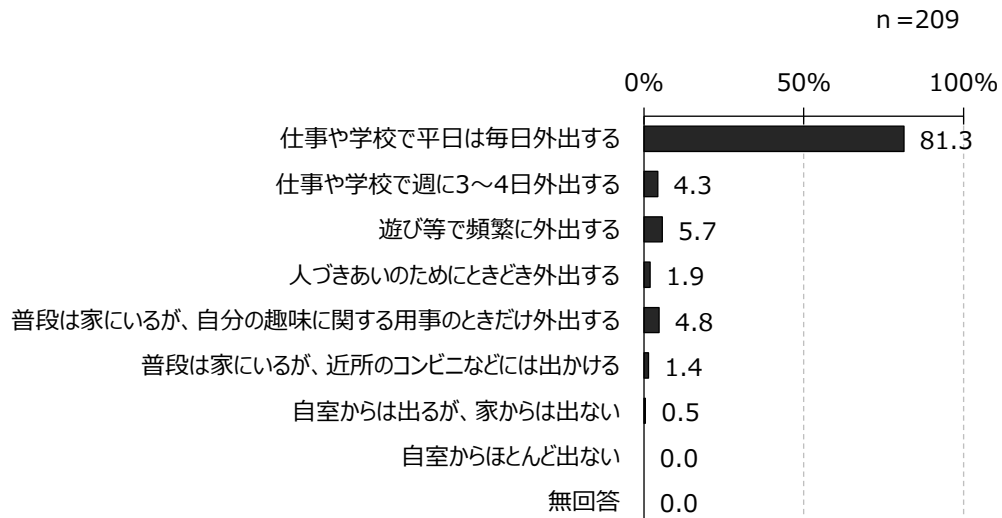
- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある（あった）人は 49.3%（どちらかといえば、を含む）。「円滑に送ることができない」はあくまで自己判断によるが、半数近くが経験ありと答え、その原因としては「人づきあいが苦手」、「悩みや不安などが相談できない」といった他者とのかかわりに関連するものが上位となっている。

普段の外出

【若者】

問 あなたは普段どのくらい外出しますか。現在のことについてお答えください。

「仕事や学校で平日は毎日外出する」が81.3%と最も多く、「遊び等で頻繁に外出する」が5.7%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が4.8%、「仕事や学校で週に3～4日外出する」が4.3%、「人づきあいのためにときどき外出する」が1.9%。



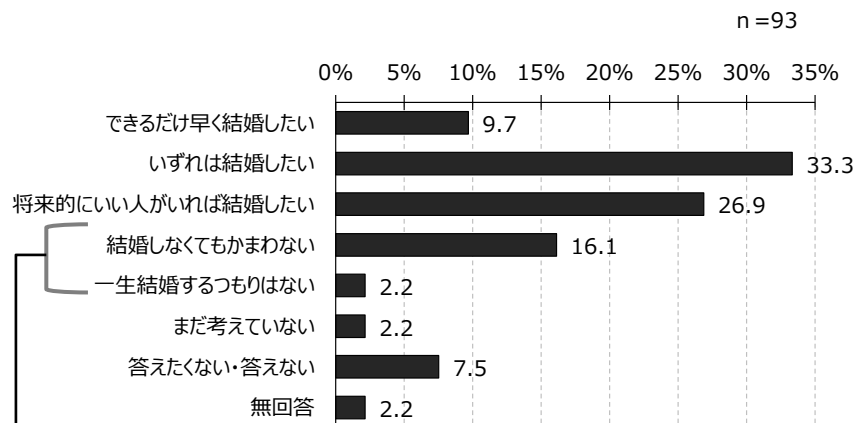
- 81.3%は日常的に外出している。2番目～6番目の選択肢、仕事や学校で週に3～4日、遊び等、人づきあい、自分の趣味、コンビニなどは多くはないが、他者とのかかわりの多寡は様々でも自宅から出ない状態ではない。
- 「自室からは出るが、家からは出ない」の0.5%(1名)が半年以上その状態であった場合は、いわゆるひきこもり、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」にあたると考えられる。深刻な「自室からほとんど出ない」は、今回調査ではゼロとなっている。

現在結婚していない若者の結婚観

【若者】

問 結婚についてどのように考えていますか。

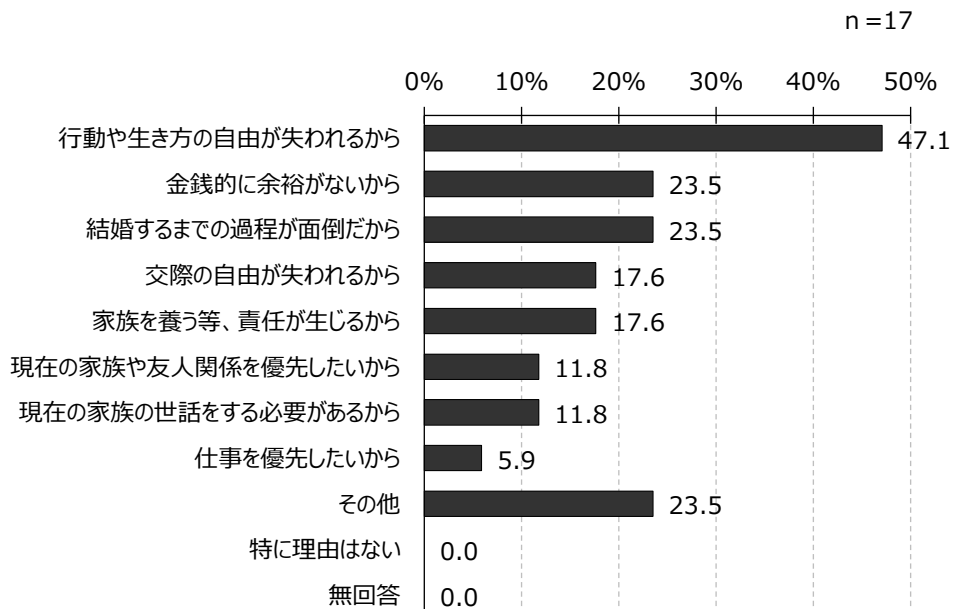
「いずれは結婚したい」が33.3%と最も多く、「将来的にいい人がいれば結婚したい」が26.9%、「結婚しなくてもかまわない」が16.1%、「できるだけ早く結婚したい」が9.7%、「答えたくない・答えない」が7.5%。



【若者】

問 結婚しなくてもかまわない、一生結婚するつもりはないと思う理由は何ですか。
(複数回答)

「行動や生き方の自由が失われるから」が47.1%と最も多く、「金銭的に余裕がないから」「結婚するまでの過程が面倒だから」「その他」が23.5%、「交際の手がかりが失われるから」「家族を養う等、責任が生じるから」が17.6%。



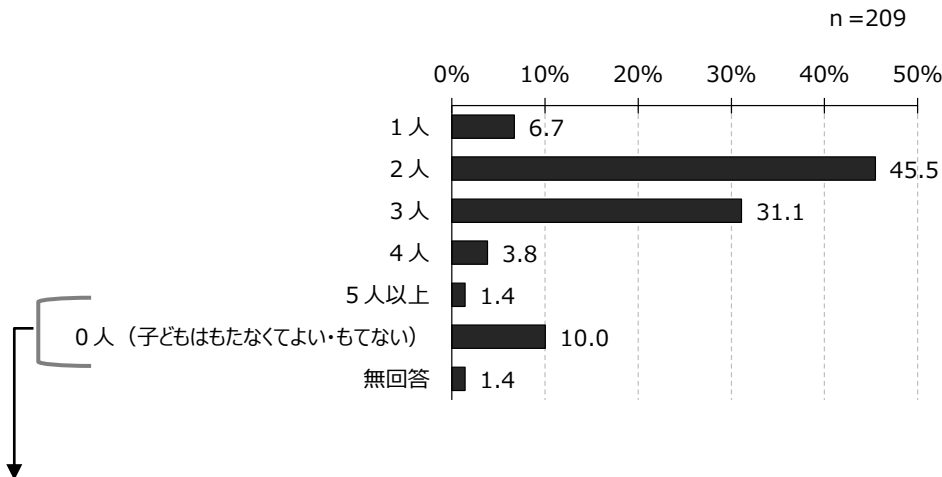
- 将来的には結婚するつもりと考えている未婚者の割合は 69.9%、一生結婚するつもりはないと考えている未婚者の割合は 2.2%。結婚しなくてもかまわない、一生結婚するつもりはない、という人の理由では、最多の「行動や生き方の自由が失われるから」、同率 2 位の「結婚するまでの過程が面倒だから」、同率 3 位の「交際の手がかりが失われるから」といった、結婚する積極的な動機がないことをうかがわせる回答が多い。

将来希望するこどもの数

【若者】

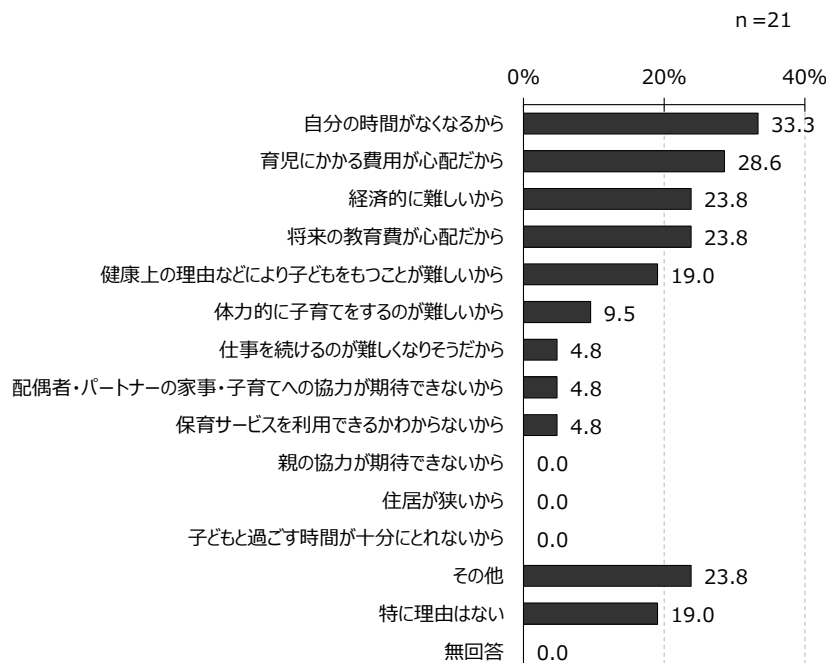
問 あなたは将来的に子どもを何人もちたいですか。

「2人」が45.5%と最も多く、「3人」が31.1%、「0人（子どもはもたなくてよい・もてない）」が10.0%、「1人」が6.7%、「4人」が3.8%。



問 子どもをもたない（もてないと思う）理由は何ですか。（複数回答）

「自分の時間がなくなるから」が33.3%と最も多く、「育児にかかる費用が心配だから」が28.6%、「経済的に難しいから」「将来の教育費が心配だから」「その他」が23.8%。



- こどもをもたない(もてないと思う)理由で最多の「自分の時間がなくなるから」は、未婚者の結婚観と似た傾向で、こどもをもつことが自己実現につながるような発想を持ち得ていないものと思われる。
- 「育児にかかる費用が心配だから」「経済的に難しいから」「将来の教育費が心配だから」といった、経済面の不安が理由となる回答が上位にあり、「仕事を続けるのが難しくなりそうだから」「保育サービスを利用できるかわからないから」(いずれも 4.8%)も経済的側面に関連する回答である。

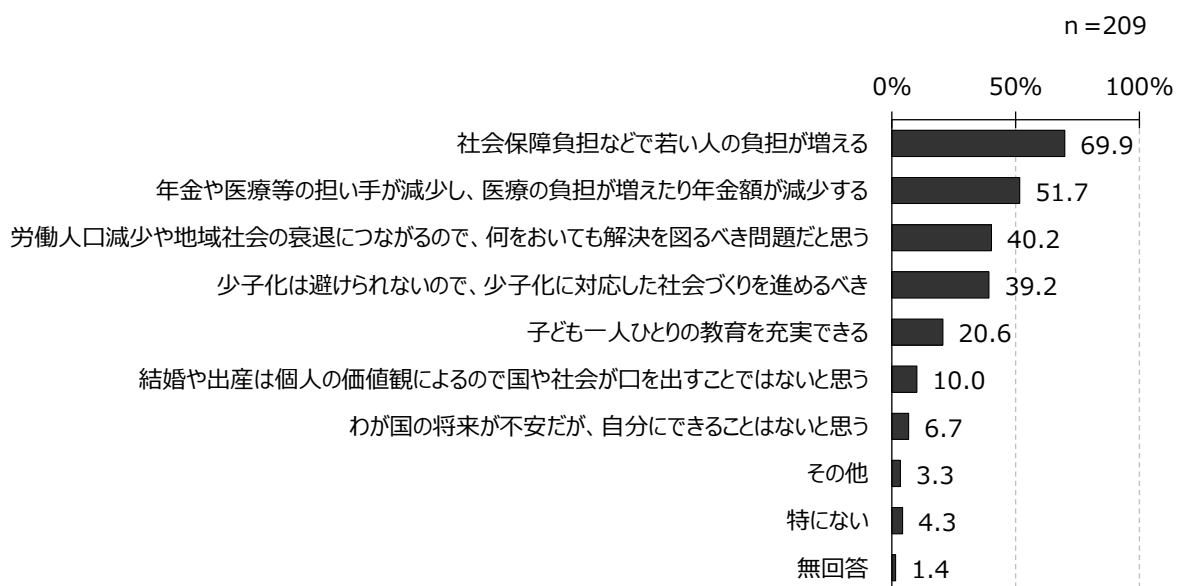
少子化問題に対する若者の考え

若者の、少子化に対する考え方

【若者】

問 次のような少子化に対する考え方のうち、あなたの考えに近いものを教えてください。
(複数回答)

「社会保障負担などで若い人の負担が増える」が69.9%と最も多く、「年金や医療等の担い手が減少し、医療の負担が増えたり年金額が減少する」が51.7%、「労働人口減少や地域社会の衰退につながるので、何をおいても解決を図るべき問題だと思う」が40.2%、「少子化は避けられないので、少子化に対応した社会づくりを進めるべき」が39.2%、「子ども一人ひとりの教育を充実できる」が20.6%。



- 上位 1、2 位の「社会保障負担などで若い人の負担が増える」、「年金や医療等の担い手が減少し、医療の負担が増えたり年金額が減少する」は、少子化により自分の世代の今や将来の生活が影響を受けることを懸念するものと捉えられる。社会全体の視点から危機感と対応の重要性を指摘する「労働人口減少や地域社会の衰退につながるので、何をおいても解決を図るべき問題だと思う」が3位となっている。
- 「少子化は避けられないので、少子化に対応した社会づくりを進めるべき」が 4 位にあることは、1、2 位の懸念を背景に持つ意見とも思われる。一方、自分にはできないという、いわば「他人事」のように考える人は、今回回答した若者の中では 6.7%と多いわけではない。

5 こども・若者の意見聴取

こども・若者の視点から、ほっとできる居場所、若者が住みやすいまち、こどもや子育てにやさしいまちについての意見をもらい、施策検討の参考とするため、「小城市こども計画 高校生ワークショップ」を実施しました。

(1) 実施概要

①目的

中学校卒業後の年代のこども・若者の意見について、アンケート等の統計的調査ではなく生の声を直接聴取する。市内の高校に通う高校生たちに集ってもらい、グループに分かれて意見を出しあい、まとめてもらう、グループワークの形式で実施。

②実施概要

- 開催日時：令和6年7月29日（月） 13：30～15：45
- 開催場所：ゆめぷらっと小城 2階 多目的ホール
- 参加者：小城高等学校・牛津高等学校の生徒19名

③内 容

- 自分にとって「ほっとできる居場所」はどのようなところか
- 若者にとって住みやすいまちとは？ どうすればそんなまちになる？
- こどもや子育てにやさしいまちとは？ どうすればそんなまちになる？

(2) 結果の概要

①自分にとって「ほっとできる居場所」の主な意見

自分の部屋／学校の教室・部室／祖父母の家／気軽に話せる場所／
友だちという時／音楽、漫画など趣味の時間／おいしいものを食べる時／
図書館／カフェ／人がいない空間／
カメラ、ピアノ、読書、習い事など好きなことをしている時
友だちとご飯を食べている時／お菓子を作っている時／料理している時／
インターネット空間（友だちと話している時） など

②「若者にとって住みやすいまち」の主な意見

【こんなまち】

勉強できる場所がある／安く食べたり話をしながら勉強できる場所がある／
電車やバスが多い、交通が充実している／歩いて行ける距離に店がある／
衛生環境がよい／騒音がない／あいさつしやすい／涼しい・暖かい場所がある／
室内で集まれる場所がある／人の活気がある／刺激がある など

【こうするとよい】

電車・バスの便を増やす、交通手段を増やす／公園・遊具を充実させる／
集まれる場所（ボウリング・カラオケ等）をつくる／
運動できるよう、体育館、屋根のある運動施設を無料開放する／
まちの中にペットボトル以外のごみ箱を増やす／バッテリーの貸し出しを行う／
電車でICカードを使えるようにする／徒歩でどこへでも行けるようにする／
街灯を増やして安全にする／イベント・お祭りをやる、住んでいてあきない／
こどもにやさしい公園を増やす／勉強するスペースを増やす など

③「こどもや子育てにやさしいまち」の主な意見

【こんなまち】

治安がよく安全安心なまち（夜でも明るい、犯罪が少ない）／
家の近くに公園がある／子育ての悩みを相談できる所がある／
親同士、こども同士がコミュニケーションできる場所がある／
室内で遊べる場所がある／自然、遊べる場所、公園がある／空気がきれい／
こどもを預けられるところがある／地域住民の理解がある／
きれいなプール・公園がある／乳児食や、子育て関係の商品を売っている店がある／
こどもにとって楽しいまち、地域がこどもを楽しませようとするイベントがある／
こどもの様子をみながら親も楽しめる娯楽スポット／
若い人や同じ年齢層の人が住んでいる／子育てに理解のある人がちゃんという／
親同士で話せる場所がある／近所の人やさしくて面白い／
母親のニーズに応えてくれる／小中高校の距離が近い、仲が良い／
子育て中の親に向けた職業がある／インターネット環境がよい／
自然災害の被害が少ない／交通量が多すぎず少なすぎない など

【こうするとよい】

子育てにかかる教育費や医療費を負担してあげる、給付金／
幼稚園や保育園、施設の充実／
飛び出し注意の標識を増やす、道路のデコボコを直す／スロープを増やす／
地域で支えてあげる、見守り／
公園を増やす、近くの公園の整備、ベンチ増設、日陰を増やす／
こどもが歩きやすい道にする、道をきれいにする、夜道を安心にする／
親の子育てのための子育て塾をつくる、子育ての講座を開く／
歩いて行ける範囲に店や保育園をつくる／
養育費の負担が大きいからこどもが生まれたら子育ての道具一式を支給する／
習い事の場所（プールなど）を増やす／犯罪の発生率を下げる（パトロールなど）／
少しの時間こどもを預けられる施設をつくる／保育士の養成所をつくる など

6 こども・若者の数（将来人口推計）

住民基本台帳の人口実績を基に将来人口を推計しました²。0～17歳の人口は令和6年の7,272人から令和11年にかけて減少を続け、本計画の最終年度である令和11年度には6,645人となる見込みです。

年齢	実績					本計画の計画期間 推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	382	381	373	327	338	330	328	327	327	328
1歳	375	373	383	381	330	347	338	337	335	335
2歳	405	368	375	374	376	326	342	334	332	332
3歳	398	391	363	371	360	371	322	338	330	328
4歳	419	410	395	355	369	355	366	318	333	326
5歳	403	415	411	392	360	369	356	366	317	334
6歳	417	409	413	419	388	360	370	356	367	318
7歳	430	419	408	407	418	385	357	367	353	364
8歳	412	435	415	405	408	418	386	358	366	354
9歳	431	413	433	413	405	408	418	386	358	368
10歳	439	432	414	428	414	405	409	419	386	358
11歳	454	439	433	416	429	416	407	410	420	388
12歳	472	454	440	430	414	428	415	405	409	419
13歳	444	478	452	439	439	418	432	418	409	412
14歳	443	444	479	450	440	438	417	431	418	409
15歳	466	433	448	484	455	445	443	422	436	423
16歳	462	464	437	448	479	451	441	440	419	432
17歳	471	460	464	435	450	477	450	440	438	417
0-17歳	7,723	7,618	7,536	7,374	7,272	7,147	6,997	6,872	6,753	6,645
18-39歳	10,354	10,185	9,927	9,779	9,802	9,743	9,717	9,696	9,692	9,699
合計	18,077	17,803	17,463	17,153	17,074	16,890	16,714	16,568	16,445	16,344

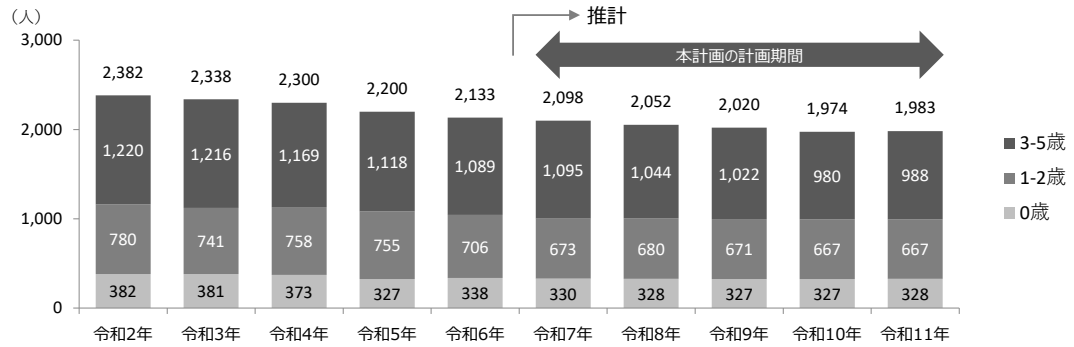
（単位：人）

※令和2～6年：住民基本台帳（各年3月末日）

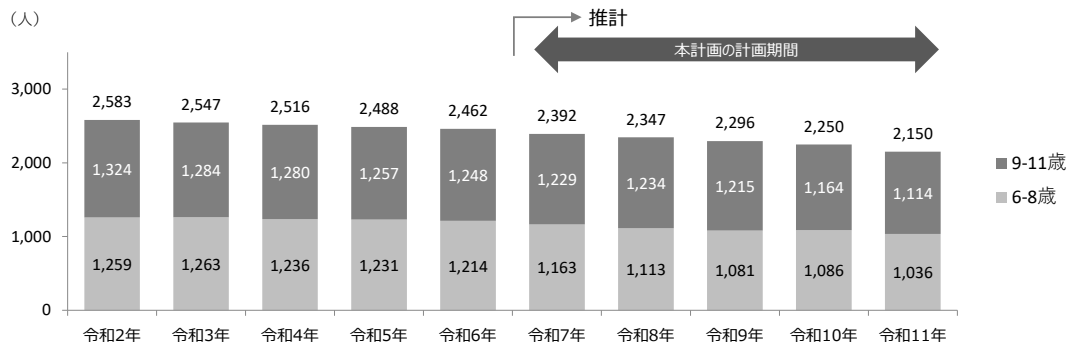
※令和7年～11年：推計値

2 住民基本台帳の平成30年～令和6年（各年3月末日）実績からコーホート変化率法により推計。出生率は期間TFR値がコロナ禍前である2019年の実績1.550で継続すると仮定。変化率はコロナ禍における一時的変動を考慮した上での実績の平均値としている。

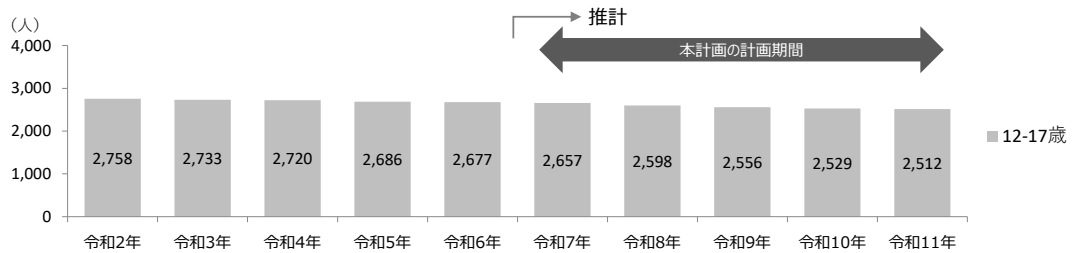
▼ 0歳～5歳のこどもの数（将来人口推計）



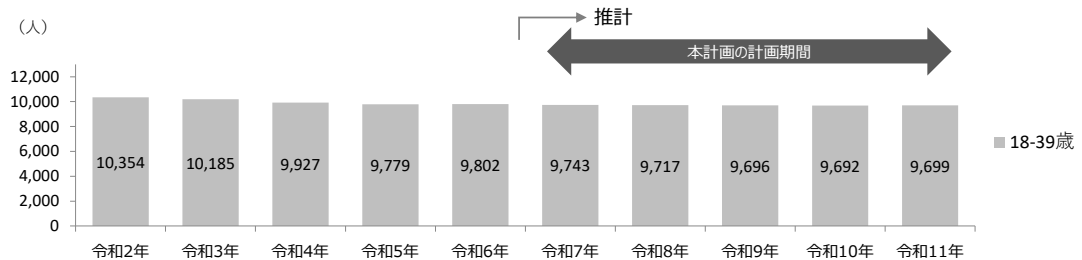
▼ 6歳～11歳のこどもの数（将来人口推計）



▼ 12歳～17歳のこどもの数（将来人口推計）



▼ 18歳～39歳の若者の数（将来人口推計）



第3章 小城市におけるこどもまんなか社会

1 基本理念

本市では、前計画「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」において、基本理念を「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」と設定し、地域子ども・子育て支援及び次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。この理念は、「小城市総合計画」における子育て・教育分野の考え方に通ずるものです。

小城市総合計画にあげられる「子育て支援の充実」（こどもの貧困、児童虐待等の困難な課題のある家庭への経済的支援や、親子に寄り添った対応など）、「学校教育の充実」（こどもたちの「学ぶ力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成するため、学校だけではなく、家庭や地域と連携し育む）、といった考え方は本計画がめざすところであり、全てのこどもが適切に養育され、愛され保護される等の権利が等しく守られるとともに、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた基礎となるものです。

このことから、前計画の基本理念を継承し、

「自分らしく」＝こどもの権利が守られる

「笑顔で」＝幸福な生活を送ることができる

「育つ」＝適切な養育のもと健全に成長する

という3つのキーワードを備えた「子どもが自分らしく笑顔で育つまち」を、本計画の基本理念として設定します。

なお、前計画の「育っていける」は、こどもを主体とする観点から「育つ」とし、「子ども」は、こども基本法やこども大綱に倣い「こども」とします。

基本理念

子どもが自分らしく笑顔で育つまち

キャッチコピー

こどもは、小城市のたから

前計画のキャッチコピー「子どもは、小城市のたから」は、長く「小城市幼児教育振興計画」で掲げられてきた、変わることのない市の大切な考え方であることから、市民に親しまれる計画となるよう引き続きキャッチコピーとして設定します。

2 基本的な施策の方針

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本方針により、総合的な施策の展開を図ります。

基本方針1 成長に応じて切れ目なく支援する

背景・課題

就学前保護者のアンケートの、「出産後に困ったこと」では、「困ったことは特になかった」が41.3%で最も多いものの、「子育てが不安になった」が28.9%、「自分の体調がよくなかった」が25.2%となっており、産後ケアの重要性がうかがえます。P28

小学生保護者のアンケートの、「児童センター（ゆうゆう）に求めたいサービス」では、第1位「遊びを通して、子ども同士のかかわりができること」が39.9%、第4位「子どもの年齢にあったおもちゃがあり、遊びの指導が受けられる」が18.3%と、センター利用を通じてのことも自身の体験の広がりを期待するものが上位に入っています。P26

小中学生のアンケートの、「心配ごとが多く、いつも不安だ。」に自分が「少しあてはまる」「あてはまる」と答えたこどもの割合は、小学5年生より中学2年生で高く、年齢が上がると、心配ごとや不安感が大きくなっていく傾向がうかがえます。P24

高校生ワークショップでは、「若者にとって住みやすいまち」として、「勉強できる場所」「室内で集まれる場所」「近くに店がある」「交通が便利」「あいさつしやすい」といった様々な意見や希望が出ています。P62

方針

子育ては、乳幼児期だけではなく誕生前から始まり、こどもが大人になるまで続きます。また、こどもは、乳幼児期から学童期、思春期まで、各成長段階における様々な体験を通じて成長し、青年期には大人へと移行する様々なライフイベントが訪れます。

全てのこどもの健やかな育ちを保障するために、誕生前から幼児期まで、発達段階に応じた母子保健の充実や、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を行います。

また、誕生前から青年期まで、各ライフステージで求められるニーズ、起こり得る課題に対し、教育・保育、保健、医療、福祉といった分野、または年齢等による切れ目がないよう支援を行います。

基本方針2 全てのこども・若者の幸せを支援する

背景・課題

アンケートの、「子育てのために重視したい環境」、「こどもや子育てにやさしい社会」に必要・重要だと思うものでは、就学前保護者、小学生保護者、若者のいずれでも、「子どもがのびのび遊べる公園・広場などが整備されている」の割合が最も高くなっています。P29

アンケートの、「子育てに不安になることがある経験」では、「ときどき感じる」が、小学5年生保護者で50.1%、中学2年生保護者で53.4%と最も多く、「よく感じる」との回答は、小学5年生保護者ではA層（経済的状況が全体の中央値の2分の1未満）で全体より多くなっています。P36

アンケートの、「子どもを叱りすぎているような気がする」と感じることで、「よく感じる」は、就学前保護者で18.1%、小学生保護者で14.4%となっています。P37

アンケートの、「子どもを健やかに育てるために市に期待すること」では、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が就学前保護者で68.6%、小学生保護者で64.7%で、いずれも上位3位に入っています。P31

高校生ワークショップでは、「こどもや子育てにやさしいまち」として、「自然・遊べる場所・公園がある」「公園を増やす」「近くの公園の整備」「治安がよく安全安心なまち（夜でも明るい、犯罪が少ない）」といった様々な意見や希望が出ています。P63

方針

こどもが遊びや多様な体験を通じていきいきと育つことができるよう支援します。

保護者が子育ての不安を軽減して子育ての楽しさを実感することができ、こどもの障がいや病気の状況、家庭の経済的な状況などにかかわらず、困難な状況にあってもその解消が図られて、全てのこども・若者が幸せに暮らしていけるよう、特定のライフステージのみではなくライフステージを通して縦断的な支援が行き届くよう努めます。

また、犯罪や事故などによってこどもの生命・尊厳・安全が脅かされることがなく、安心・安全な地域での生活を実現させるための取組を行います。

基本方針3 こども・若者と子育て当事者を社会全体で支える

背景・課題

アンケートの、「子育てにかかる経済的な負担を感じるか」について、小学5年生保護者では「ときどき感じる」が44.4%と最も多く、「よく感じる」が35.5%、中学2年生保護者では「ときどき感じる」が43.3%と最も多く、「よく感じる」が35.8%となっています。「よく感じる」では、小学5年生保護者で9.7ポイント、中学2年生保護者で19.0ポイント、A層が全体より多くなっています。P45

アンケートの、「子どもを健やかに育てるために市に期待すること」では、「児童手当等、子育てのための経済的支援の充実」が就学前保護者で82.2%、小学生保護者で76.2%と最も多くなっています。P31

就学前保護者のアンケートの、「日頃、子どもをみてもらえる親族や知人等の有無」では、前回調査と比較すると「日常的に子どもを祖父母等の親族にみてもらえる」が8.0ポイント減少し、「いずれもない」が2.0ポイント増加しています。P55

地域の力を生かした子育て相互支援であるファミリー・サポート・センターの利用状況は、令和2年度と令和5年度の比較で、低学年は減少、高学年は増加となっています。P20

方針

保護者等の子育て当事者が、経済的な不安、孤立感、仕事との両立に悩んだりすることなくこどもに向き合えるようにするため、子育て・教育に関する経済的負担の軽減、地域全体でこどもを育てるという考え方に基づいた子育て当事者への支援にかかわる取組を行います。

また、就労や経済面で困難な状況にあることの多いひとり親家庭について、それぞれのこどもや家庭に寄り添ったきめの細かい支援を行います。

基本方針4 安心して子育てできる環境をつくる

背景・課題

就労する女性の割合は各年齢層とも上昇しており、働く女性が子育て期に仕事から離れる、いわゆるM字曲線は非常に緩やかで、仕事を続けながら子育てをする女性の多いことがうかがえます。P14

就学前保護者のアンケートの、「母親の現在の就労状況」では、「フルタイムで就労している」が49.0%と最も多く、「パート・アルバイト等で就労している」が31.3%と、何らかの形で働いている母親が80%を超えています。P53

アンケートの、「子育て（教育を含む）を主に行っている人」では、「父母ともに」が就学前保護者で60.3%、小学生保護者で54.1%と最も多くなっています。就学前保護者においては、「父母ともに」が前回調査と比較すると3.7ポイント増加しており、父親の育児への参加が広がりをみせていることがうかがえます。P54

方針

こどもや子育て家庭の状況・生活様式の多様化や、子育てへの父母の関わり方の変化などにより、子育て支援ニーズの多様化が今後も進むと思われます。

「第3期小城市子ども・子育て支援事業計画」の着実な実行により、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることで、本市において安心して子育てできる環境と、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

3 施策の体系

基本理念	分野	基本方針	施策の展開
こどもが自分らしく笑顔で育つまち	ライフステージ別の支援	基本方針1 成長に応じて切れ目なく支援する	1 こどもの誕生前から幼児期 2 学童期・思春期・青年期
	ライフステージを通じた支援	基本方針2 全てのこども・若者の幸せを支援する	1 多様な遊び・体験の機会づくり 2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援 3 こどもの安全を守る取組
	こども・若者と子育て当事者への支援	基本方針3 こども・若者と子育て当事者を社会全体で支える	1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減 2 地域の子育て支援と家庭教育・保育支援 3 ひとり親家庭への支援
	第3期小城市子ども・子育て支援事業計画	基本方針4 安心して子育てできる環境をつくる	1 教育・保育の提供区域 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 4 その他の基本的な取組

第4章 ライフステージ別の支援

1 こどもの誕生前から幼児期

子育ては、誕生前から始まります。そして幼児期は、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していくための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

保護者が様々な課題や不安に直面しやすい時期でもあるため、妊娠時からサポートを始め、家庭環境それぞれの多様性を尊重しながら、母子保健の推進、保育の環境整備、育児不安軽減の取組などにより保護者の子育てとこどもの健やかな成長を支援します。

(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

1 不妊治療の相談

○妊娠を希望する夫婦に対し、専門医師、専門カウンセラー（臨床心理士）による不妊・不育専門相談センター（佐賀中部保健福祉事務所内）や、県が行っている治療費助成制度の紹介をするなど、相談に応じる。

こども家庭課

2 妊婦健康診査

○妊娠の届け出をした人に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票を交付し、定期的な受診を促すことで、妊娠中の異常を早期に発見し適切な保健指導、支援を行い、安全な妊娠出産につなげる。
○妊娠届出時に必ず保健師・助産師が面接し、支援が必要な妊婦を把握する。ケースに応じて電話・訪問フォローなどを行う。

こども家庭課

3 妊婦歯科健康診査

○母親の口腔衛生への意識の向上、及び歯周病等の重症化を防ぐことで、低体重児出産等のリスクを低減し、児の健やかな成長につなげる。
○妊娠の届出時にクーポン券を交付し、歯科医院で歯科健診、保健指導を行うなど、今後検討していく。

こども家庭課

4 両親学級（パパママ教室）

○妊娠・出産・育児を夫婦で協力して実践できる基盤を作り、産後うつ、育児不安の予防を図っていく。

こども家庭課

5 産婦健康診査

○妊娠の届け出をした人に産婦健診票を交付し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。令和6年度より事業実施している。

こども家庭課

6	妊婦のための支援給付	○出産や子育ての負担を経済的に支援するため、妊娠届出時及び胎児数の届出時に給付金を支給する。	こども家庭課
7	妊婦等包括相談支援事業	○妊娠届出時や妊娠・産後のアンケート等の聞き取りを通して、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施する。	こども家庭課
8	産後ケア事業	○産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。令和6年度より事業実施している。	こども家庭課

(2) 母子保健の推進

9	乳児健康診査（個別健診）	○生後3～4か月と9～11か月の乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の健康維持、増進に努める。 ○保護者と会う機会に受診勧奨を行い、その徹底に努める。	こども家庭課
10	乳児健康診査（集団健診）	○生後6～8か月の乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の健康保持、増進に努める。	こども家庭課
11	1歳6か月児健康診査（集団健診）	○1歳6か月児に対し、健康診査を行うことにより、心身障がい（運動機能、視聴覚障害、精神発達の遅滞等）を早期発見し、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図っていく。	こども家庭課
12	3歳児健康診査（集団健診）	○3歳児に対し、健康診査を行うことにより、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障がい、その他疾病及び異常を早期に発見し、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図っていく。	こども家庭課

13 定期予防接種

○伝染病のおそれがある疾病の発生及びまん延の防止を目的として予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期の予防接種を行い、感染症の予防と健康の保持を図っていく。

こども家庭課

14 任意予防接種

○妊婦の風しん感染リスクを下げ、先天性風しん症候群の発生を予防のため、風しん抗体価が低い妊婦や同居者に対し、ワクチン接種を行い、安心して妊娠・出産できる環境を整える。

こども家庭課

15 フッ化物洗口事業

○保育所・幼稚園、小学校、中学校において洗口動作ができる幼児及び小中学生を対象に、フッ化ナトリウム水溶液を用いて集団的、継続的に洗口を行う。

○小中学校でのフッ化物洗口は任意であるが、むし歯予防につながっているため、保護者宛の希望調査の文書にもメリットを伝え、実施率の上昇を図っていく。

こども家庭課／保育幼稚園課／教育総務課

16 フッ化物塗布及び歯科健診

○1歳6か月児健診と3歳児健診で対象者に歯科健診とフッ化物塗布を実施する。必要な子どもに対して仕上げ磨きや食習慣等、家庭での注意点を指導しむし歯予防に努める。

こども家庭課

(3) 多様な保育サービスの展開

17 保育所等整備補助事業

- 待機児童を解消するため、私立保育所等の施設整備に要する費用の補助を行う。
- 保育士の負担を軽減するため、保育支援者の配置に要する費用の補助を行う。

保育幼稚園課

18 延長保育事業

- 保育所等の在園児を対象に、通常の保育時間以降に保育を提供する事業。
- 各施設の延長保育の充実に向けて支援を行う。

保育幼稚園課

19 一時保育事業（一時預かり事業）

- 日頃は家庭で保育していても、パート勤務、病気の介護、冠婚葬祭、育児の心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所を利用することができる。週3日以内、月14日まで利用可能。
- 認定こども園及びファミリー・サポート・センターによる一時預かりを継続する。

保育幼稚園課／こども家庭課

20 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 様々な事情でこどもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時など、乳児院や児童養護施設で、短期間（7日間程度）こどもを預かる。
- 利用日数を超える利用や送迎等についての相談があり、今後対応を検討していく。

こども家庭課

21 病児保育事業（施設型）

- こどもが病気のため登園・登校できない場合に、病院等に付設された施設で一時預かることにより、子育てと仕事の両立を支援する。
- 利用件数は少しずつ増加しており、市内で委託している施設の開設日の拡充や、子育て世帯への制度周知等について今後検討していく。

こども家庭課

22 預かり保育（一時預かり事業）

- 認定こども園等の在園児を対象に、通常の教育時間以降に保育を提供する。
- 各施設の預かり保育の充実に向けて支援を行う。

保育幼稚園課

23 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

- 保育園等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付。月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労を問わず時間単位等で柔軟に通園できる。
- 令和8年度から全自治体で実施となる。対応施設や保育士の確保等を進めていく。

保育幼稚園課

（４）相談支援・育児不安の軽減

24 こども家庭センター

- 統括支援員が中心となり、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成する。（子育て世代包括支援センターを引き継ぎ令和7年度開始）

こども家庭課

25 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）

- 乳幼児をもつ子育て中の親子の交流、集いの場を提供する。
- コーディネーターや保育士等のスタッフが子育てに関する相談対応や情報提供を実施することによって、様々な子育て支援につなげていく。

こども家庭課

26 地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

- 子育てを社会的に支援することを目的とした機関。市内の複数の施設に拠点を設置、保育士を配置し、子育てについての相談、情報の提供、助言各種行事や講座等を実施する。
- 各種講座等の参加者を増やすため、子育て世帯に対して広報やホームページだけでなく、LINE等のアプリを活用した情報発信についても推進していく。

こども家庭課

27 子育て支援（育児サークル）（地域子育て支援拠点事業）

○就学前の子どもやその家族を対象に、サークル活動を通じて親子のふれあいを深め、母親・父親の仲間づくりを促し、地域としての子育て活動を広げていく。

○参加者を増やすため、子育て世帯に対して広報やホームページだけでなく、LINE 等のアプリを活用した情報発信を推進していく。

こども家庭課

28 子育て支援総合コーディネーターの配置（地域子育て支援拠点事業）

○育児不安を解消するとともに、自信をもって育児ができるよう支援し、全ての親子の健康の保持増進を図っていく。

こども家庭課

29 育児相談（離乳食相談）

○育児不安を解消するとともに、自信をもって育児ができるよう支援し、全ての親子の健康の保持増進を図っていく。

こども家庭課

30 すくすく子育て相談会

○幼児健診の事後フォローとして、困り感や不安を持った子どもとその保護者を対象に、専門家による個別相談を実施する。また必要に応じ関係機関の紹介を行う。

こども家庭課

31 訪問指導

○家庭訪問を行い、妊産婦・乳幼児の健康状態を確認することで、栄養、生活環境、疾病予防など妊娠、出産、育児を安心してできるよう支援する。

こども家庭課

32 母子保健推進員地域活動事業

○委嘱を受けた母子保健推進員が、地域での訪問活動の中で各種教室の案内、相談などを行い、安心して育児ができるよう支援する。

○母子保健推進員のPRをし、地域と行政との連携役になっていくよう努める。

こども家庭課

33 乳児家庭全戸訪問事業

○生後4か月までに保健師及び母子保健推進員による訪問をし、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い、必要なサービスにつなげる。

○妊娠届出時に訪問承諾を得る等、事業のPRを行う。

こども家庭課

34 養育支援訪問事業

○乳児家庭全戸訪問事業の結果やその他母子保健事業等の中で養育支援が必要と認められる家庭に保健師及び家庭相談員等専門職が訪問支援を行う。

○関係課で情報共有しながら、支援が必要な世帯に訪問を行う。

こども家庭課

35 子育て支援の情報提供

- 各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育てガイドブックの作成・配布を行う。
- 令和3年度作成の子育てハンドブックを令和6年度に更新。引き続き窓口等にて子育て世帯等へ配布していく。

こども家庭課

36 子育て世帯訪問支援事業

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

こども家庭課

2 学童期・思春期・青年期

学童期は、身体も心も大きく成長する時期です。思春期は、心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中でアイデンティティを形成していく時期です。青年期は、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

地域での居場所や学校を通じた多様な学びを提供し、大人へと移行するライフイベントの場面では自分の価値観や生き方に基づいた希望が尊重され実現できるよう、支援を行います。

(1) こどもの居場所づくりと健全育成

37 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 共働き等により保護者が昼間家庭にない小学校の児童を対象に、授業の終了後に専用施設、学校の余裕教室などを利用して、その健全な育成を図っていく。
- 専用施設の建築や空き教室の活用等により、待機児童の解消に努めていく。

教育総務課

38 児童センターの利用促進

- 児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や小中高生の居場所としての児童センターの利用を促進する。
- 児童対象の講座等については、利用している児童の声を聞きながら企画・運営していく。
- 今後、児童センターだけでなく市内の他の交流施設等の利用も含めたこどもの居場所づくりを検討する。

こども家庭課

39 スクールカウンセラーの設置

- 市内各校にスクールカウンセラーを配置している。
- いつでも個別に児童・生徒の相談を受けられるような雰囲気づくりをし、専門的な立場から家庭と連携をとりあい児童・生徒の心のケアを図っていく。
- 特に中学生については思春期の心身の悩み事相談の充実を図っていく。

学校教育課

40 教育相談事業

- 子ども支援センターにて、不登校やいじめなど、児童・生徒あるいは保護者、教師の悩みについてのサポートを行う。
- 「ほたる」により、不登校児への支援を行う。
- 特別支援教育への充実に向けて、相談員による発達検査の実施や学校からの相談対応、関係機関とのケース検討会議などを行う。

学校教育課

41 学校生活支援員事業

- 市内中学校において、不登校の生徒や不登校傾向の生徒が利用できる別室を設置し、学校生活適応支援員が生徒の様々な悩み等に対して生徒に寄り添いながら、段階的に教室復帰を目指すことを目的として実施する。
- 生徒の抱えている問題に対し、助言や場合によっては、関係機関と連携した援助を図っていく。

学校教育課

42 家庭教育支援事業（早寝・早起き・朝ごはん運動事業）

- こどもたちの健やかな成長の生活習慣を定着させることを目的とした「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進する。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進と共に小城市青少年育成市民会議と協働で「我が家のスマホルール」づくりの啓発を行う。

生涯学習課

43 青少年の問題行動に関する支援ネットワークの設置

- 問題行動を起こす児童・生徒の早期発見・早期対応を始め、よりきめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを構築し、その推進を図っていく。
- 引き続き、スクールサポーターを活用した生徒指導を推進する。
- 建設課と連携した通学路の安全点検の推進と小城警察署と連携した小学校での安全パトロールの取組を推進する。

学校教育課

44 関係機関等との連携した有害環境の防止対策（生涯学習、青少年育成市民会議関係）

- 有害環境の浄化や非行の防止等を図るため、関係機関・団体を中心とした市民の主体的な活動を促す。
- 毎年、環境点検活動を実施する。

生涯学習課

（２）学校を通じた様々な学び

45 赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業

- 健全な父性、母性の育成支援及び感性豊かな人間育成を図っていく。
- 中学校では、県の「市町立中学校性教育外部講師招へい事業」などを活用し、外部講師を招聘して性教育を行い、命の大切さを醸成する取組を行っている。
- 今後、小学校からの系統的な活動の展開を検討していく。

学校教育課

46 学校教育における子育て教育の充実

- 学習指導要領において、男女が互いに協力して家庭を築き、こどもを生み育てることの意義を学習する機会を一層充実させる。
- 中学校技術・家庭科学学習指導要領に沿って、こどもが育つ環境としての家族の役割についての理解や、家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できる力を養うことをねらいとした学習に取り組んでいく。

学校教育課

47 習熟度別指導などのきめ細かな指導の実施

- 教科等に応じ、少人数指導や習熟度別指導など、きめ細かな指導を行う学校の具体的な取組を進めていく。
- 学校訪問等により指導の実態を把握し、さらなる改善に向け、具体的な指導・支援を行う。

学校教育課

48 農業・農村体験学習の推進

- こどもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実させるため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進する。
- モデル地区の設置については、学校内外における農業・農村体験学習を推進する。
- 引き続き、食農体験を通して食への感謝の心を育むことを目標に、小中学校全校で農漁業の体験活動ができるように推進していく。

学校教育課

49 地域の人ボランティア講師としての活用

- 優れた知識経験や技能を有する社会人を学校現場に活用するため、ゲストティーチャーとして授業に参加することができる制度の促進を図っていく。
- 各学校の年間カリキュラムのもと、主に総合的な学習において、地域人材をゲストティーチャーに迎え、地域の歴史、文化、自然、産業に様々な体験学習を実施する。

学校教育課／生涯学習課

50 学力向上対策推進事業

- 小城市学力向上研究会において、全体の研修会を開催したり授業公開を行うなど、教職員の指導力向上に努める。
- ICT活用部会において、これまでの実践事例を整理して保存し、教職員全体が共有できるように改善していく。

学校教育課

51 人権・同和教育事業

- 市内小中学校において、児童・生徒たち自身が子どもの権利や人権の大切さについて、理解や知識を深め、差別を見抜き、無くしていくことによって、安心して学校生活を送ることを目的としている。
- 人権感覚や人権教育を推進していくため、研修等により、教職員の指導力向上に努める。

学校教育課／人権・同和対策室

52 食育推進事業

- 県内や市内において作られる農水産物を活かした食の恵みを児童・生徒に伝え、地産地消の推進を図っていく。
- 地場産品を通して、次代を担う児童・生徒の地域農林水産業に対する興味や生産者への感謝の気持ちを育む。

健康福祉課／保育幼稚園課／教育総務課

(3) こども・若者の希望がかなうための支援

53 キャリア教育推進事業

- 小中高校を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を行うための指導方法・内容の開発、勤労観、職業観を身につけさせるためのキャリア・アドバイザーの確保及びその活用、学校、産業界、関係教育行政機関等による職場体験活動推進のためのシステムづくりなどを行う。
- 中学2年生を対象に職場体験や職業講話等を実施する。

学校教育課

54 佐賀県「ユメタネ」の周知（若者の就労支援）

- 県が設置している、若者の就職活動を支援する施設「ユメタネ（ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA、さが若者サポートステーションを総称する愛称）」の利活用を図っていく。
- 働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う「さがサポステ（さが若者サポートステーション）」について、サービス内容・利用方法等の周知を行う。
- 職業適性診断、就職支援セミナーの開催など、若者の就職活動を支援し、専任のスタッフによる職場定着支援も実施している県の「ジョブカフェSAGA」について周知を行う。
- 在学中の学生を含む若者の就職を支援する専門のハローワーク「ヤングハローワークSAGA」について周知を行う。

商工観光課

55 さが出会いサポートセンターの周知

- 結婚を希望する人の願いをかなえるため、結婚に関する相談を受けたり、1対1の出会いの機会を提供する、県設置の「さが出会いサポートセンター」について周知を行う。

企画政策課

56 SAGA未来デザイン事業の活用

- 県では、若年世代を対象に、将来、就職、結婚、出産、子育てなど、望むライフプランを県内で実現できるよう「SAGA未来デザイン事業」に取り組んでいる。
- 令和6年度は大学生等を対象に、今後のライフプランを主体的に考えるためのライフデザインセミナーを開催。
- 県との情報連携に努め、小城市内のこども・若者に事業周知、利用勧奨を行っていく。

企画政策課

57 ひきこもり対策

- 市民や民生委員等からひきこもりや孤立されている方に対する相談があった場合、その方の置かれている状況や課題を整理し、関係機関と協議しながら支援を図っていく。
- その他、国や県による、孤独や孤立で悩んでいる人や悩みや問題を抱えている人を対象とする数多くの支援・相談窓口が開設されており、市のホームページ等を通じてその周知・利用案内を行う。

健康福祉課

24 こども家庭センター【再掲】

- 統括支援員が中心となり、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成する。(子育て世代包括支援センターを引き継ぎ令和7年度開始)

こども家庭課

58 ヤングケアラー対策

- 令和5年度実施の「子どもの生活アンケート」で、こどもによる家族のお世話や対象・内容などを調査している。
- アンケート調査のみでは把握が難しいヤングケアラーの実態について、学校や各種支援機関・団体との連携等により状況把握に努め、課題がある場合は適切な支援につなげるよう図っていく。

こども家庭課

59 外国につながる家庭やこどもへの対応

- 外国につながる家庭³では、日本語によるコミュニケーションが取りにくいこと、文化や習慣が異なること等から、保護者やこどもたちが日常生活において困難や不安、負担感を抱きやすいことが考えられる。
- 関係部署が連携して外国につながる家庭の保護者やこどもの状況等把握に努めるとともに、相談窓口などでは当該言語に対応できるボランティアや関係機関の協力を仰ぎながら相談に応じ、必要に応じた支援を図っていく。

関係各課

3 外国につながる家庭：子ども・子育て支援法に基づく基本指針における「外国につながる幼児等特別な支援が必要な子ども…」を参考とした。こども大綱では、支援対象として「在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこども…」「外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこども…」といった記載がある。

第5章 ライフステージを通じた支援

1 多様な遊び・体験の機会づくり

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点といえます。幼児から青少年まで、様々な遊びや体験の機会が得られることは、豊かな心や健康な体を育成し、生きる力を培います。こどもたちが安心してのびのびと活動できる環境を整えて、全てのこどもの健やか成長を支援していきます。

60 スポーツ活動の支援

- 市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」の立場に関わることで、スポーツに取り組むきっかけづくりと参加者相互のコミュニケーションの場を提供する。
- 交流宣言や連携協定を生かし、県内のトップチームや活躍されているトップアスリートと連携し、競技力向上、競技人口の拡大に努める。

生涯学習課

61 地域の教育力の活性化及び体験活動の充実

- 各公民館・支館を中心とした、青少年が安全・安心に活動できる拠点づくりを目指す。
- 地区子どもクラブなどの地域活動を支援するとともに、地域の特性を生かした体験活動を推進する。
- こどもたちの体験活動として、ドッジビー大会、こどもまつり等を実施する。

生涯学習課

62 放課後子ども教室事業

- 学校と地域を連携させる地域学校協働活動推進員を中心に週末等に全てのこどもたちの安全・安心な活動場所を確保し、様々な体験・交流活動の機会を定期的、継続的に提供する。

生涯学習課

48 農業・農村体験学習の推進【再掲】

- こどもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実させるため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進する。
- モデル地区の設置については、学校内外における農業・農村体験学習を推進する。
- 引き続き、食農体験を通して食への感謝の心を育むことを目標に、小中学校全校で農漁業の体験活動ができるように推進していく。

学校教育課

63 保育園等の園庭開放

- 市内の保育園等で、未就園のこどもやその保護者でも利用でき、同年齢や異年齢との交流の場、保護者同士のコミュニケーションの場となるよう園庭開放を実施する。
- 保育園等に在籍していないこどもも、ふれあいの機会やのびのびと遊べる場所が得られるよう、地域子育て支援拠点事業やホームページ等で情報を提供していく。

保育幼稚園課

64 公園・こどもの遊び場の充実

- 市内には、小城公園元気広場ほか、こども・若者の健康を増進し、のびのびと遊べることを目的とした公園や遊び場がある。
- 草刈や遊具点検などを引き続き行い、こども・若者が安心安全に過ごせるよう管理に努める。

商工観光課／都市計画課／生涯学習課

38 児童センターの利用促進【再掲】

- 児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や小中高生の居場所としての児童センターの利用を促進する。
- 児童対象の講座等については、利用している児童の声を聞きながら企画・運営していく。
- 今後、児童センターだけでなく市内の他の交流施設等の利用も含めたこどもの居場所づくりを検討する。

こども家庭課

2 困難な状況にある子どもや家庭への支援

全てのこどもの最善の利益が実現されるためには、生まれ育つ環境や障がい・病気などの有無によらず、それぞれの状況に応じて自立、社会参加を支援することが重要です。

困難な状況にある子どもや家庭に対し、課題を早期に把握しての早期対応や、様々な悩み・困りごとを受け止めて必要な支援につないでいく支援の連携を進めます。

(1) 障がいのある子ども・医療的ケア児への支援

65 発達障がい等支援事業

- 発達の遅れ、困り感や不安を持った子どもとその保護者を対象に教室や相談会を開催し、その早期発見・早期療育につなげる。
- 市内の教育・保育施設に通う発達障がい等で困り感のあるこどもの支援を実施する。
- 学校教育においても、障がいのある子どもたちの支援のために、就学相談事業や教育相談事業を実施する。

こども家庭課／保育幼稚園課／学校教育課

66 総合的な教育支援体制の整備

- 小中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、自閉スペクトラム症傾向のある児童・生徒に対し、就学の場の検討や診断書の負担、サポーターの配置など総合的な教育支援体制の整備を推進する。

学校教育課

67 自立支援給付及び地域生活支援事業

- 障がい児の状況に応じて、障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を提供する。
- 障がい児に対し、手術等により生活能力を得るために必要な医療に係る費用を給付する。
- 障がい児が日常生活や社会生活をより容易にするため、補装具（義肢の装具・車椅子等）の交付又は修理を行う。
- 自力では屋外の移動が困難な障がい児が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として外出する際に、移動の支援を行う。
- 地域における障がい児の支援体制整備として、関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を図っていく。

高齢障がい支援課

68 障害児福祉手当事業

- 20歳未満の在宅で、重度の障がい状態にあるため日常生活で常時介護を必要とする障がい児に手当を支給する。

高齢障がい支援課

69 特別児童扶養手当事業

- 精神や身体に障がいを有する20歳未満の児童の養育者に支給する。

高齢障がい支援課

70 障がい児支援の周知徹底と住民理解のための広報

○市民全体が障がい児支援（障がい福祉サービス）について理解できるよう、引き続き周知を図っていく。

高齢障がい支援課

71 幼児教育・保育ネットワーク事業

○市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育施設等が情報連携し、就学前教育や保育に関する意見交換を行う。

○発達障がい児、配慮が必要なこどもについて、適切な支援ができるよう保育士等を対象に研修を行う。

保育幼稚園課

72 事故防止啓発事業

○母子保健推進員の4か月訪問でパンフレットを配布し周知を図り、事故防止の説明を徹底する。

こども家庭課

73 医療的ケア児支援事業

○医療的ケアを必要とするこどもの受け入れ体制の整備をするため、保育所等に看護師等を配置する。

○医療的ケアを必要とする児童・生徒の受け入れ体制の整備をするため、小中学校に訪問看護師等を派遣する。

保育幼稚園課／教育総務課

（2）児童虐待等対策の充実

25 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）【再掲】

○乳幼児をもつ子育て中の親子の交流、集いの場を提供する。

○コーディネーターや保育士等のスタッフが子育てに関する相談対応や情報提供を実施することによって、様々な子育て支援につなげていく。

こども家庭課

28 子育て支援総合コーディネーターの配置（地域子育て支援拠点事業）【再掲】

○育児不安を解消するとともに、自信をもって育児ができるよう支援し、母子の健康の保持増進を図っていく。

こども家庭課

74 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 要保護児童対策地域協議会を中心とした事業を展開。
- 養育者の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・育児等の問題に早期に対応するため、地域の実情に応じて、児童虐待防止ネットワーク事業を実施する。
- 児童福祉担当と母子保健担当で要支援事例等への検討会を実施し、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法に基づく訪問事業、乳幼児健診等により把握された支援対象者への対応強化や妊娠・出産包括支援事業との連携を図っていく。

こども家庭課

75 相談体制の充実

- 専門の職員（家庭相談員・子ども家庭支援員）を配置し、児童虐待をはじめとして、様々な相談・通告案件に対して、関係機関等と協議や連携を行いながら必要な支援へ繋げる。
- コーディネート機能を強化するような関係職員のスキルアップ研修、関係機関の円滑な連携による支援・見守り体制の充実、専門的集団組織の編成等を引き続き検討していく。

こども家庭課

76 児童虐待防止対策強化事業

- こどもや教職員、地域の大人を対象にワークショップを開催し、地域の力を活用して、児童虐待をはじめとするあらゆるこどもへの暴力防止を図っていく。
- こどもたちに自分の権利の守り方、相談の仕方を体験的に学習してもらい、一人ひとりへの聴き取りにより虐待の早期発見を可能とする。
- 地域の大人に子育てにおける関わり方のコツやこどもの発達についての講座を行う。
- 教職員に相談を受ける対応の仕方についてロールプレイを通して学んでもらい、こどもが SOS を出しやすい社会づくりへと繋げていく。

こども家庭課

36 子育て世帯訪問支援事業【再掲】

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

こども家庭課

3 こどもの安全を守る取組

安心・安全に地域で暮らすことができ、犯罪・事故などによって生命・尊厳・安全が脅かされることがなく、急病などの際には迅速・適切に医療が提供されることは、全てのこどもの健やかな育ちのために必須の環境といえます。

関係機関、学校、地域等が協力してこどもの安全を守る取組を進めます。

(1) 安心・安全な生活環境の整備

77 学校安全の総合的な取組の推進

○近年、学校の管理下での事件・事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、各学校において、児童・生徒の安全を第一に考え、防犯や救急処置等の訓練などを実施する。

学校教育課

78 市道歩道設置

○幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。
○必要に応じて今後も歩道整備を進める。

建設課

79 通学路交通安全プログラム

○小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策を取りまとめ、関係機関による役割分担のもと、その対策を推進する。

教育総務課／防災対策課／建設課

80 公共施設のバリアフリー化

○道路や公共施設、商業施設、駅等における段差の解消、エレベーター・エスカレーターの設置を促進し、ベビーカーが使用しやすいなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努める。
○公共施設にベビーカーの設置や公共施設のトイレにベビーシートを設置するなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努める。
○道路（施設）の利用状況や要望から、優先度を含めた整備方針について検討していく。

こども家庭課／保育幼稚園課／建設課

81 小児救急医療支援事業

○二次医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保し、広域的に連携し小児第一次医療を充実させ、乳幼児の急病時における保護者の不安の軽減を図っていく。また、広報での救急医療情報提供と意識啓発を行う。
○出生届の届け時及び広報で住民に周知するとともに、休日夜間の診療の確保に努める。

こども家庭課

82 救急医療体制の整備

- 休日是一次医療体制として日曜在宅当番医制、二次医療体制として病院群輪番制病院を配備する。
- 平日夜間については、夜間救急外来診療体制の整備、24 時間対応での医療施設の整備を行う。
- 医師会との連携により体制の確保をし、広報及びメディアによる情報提供を行う。

健康福祉課

83 防犯灯の更新等

- 夜間における犯罪発生の防止及び地域住民の通行の安全対策として地区によるＬＥＤ防犯灯の設置を行う。
- 通学路等にある防犯灯の維持管理を行うとともに、防犯灯のＬＥＤ化を推進する。

防災対策課

(2) こどもを事故・犯罪等から守るための活動

84 犯罪等に関する情報の提供

- こどもに対する声掛け事案等によるこどもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報提供を推進する。
- 小中学生の保護者等に情報を提供するため、小学校入学時に保護者に対し連絡アプリ「はなまる連絡帳」を登録をしてもらい、9 年間継続して情報提供を行う。
- 大雨や水難事故、食中毒等についての注意喚起を園に情報提供する取組も継続する。

教育総務課／保育幼稚園課

85 関係機関・団体との連携、情報交換

- こどもに対する声掛け事案等、こどもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進する。
- 小城中学校を拠点校としてスクールサポーターを配置しており、必要に応じて小城警察署との情報交換を行う。

教育総務課／学校教育課

86 学校等における防犯教室の講習会および情報モラル学習会等の開催

- 市内全小中学校で、年 1 回以上の防犯教室を実施する。
- 警察やスクールサポーターとも連携して、日常の安全に生かすための振り返りを行う。
- 市内全小中学校で授業や学校行事を通して、情報モラルについての学習会を実施する。

学校教育課

87 「子ども 110 番の家」の防犯ボランティア活動の支援

- こどもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども 110 番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進する。
- 毎年、子どもの安全を地域で見守る会を実施する。

生涯学習課

88 「青色回転灯による防犯パトロール」の防犯ボランティア活動の支援

- 地域のこどもたちは地域で守るとの思いにより平成 18 年に小城市青少年育成市民会議が発起し結成している。
- 市内各地、地域の実情に即したルートでボランティアによる青色回転灯防犯パトロールを行っている。
- 毎年、子どもの安全を地域で見守る会を実施する。

生涯学習課

89 児童等の交通安全教室

- 保育所、幼稚園、小学校、中学校での交通安全教室を実施し、次世代を担うこどもたちが事故などに遭わないように指導する。

防災対策課

90 危険性のある「モノ」からの安全確保

- 危険性のある商品・サービスについて、国等からの情報発信に基づきホームページ等を通じて啓発活動を行う。
- 悪質商法やインターネットトラブルなどの消費生活問題等について、学校等への情報共有を行う。

人権・同和対策室

第6章 こども・若者と子育て当事者への支援

1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減

家庭の環境によらず全てのこどもの権利が守られるとともに、少子化の抑制にも資する取組として、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ることが重要です。

国の制度等も活用しながらの支援などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

91 幼児教育・保育の無償化

○令和元年10月1日から、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育園、認定こども園、児童発達支援などを利用するこどもたちの利用料が無償化されている（0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯が対象）。

保育幼稚園課

92 就学援助制度

○市内の小中学校に通う児童・生徒の保護者が経済的な理由のため就学が困難である場合、就学に関する費用の一部を援助する。

教育総務課

93 児童手当の支給

○高校生年代までのこどもを養育している保護者に支給する。

○令和6年度に、支給対象の高校生年代までの延長と所得制限の撤廃を行った。

こども家庭課

94 子どもの医療費助成事業

○こどもの健やかな育成と子育て世代の経済的な負担を軽減するため、こどもの医療に要する医療費について助成し、疾病の早期発見と治療の促進を図っていく。

○令和7年度から対象者を18歳年度末までに拡充し、子育て世帯への支援を充実させていく。

こども家庭課

95 未熟児養育医療の給付

○入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において入院による療育に必要な医療を受ける場合に必要な医療の給付を行う。

こども家庭課

96 障害児通所支援事業所等利用の無償化

○令和元年10月1日から、就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの利用料が無償化されている。幼稚園、保育園、認定こども園と併せて利用した場合も対象（0歳から2歳までは、住民税非課税世帯が対象）。

高齢障がい支援課

2 地域の子育て支援と家庭教育・保育支援

地域の中でこどもの成長と子育て家庭が支えられるためには、市民等の担い手による支援を生かしていくことも重要です。また、在宅で子育てをしている家庭を含め、全てのこどもと家庭に様々な支援が届くよう、地域ぐるみで取組を推進します。

23 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）【再掲】

- 保育園等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付。月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労を問わず時間単位等で柔軟に通園できる。
- 令和8年度から全自治体で実施となる。対応施設や保育士の確保等を進めていく。

保育幼稚園課

97 ファミリー・サポート・センター事業(子育て相互支援事業)

- 通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された、子育てを支援できる者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。
- 協会の会員の確保や利用者の拡充等につなげていく。

こども家庭課

27 子育て支援（育児サークル）（地域子育て支援拠点事業）【再掲】

- 就学前のこどもやその家族を対象に、サークル活動を通じて親子のふれあいを深め、母親・父親の仲間づくりを促し、地域としての子育て活動を広げていく。
- 参加者を増やすため、子育て世帯に対して広報やホームページだけでなく、LINE等のアプリを活用した情報発信を推進していく。

こども家庭課

98 家庭教育支援事業（教育講演会、親子体験活動）

- 家庭は教育の出発点であり、その第一義的な責任を有することから、こどものいる家庭に対し、基本的な生活習慣や社会における規範意識が身につく情報等を提供する。
- 親子の絆を深めるため、親子で体験できる講座等の開催継続を検討する。

生涯学習課

99 学校評議員の設置及び活用

- 学校運営に関し、開かれた学校づくりの推進並びに学校・家庭・地域の連携及び協力を図るため、小中学校に学校評議員を配置する。
- 年間2～3回程度、学校評議委員会を実施しており、授業参観と同時に実施するなど委員が児童・生徒の様子を確認できるように配慮している。

学校教育課

62 放課後子ども教室事業【再掲】

- 学校と地域を連携させる地域学校協働活動推進員を中心に週末等に全てのこどもたちの安全・安心な活動場所を確保し、様々な体験・交流活動の機会を定期的、継続的に提供する。

生涯学習課

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない保護者が就労や経済面で不利な状況に置かれることも多く、地域で孤立化するなど状況も様々であることから、それぞれのこどもや家庭に寄り添った適切できめの細かい支援を行います。

100 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

- 事前相談において、認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子（父子）家庭の母（父）に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給する。
- 利用促進にむけて、広報やホームページでの情報発信、さらには窓口での相談対応時の制度紹介を行っていく。

こども家庭課

101 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

- 事前相談において、認定を受けた資格取得を目的とする養成期間において6か月以上修業する母子（父子）家庭の母（父）に対して高等職業訓練促進給付金を支給する。
- 利用促進にむけて、広報やホームページでの情報発信、さらには窓口での相談対応時の制度紹介を行っていく。

こども家庭課

102 母子生活支援施設の措置

- 18歳未満のこどもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、こどもの養育が十分にできない場合に、こどもと一緒に児童福祉施設に措置を行う。

こども家庭課

103 児童扶養手当の支給

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいる母子（父子）家庭の母（父）等に支給する。
- 今後もひとり親世帯が自立できるよう就労支援等相談に努める。

こども家庭課

104 ひとり親家庭等医療費助成事業

- 母子（父子）家庭の母（父）及び児童が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金を助成する。
- 今後、現物給付に向けて、県内市町や関係機関と協議等を行う。

こども家庭課

105 ひとり親家庭等の相談体制の充実

- 専門の職員（母子父子自立支援員）を配置し、母子（父子）家庭の様々な相談や就業の相談に早期に対応し、必要な支援につなげる。

こども家庭課

106 養育費確保支援事業

○ひとり親家庭への支援強化として、養育費の履行確保の促進を目的として、公正証書等作成支援及び養育費保証支援を実施する。令和5年度より事業実施している。

こども家庭課

107 公営住宅における優先入居

○公営住宅への入居の選考に際し、ひとり親世帯・老人世帯・障がい者世帯については、入居順位の抽選優遇扱いを実施する。

定住推進課

※社会福祉課及び健康増進課については、令和7年4月から「こども家庭課」「健康福祉課」へ組織再編を予定している。

そのため、第4章～第6章において、表示している事業の業務担当課名については、新設課名を記載している。

第7章 第3期小城市子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援事業計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年10月に施行されました⁴。

▼ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- 保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- 教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・共育ての推進

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

4 事業により施行日の異なるものがある。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた、子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインといえるもので、令和7年4月1日から適用されます。

▼ 基本指針の改正

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置付け等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
8. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

3 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

この提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはなく、本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスとする）ための基礎的な範囲として設定します。

本市では、第一期及び第二期計画において、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、市全域を1つの提供区域として設定することとしました。この状況は現在も大きく変わってはいないことから、第三期計画においても幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市全域で1つの区域とします。

ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、当該事業の基本となっている提供施設の配置を踏まえ、小学校区と同じ8区域とします。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」及び「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制と実施時期を以下の通り定めます。

表で「量の見込み（A）」は今後（計画期間中の5年間）に利用希望が予想される需要量、「確保方策（B）」はその需要に対する提供体制（提供予定数＝市の計画数）を記したものです。

（1）1号認定（3-5歳・教育のみ）

「量の見込み」と「確保方策」

1号認定 (3-5歳教育のみ)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	市内	241	230	225	216	218
	市外	9	9	9	9	9
確保方策 (B)		380	380	290	290	290
	認定こども園・幼稚園	327	327	237	237	237
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	市外	53	53	53	53	53
過不足 (B-A)		130	141	56	65	63

(単位：人)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中、1号認定の利用割合⁵は減少傾向でした。直近の利用割合が今後とも維持されると想定し、その割合を推計人口に乗じて見込みました。
- 1号認定の市外からの利用は年により増減があり、過去5年の実績の平均から見込みました。
- 1号認定（3-5歳・教育のみ）は、現状の施設で供給が足りることとなります。

⁵ 利用割合：量の見込みにあたり、各事業等について前計画期間中の各年度の対象年齢の人口に対する利用実績数の割合を確認した。その割合を「利用割合」と表現している。

(2) 2号認定（3-5歳・保育必要）

「量の見込み」と「確保方策」

2号認定 (3-5歳保育必要)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	市内	858	842	848	835	865
	市外	21	21	21	21	21
確保方策(B)		1,042	1,042	1,042	1,042	1,042
	認定こども園・ 保育園	921	921	921	921	921
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設	7	7	7	7	7
	市外	114	114	114	114	114
過不足(B-A)		163	179	173	186	156

(単位：人)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中、2号認定の利用割合は増加傾向でした。直近の利用割合を基に、これまでの利用割合の上昇傾向を考慮して見込みました。
- 2号認定の市外からの利用は年により増減があり、過去5年の実績の平均から見込みました。
- 2号認定の市外の確保方策は、年により他市町の受入れについて増減があるため、直近の実績により見込みました。
- 2号認定（3-5歳・保育必要）は、現状の施設で供給が足りることとなります。

(3) 3号認定（0-2歳・保育必要）

「量の見込み」と「確保方策」

3号認定 (0-2歳保育必要)		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (A)	市内	159	250	242	161	254	259	164	263	258
	市外	11	14	13	11	14	13	11	14	13
②確保方策 (B)		197	274	314	197	274	314	197	274	314
認定こども園・ 保育園		146	218	240	146	218	240	146	218	240
地域型保育事業		22	25	26	22	25	26	22	25	26
企業主導型 保育施設		1	2	6	1	2	6	1	2	6
市外		28	29	42	28	29	42	28	29	42
過不足 (B-A)		27	10	59	25	6	42	22	▲3	43
3号認定 (0-2歳保育必要)		令和10年度			令和11年度					
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
量の見込み (A)	市内	167	272	261	171	282	266			
	市外	11	14	13	11	14	13			
②確保方策 (B)		197	274	314	197	274	314			
認定こども園・ 保育園		146	218	240	146	218	240			
地域型保育事業		22	25	26	22	25	26			
企業主導型 保育施設		1	2	6	1	2	6			
市外		28	29	42	28	29	42			
過不足 (B-A)		19	▲12	40	15	▲22	35			

(単位：人)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中、3号認定の利用割合は各歳とも概ね増加傾向でした。過去に最大だった年度の利用割合を基にこれまでの上昇傾向を考慮して見込みました。
- 市外からの利用は年により増減があり、過去5年の実績の平均から見込みました。
- 3号認定の市外の確保方策は、年により他市町の受入れについて増減があるため、直近の実績により見込みました。
- 計画年度中に1歳の量の見込みが確保方策を上回る予想ですが、需給状態を常に把握し変動に応じて対応を図ります。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

<地域子ども・子育て支援事業>

(1) 利用者支援事業	(11) 地域子育て支援拠点事業
(2) 延長保育事業	(12) 一時預かり事業
(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	(13) 病児・病後児保育事業
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	(14) ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	(15) 妊婦健康診査事業
(6) 養育支援訪問事業	(16) 産後ケア事業
(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(8) 子育て世帯訪問支援事業	(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(9) 児童育成支援拠点事業	(19) 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）
(10) 親子関係形成支援事業	

(1) 利用者支援事業

事業の概要

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。
- こども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

「確保方策」

こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1	1	1	1	1

(単位：か所)

確保方策の考え方

- こども家庭センターを1か所設置し、妊産婦、乳幼児及び全てのこどもと家庭に対しての支援を行います。

事業の概要（地域子育て相談機関）

○地域子育て相談機関は、子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として、令和4年児童福祉法改正により整備に努めることとされた事業です。

実施に向けての考え方

○こども家庭センターとの連携、実施場所の確保などについて検討し、できるだけ早い段階での設置を検討していきます。

事業の概要（妊婦等包括相談支援事業）

○妊娠届出時及び産後の聞き取りや妊娠・産後アンケートの結果を通して、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

○改正子ども・子育て支援法により地域支援事業に位置付けられた事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	990	984	981	981	984
確保方策	990	984	981	981	984
実施体制	保健師及び助産師による面接の実施（2回目は希望者のみ面接実施）				

（単位：人／年延）

量の見込みと確保方策の考え方

○各年度の0歳児人口推計により見込んでいます。

○0歳児人口推計をその年の妊産婦数とし、各年度の妊産婦数に3回の面接実施した量の見込み分を確保します。

(2) 延長保育事業

事業の概要

○保育園、認定こども園等において、保育認定を受けたこどもについて、通常利用時間（保育認定時間）を超えて保育を実施する事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	609	596	586	573	576
確保方策	609	596	586	573	576

(単位：人／年)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中、利用割合は年による増減はありながらも概ね横ばいでした。過去最大の利用割合を推計人口に乗じて見込みました。
- 現状の体制での供給を引き続き実施します。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

全市

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	181	186	181	190	163
	2年生	155	147	149	147	153
	3年生	116	108	103	104	102
	4年生	60	63	57	54	54
	5年生	25	24	24	25	21
	6年生	6	7	5	7	6
	合 計	543	535	519	527	499
確保方策 (B)		865	865	865	865	865
過不足 (B-A)		322	330	346	338	366
(実施か所数)		19	19	19	19	19

(単位：人)

桜岡校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	45	44	35	42	38
	2年生	25	37	36	29	35
	3年生	24	17	26	25	20
	4年生	10	10	7	11	10
	5年生	2	3	3	2	3
	6年生	0	0	0	0	0
	合 計	106	111	107	109	106
確保方策 (B)		175	175	175	175	175
過不足 (B-A)		69	64	68	66	69
(実施か所数)		4	4	4	4	4

(単位：人)

三里校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	2	2	5	3	2
	2年生	4	2	2	4	2
	3年生	3	4	1	1	3
	4年生	2	2	2	1	1
	5年生	1	1	0	1	0
	6年生	0	0	0	0	0
	合 計	12	11	10	10	8
確保方策 (B)		20	20	20	20	20
過不足 (B-A)		8	9	10	10	12
(実施か所数)		1	1	1	1	1

(単位：人)

晴田校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	22	19	22	22	21
	2年生	20	20	17	20	20
	3年生	14	15	15	13	15
	4年生	8	8	8	8	7
	5年生	5	4	4	4	4
	6年生	1	1	1	1	1
	合 計	70	67	67	68	68
確保方策 (B)		90	90	90	90	90
過不足 (B-A)		20	23	23	22	22
(実施か所数)		2	2	2	2	2

(単位：人)

岩松校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	11	11	14	11	9
	2年生	14	10	10	13	10
	3年生	9	10	7	7	9
	4年生	6	6	6	4	4
	5年生	4	4	4	5	3
	6年生	2	2	2	2	2
	合 計	46	43	43	42	37
確保方策 (B)		100	100	100	100	100
過不足 (B-A)		54	57	57	58	63
(実施か所数)		2	2	2	2	2

(単位：人)

三日月校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	50	51	45	49	45
	2年生	46	38	39	34	37
	3年生	28	31	26	26	23
	4年生	14	14	15	13	13
	5年生	3	3	3	4	3
	6年生	1	1	1	1	1
	合 計	142	138	129	127	122
確保方策 (B)		200	200	200	200	200
過不足 (B-A)		58	62	71	73	78
(実施か所数)		4	4	4	4	4

(単位：人)

牛津校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	24	26	25	27	27
	2年生	21	19	21	21	22
	3年生	22	16	15	16	16
	4年生	13	13	10	9	10
	5年生	6	5	5	4	4
	6年生	0	1	0	0	0
	合 計	86	80	76	77	79
確保方策 (B)		125	125	125	125	125
過不足 (B-A)		39	45	49	48	46
(実施か所数)		3	3	3	3	3

(単位：人)

砥川校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	10	10	11	12	5
	2年生	12	9	8	9	10
	3年生	6	7	5	5	5
	4年生	3	5	5	4	4
	5年生	2	2	3	3	2
	6年生	2	1	1	2	2
	合 計	35	34	33	35	28
確保方策 (B)		60	60	60	60	60
過不足 (B-A)		25	26	27	25	32
(実施か所数)		1	1	1	1	1

(単位：人)

芦刈校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	17	23	24	24	16
	2年生	13	12	16	17	17
	3年生	10	8	8	11	11
	4年生	4	5	4	4	5
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	1	0	1	0
	合 計	46	51	54	59	51
確保方策 (B)		95	95	95	95	95
過不足 (B-A)		49	44	41	36	44
(実施か所数)		2	2	2	2	2

(単位：人)

量の見込みと確保方策の考え方

- 放課後児童クラブは、市内の全ての小学校区（8校区）で、小学1年生から小学6年生までの児童を対象として実施しています。
- 地域により需要の傾向も異なることから、今後も校区ごとの需給のバランスを確認しながら、総合的な放課後児童対策を実施します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

- 保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年）により、親子入所等支援や入所希望児童支援（保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等）、レスパイト・ケアなどに事業の活用が拡充されています。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	38	37	36	36	35
確保方策	38	37	36	36	35

（単位：人／年延）

量の見込みと確保方策の考え方

- 需要の発生が予測しにくい事業ですが、前計画期間中、利用割合は年による増減をみせながらわずかに増加の傾向でした。過去最大の利用割合を参考に見込みました。
- 必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを進め、ニーズに対応していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	330	328	327	327	328
確保方策	330	328	327	327	328
実施体制	保健師及び母子保健推進員による訪問				

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

- 各年度の0歳児人口推計により見込んでいます。
- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、量の見込み分を確保します。

(6) 養育支援訪問事業

事業の概要

○育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	155	151	149	146	144
確保方策	155	151	149	146	144

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

- 前計画期間中、利用割合は年による増減が大きかったため、過去最大の利用割合が発生することを想定して見込みました。
- 引き続き、保健師及び家庭相談員等専門員による指導を実施します。現状の体制で量の見込みには対応可能なため、確保方策は100%としています。

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

○本市において、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関等の専門性強化及び構成員の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

実施の考え方

- 要保護児童の適切な支援として、母親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・育児等の問題に早期に対応するため、児童虐待防止ネットワーク事業を実施します。
- 児童福祉担当と母子保健担当で要支援事例等への検討会を実施し、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法に基づく訪問事業、乳幼児健診等により把握された支援対象者への対応強化や妊娠・出産包括支援事業との連携を図っていきます。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	24	24	23
確保方策	25	25	24	24	23

(単位：人日／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

- 令和5年度から実施しています。直近の令和6年度の利用割合を推計人口に乗じて見込みました。
- 支援が必要な家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを受け止めるとともに、家事や子育て等のサービスの提供を引き続き実施します。

(9) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

実施に向けての考え方

- 児童福祉法改正による新事業です。実施場所となる拠点を検討し、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

(10) 親子関係形成支援事業

事業の概要

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、あるいは同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・情報交換できる場を設ける等により、親子の適切な関係性の構築を図る事業です。

実施に向けての考え方

○児童福祉法改正による新事業です。実施場所、運営者などを検討し、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

(11) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12,849	13,538	14,022	14,582	15,214
確保方策	12,849	13,538	14,022	14,582	15,214
(実施か所数)	3	3	3	3	3
サテライト会場 (見込み)	1	1	1	1	1

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

○前計画期間中、利用割合は継続的な増加傾向でした。直近の利用割合を基に、今後、コロナ禍以前の利用実績に向けて利用割合が増加すると想定し、将来人口に乗じて見込みました。

○今後も現在と同等の体制での実施を継続します。過去の受け入れ実績から、同体制で、見込まれる需要の全数を確保できると考えます。

(12) 一時預かり事業

事業の概要

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園などにおいて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
- 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）と、それ以外の預かり（本市ではファミリー・サポート・センターによる実施）があります。

「量の見込み」と「確保方策」

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,444	13,771	13,481	12,927	13,032
確保方策	14,444	13,771	13,481	12,927	13,032

（単位：人／年延）

幼稚園以外での預かり（幼稚園型以外）：ファミリー・サポート・センター

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,112	1,088	1,071	1,047	1,051
確保方策	1,112	1,088	1,071	1,047	1,051

（単位：人／年延）

量の見込みと確保方策の考え方

- 幼稚園型は直近の利用割合が今後も継続すると想定して見込みました。幼稚園型以外（ファミリー・サポート・センター）は過去最大の利用割合を想定して見込みました。
- ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）は幼稚園型の補完を期待するものであるため、今後も活用を図り、ニーズに対応していきます。

(13) 病児・病後児保育事業

事業の概要

- 病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。
- 本市においては、軽い病気の時、病後の回復期、感染症で登園・登校ができない時等はファミリー・サポート・センターでの対応を実施しています。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	451	469	490	515	538
確保方策 (病児保育事業)	513	523	533	543	553
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	11	11	11	11	11

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

- 需要の発生が予測しにくい事業ですが、前計画期間中、利用割合はわずかながら増加傾向であることから、直近最大の利用割合を基に、今後の利用増も想定して見込みました。
- 現在の実施体制を維持し、引き続き継続します。

(14) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業の概要

○乳幼児や小学生等のいる子育て中の保護者及び地域で子育てをサポートできる人を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助ができる者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

低学年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	231	221	214	215	206
確保方策	231	221	214	215	206

(単位：人／年延)

高学年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	527	529	521	499	477
確保方策	527	529	521	499	477

(単位：人／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

- 過去の利用実績で最大の利用割合を、低学年児童・高学年児童の推計人口に乗じて見込みました。
- 小城市はファミリー・サポート・センターが比較的充実しています。引き続き、広報等により利用会員・協力会員ともに増加を図りながら実施します。

(15) 妊婦健康診査事業

事業の概要

○妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう医学的検査を実施する事業です。

○妊娠届出時に契約医療機関において利用できる健診票を最大14枚発行します。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	330	328	327	327	328
確保方策	330	328	327	327	328
実施体制	佐賀、福岡、長崎県の医師会に加入している医療機関で受診				

(単位：人／年)

量の見込みと確保方策の考え方

- 当該年の0歳児の推計人口から見込みました。全数の受診を目指すものであるため、見込みと同数を確保方策としています。
- 契約医療機関にて実施している現在の体制を維持していきます。
- 契約医療機関以外の医療機関において受診した場合（県外での里帰り出産など）についても健診費用を助成します。

(16) 産後ケア事業

事業の概要

- 産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。
- 令和6年度から実施しています。令和7年度からは子ども・子育て支援交付金による地域支援事業に位置付けられます。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

(単位：人／年)

量の見込みと確保方策の考え方

- 令和6年度の利用状況を参考に見込みました。
- 今後、需要の状況を確認しながら、必要に応じて提供体制の充実を検討します。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です（実費徴収分）。

実施の考え方

- 幼稚園利用者のうち低所得世帯及び多子世帯に対し、市が補助を行います。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

○教育・保育施設等事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することで、適切かつ良質な保育の提供体制の確保を図る事業。

実施の考え方

○市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置付けられることとなります。

事業の概要

○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

○0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とします。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15	15	14	13
確保方策		15	15	14	13

(単位：回／年延)

量の見込みと確保方策の考え方

○国の示す算定方法を参考に、推計人口と未就園児数の予測から見込みました。
○市内の事業者と協議を進め、令和8年度の開始を目指します。

6 その他の基本的な取組

(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1世帯当たり人員の減少や保護者の就労形態の変化など、こどもを取り巻く環境は変わってきています。

幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しており、幼稚園、保育園、認定こども園などにおける一時的な預かりや延長保育など、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能を活かしながら、こども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校との連携を図っていきます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制及び進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の対象は、小城市において、全てのこどもと若者が個性を尊重され、権利を守られながら健やかに成長し、それぞれの望みにかなった将来を自ら実現していける社会を、市民や関係団体等とともにつくっていくための計画です。

対象が妊娠・出産前、こども、若者、子育て当事者、支援の担い手などと幅広く、子育て支援を基本としながらも、教育・保育、保健、医療、福祉、まちづくりといった多岐にわたる分野に関わる様々な分野の取組を総合的に進めていく必要があることから、庁内においては関係各部署と綿密な連絡調整を図りしながら、横断的に取組を推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画の推進に取り組みます。

(2) こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、こども施策の基本理念として掲げられています。

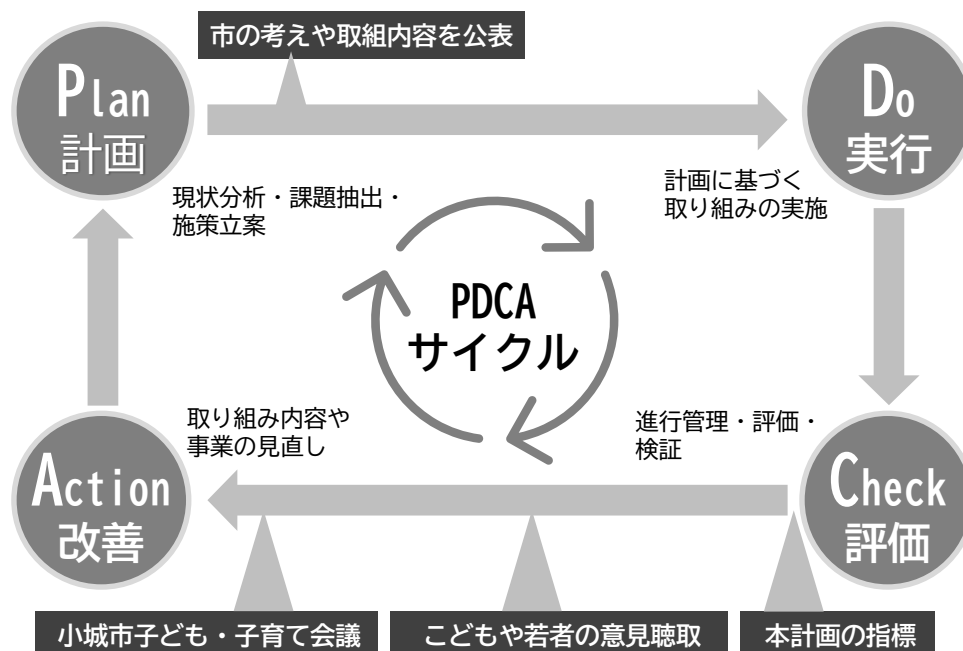
本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもや若者の意見を聴く機会や場を工夫し、取組の実行や必要に応じた見直し等に反映させるよう努めていきます。

(3) 計画の進行管理

本計画は、市のホームページや広報紙等において、市の考えや取組内容を公表していくことで、市民の理解と協力を得られるように努めます。計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

取組の進捗状況についての点検・評価は、本計画にて設定する指標により把握し、取組を総合的・継続的に推進してその実効性を確保するため、進捗状況を適宜庁内で点検するとともに、小城市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。

▼ 計画の点検・評価と進行管理における PDCA サイクルのイメージ



2 本計画の指標

本市が、本計画の基本理念である「こどもが自分らしく笑顔で育つまち」にどれだけ近づけたかを評価するため、取組の進捗状況について点検する指標を設定します。

項 目	目標・指標		出典（時点）
生活の満足度が10点満点で5点以上と答えたこども・若者の割合 （国：「生活に満足している」と思うこどもの割合）	現状	小学生 84.8% 中学生 75.3% 15～39歳 83.3%	子どもの生活アンケート （2023年度） 15歳～39歳の若者アンケート （2024年度）
	目標	現状を維持していく	（国の目標値以上を維持する）
	（参考）国	（現状）60.8% （目標）70.0%	OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」 （2022年）
自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合 （国：自分の将来について明るい希望がある）	現状	77.0%	15歳～39歳の若者アンケート （2024年度）
	目標	80.0%	
	（参考）国	（現状）66.4% （目標）80.0%	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 （2022年）
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 （国：「今の自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合）（自己肯定感の高さ）	現状	66.5%	15歳～39歳の若者アンケート （2024年度）
	目標	70.0%	
	（参考）国	（現状）60.0% （目標）70.0%	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 （2022年）
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 （国：「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合）	現状	87.6%	15歳～39歳の若者アンケート （2024年度）
	目標	90.0%	
	（参考）国	（現状）84.1% （目標）90.0%	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 （2022年）
「自分の意見や考えをまわりに大人に聞いてもらえる」と思うこども・若者の割合 （国：「こども政策に関して自身の意見が聞いてもらえる」と思うこども・若者の割合）	現状	小学5年生 79.4% 中学2年生 74.8%	子どもの生活アンケート （小学5年生・中学2年生） （2023年度）
	目標	現状を維持していく	（国の目標値以上を維持する）
	（参考）国	（現状）20.3% （目標）70.0%	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 （2023年）
安心して子育てできるまちと思う市民の割合	現状	80.4%	市民アンケート （2024年度）
	目標	85.0%	

資 料 編

1 小城市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 11 号

注 令和 5 年 3 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、小城市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令 5 条例 6・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する。

(令 6 条例 5・追加)

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(令 6 条例 5・旧第 2 条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令 6 条例 5・旧第 3 条繰下)

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令6条例5・旧第4条繰下)

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令6条例5・旧第5条繰下)

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(令6条例5・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(令6条例5・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(小城市幼児教育審議会条例の廃止)

2 小城市幼児教育審議会条例(平成19年小城市条例第32号)は、廃止する。

(小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年小城市条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年12月19日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日条例第5号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する

2 計画策定の経過

年 月 日	会議・主な内容等
令和5年度	
令和6年1月15日	○小城市子ども・子育て会議（第1回） ・「小城市子ども・子育て支援事業計画」について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
令和6年度	
令和6年3月	○子育て支援に関するアンケート 実施 ・令和6年3月1日～3月19日 ○子どもの生活アンケート 実施 ・令和6年3月1日～3月19日
令和6年5月15日	○小城市子ども・子育て会議（第1回） ・第2期小城市子ども・子育て支援事業計画の概要について ・「(仮称)小城市こども計画」アンケート結果について ・「(仮称)小城市こども計画」策定に向けた若者アンケートについて
令和6年6～7月	○こども計画策定に関する調査(若者) 実施 ・令和6年6月21日～7月21日
令和6年7月29日	○小城市こども計画 高校生ワークショップ 実施 ・市内の高校に通う高校生たちに集ってもらい、グループに分かれて意見を出しあい、グループワークの結果を発表
令和6年9月30日	○小城市子ども・子育て会議（第2回） ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・(仮称)小城市こども計画に向けた児童・子育て世帯・若者へのアンケート・ワークショップの結果について ・(仮称)小城市こども計画について（骨子、総論）
令和6年12月19日	○小城市子ども・子育て会議（第3回） ・(仮称)小城市こども計画について（理念、事業、子ども・子育て支援事業）
令和7年 1月24日～2月25日	○パブリックコメント 実施
令和7年3月25日	○小城市子ども・子育て会議（第4回） ・パブリックコメントの結果について ・小城市こども計画の承認について

3 小城市子ども・子育て会議 委員名簿

任期：令和6年1月15日～令和8年1月14日

条例第3条規定	N0	氏 名	所 属	備 考
学識経験を有する者 (1号)	1	山田 政昭	元牛津小学校校長	会長
	2	草場 聡宏	西九州大学教授	副会長
	3	高山 健	小中学校校長会代表	
子育て支援に関する事業に 従事する者 (2号)	4	金田 知博	小城市幼児教育・保育ネットワーク 保育園部会代表	
	5	庄島 典子	小城市幼児教育・保育ネットワーク 幼稚園認定こども園部会代表	R6. 4. 1～R8. 1. 14
	6	船津 由美子	小城市社会福祉協議会 子育て支援関係者	
	7	古川 明子	母子保健推進員代表	
子どもの保護者関係者 (3号)	8	永松 由美子	小城市幼児教育・保育ネットワーク 保育園部会 保護者代表	
	9	勝原 理	小城市幼児教育・保育ネットワーク 幼稚園認定こども園部会 保護者代表	R6. 4. 1～R8. 1. 14
	10	田中 大蔵	小城市PTA連絡協議会代表	R6. 4. 1～R8. 1. 14
市長が指名する者 (4号)	11	古川 教子	主任児童委員代表	
	12	八頭司 勲	労働者代表	
	13	圓城寺 真理子	市民団体代表 (ま・まんてい代表)	
	14	鳥越 留美	公募委員	
	15	嶋田 由衣	公募委員	
	16	永田 彩乃	西九州大学学生（子ども学科）	R6. 4. 1～R8. 1. 14
	17	小林 海柚	西九州大学学生（子ども学科）	R6. 4. 1～R8. 1. 14
	18	園田 胡春	西九州大学学生（看護学科）	R6. 4. 1～R8. 1. 14

小城市こども計画

発行年月：令和7年3月

発 行：小城市

編 集：小城市役所 社会福祉課

（令和7年4月：こども家庭課）

小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電 話 0952-37-6107

FAX 0952-37-6162